

社 会 運 動	社 会 福 祉	日 本
<p>8・14 [9・11] 目付原市之進、旗本鈴木恒太郎ら3名に京都にて殺さる。 維新史料綱要7</p> <p>8・28 [9・25] 丹波・丹後・但馬地方に浮浪の徒潜入の風聞、福知山・篠山・丹波龜山等7藩に譲察の厳重を指令。 同上</p> <p>8・1～10・1 横浜・名古屋に神符降ることあり、これより「ええじやないか」騒動各地に広がる(10～12月最盛・翌年1月ごろまで続く)。 維新史料綱要7、丁卯雜拾録三[慶4.1～ごろようやく止む] 同上</p> <p>9・4 [10・1] 上田藩士赤松小三郎、東洞院五条の道路上で暗殺される。 同上</p> <p>9・10 [10・7] 市中諸廊、冥加金年3,000両献納を幕府に申請。 公同沿革史上</p> <p>9・10 [10・7] 徳川家恩顧の士という者、一橋徳川茂栄を推載し、譜代旗本を糾合して、徳川慶喜を誅罰すべしとの投書を和歌山藩邸へ入れる。 維新史料綱要7</p> <p>10・13 [11・8] 京都町奉行、市民の「ええじやないか」を禁止。 政経大年表</p> <p>10・22 [11・17] 福知山藩士飯田節、鹿児島藩士と誤認され、祇園で幕府巡邏に殺害される。 維新史料綱要7</p> <p>10・1～12・1 「ええじやないか」の大衆騒擾なおつづく。</p> <p>11・8 [12・3] 京都町奉行組与力、横田内蔵之助を殺し、伏見街道に梶首するものあり。 維新史料綱要7</p> <p>11・18 [12・13] 山陵衛士隊長伊藤甲子太郎、新撰組隊士のために、京都油小路において襲撃せられ、服部三郎兵衛ら変を聞いて急馳し、さらに闘死するもの3人。 同上</p> <p>12・5 [12・30] 鹿児島藩、在京藩士に粗暴の行動に出ることのないように戒告。 同上</p> <p>12・7 [1・1] 高知藩、陸援隊士10余人、和歌山藩三浦休太郎等の寓居を襲撃、新撰組隊士と闘争、互に死傷、休太郎、創を負うて遁る。 同上</p> <p>12・13 [1・7] 京都市中巡邏をおく。加藤能登守(水口)加藤遠江守(大洲)松浦肥前守(平戸)小出伊勢守(園部)植村駿河守(高取)龜井隱岐守(津和野) 明治天皇紀</p> <p>12・18 [1・12] 市中取締役所へ参与役所より市中乱暴者、失火等の処置方を達す。 府庁文書 明1-1</p> <p>12・19 [1・13] 町人の公事訴訟の官家武家への内訴を禁止す。 同上</p> <p>12・22 [1・16] 市中取締役所、市中見廻り中、狼藉者捕獲時に発砲する場合もあり、動乱のおりから、市民驚動し流言にまどわされぬようにと達す。 布令書</p> <p>2・18 [3・23] 所司代松平定敬、孝明天皇50日祭にあたり洛中の窮民9,719人に米100石を賑恤、さらに輕罪者の特赦を行なう。 維新史料綱要7</p> <p>4・1 [5・4] 宮・門跡・公卿ら、桂川氾濫・民家の被害を上審し、幕府に治水の策を請う。 即日幕府に移牒。 同上</p> <p>12・16 [1・10] 京都町奉行所廢止に際し、その貯蔵米・金を市民に賑給、また天明以降の貸付金の返納を免除。 同上</p> <p>2・3 [3・8] 幕府、外人を路上で嘲弄したり瓦礫を投げつけることを取締る。</p> <p>2・21 [3・26] 幕府、萩藩征伐の役に従い、戦死または負傷した麾下士およびその遺族を加恩救恤、以後しばしば救恤。</p> <p>2・晦 [] 大阪町人某、幕府に上書し、堂島米穀取引に関する悪習等を挙げ、これを芟除して米価を低下せしめ、窮民を撫恤せんことを請う。</p> <p>2・1 大阪付近の部落民ら、幕府に献金を命ぜられたことを感謝し、えたの称の廢止を要請する上書を提出。</p> <p>3・5 [4・9] 上京中の將軍慶喜、開港期日(慶3・12・7)迫る兵庫の開港勅許を奏請。3・19不許の御沙汰出る。3・22慶喜再度奏請。3・29再び不許の朝命出る。</p> <p>3・19 [4・23] 幕府、百姓・町人の武芸学習をかたく禁止し、江戸では武芸弟子に入門させないよう達する。</p> <p>3・中 西周、京都で將軍慶喜にフランス語を教授(7・8月頃まで続く)。</p> <p>3・1 幕府、僧侶の手によらないで死者を埋葬した浦上キリストを弾圧。</p> <p>5・21 [6・23] 高知藩士板垣退助ら、鹿児島藩士小松帶刀らと京都で会見。討幕拳兵を盟約。</p> <p>5・1 横須賀製鉄所で職工生徒に付近の農村より少年9人を採用。</p> <p>6・22 [7・23] 高知藩士後藤象二郎・坂本竜馬ら、鹿児島藩士西郷隆盛・大久保利通らと会見、大政奉還の薩土盟約を結ぶ。</p> <p>6・29 [7・30] 幕府、国内事務総裁・会計総裁・外国事務総裁(各新設)・陸軍総裁・海軍総裁を任命、老中月番の制を廃止。</p> <p>6・1 坂本竜馬<船中八策>。</p> <p>8・1 幕府、武蔵国荏原郡駒場野一帯を上地として撤兵伝習訓練場としたため、農民騒擾おこる。</p> <p>9・1 英人医師ニュートンの要請により、横浜吉原町会所で遊女の検査を実施。</p> <p>9・1 歌舞伎俳優3世沢村田之助、脱疽を病み横浜のヘボンの執刀で右足を切断。</p> <p>10・13 [11・8] 前右近衛権中将岩倉具視、鹿児島藩主父子あての討幕の詔書を大久保利通に、萩藩主父子官位復旧の宣旨を廣沢真臣に手交。</p> <p>10・14 [11・9] 高家大沢基寿、將軍慶喜の命により大政奉還上表を朝廷に提出。</p> <p>10・1 8月下旬、名古屋地方で神仏の護符などを民家にまきちらし、民衆狂舞(ええじやないか)。東海道・江戸・京畿などの地方にひろがり、鳴物入りで街中を騒ぎ回る。</p> <p>11・13 [12・8] 江戸府下、徳丸原上地に反対する農民、仏入を護衛中の別手組4人を捕え人質にして騒擾(のち、上地中止となる)。</p> <p>この年</p> <p>▷ 摂津・河内・肥後・羽後の諸国で農民の騒擾おこる。</p> <p>▷ 久我俊斎訳『三兵養生論』2巻(軍隊の衛生に関する最書の本)。</p>		

社会運動	社会福祉	参考	日本
<p>1・4 [1・28] 鳥羽・伏見役で京都に戒厳令布告。 政経大年表</p> <p>1・7~8 [1・31~2・1] 丹波北桑田郡上弓削村(現京北町)で農民騒動、代官の專横に反対、3人流罪。⁽¹⁾ 丹波史年表</p> <p>1・13 [2・6] 京都市民で賊徒の兵器などを藏置する者悉く市中取締所に納付させる。 太政類典 1-85</p> <p>1・18 [2・11] 市中町役に献金強制するを禁ず(参与役所)。 府庁文書 明1-9</p> <p>1・27 [2・20] 騒乱後の狼藉者多く市中木戸を旧に復すよう達す(参与役所)。 府庁文書 明1-1, 1-9</p> <p>1・27 [2・20] 暗殺嚴戒の朝令を市中に布告。 府庁文書 明1-1</p> <p>1・一 愛宕郡鞍馬村で村民ら竹槍をもち地頭を襲い殺害。諸負担の過重に反対したもの〔鞍馬騒動〕[11・29主謀者3名のほかは釈放される。]。 日出大11.11.21 NHK放送「京都百年」</p> <p>1・一山国隊結成。 北桑田郡誌</p> <p>1・一 朝敵藩から武器類を預った者、市中取締役所へ差出すよう達す。 御達書</p> <p>2・10 [3・3] 京都大阪商民親征用途金を調達する者は特別の賞美があると諭す。 法規分類大全 賞恤門</p> <p>2・13 [3・6] 山国隊東征軍に加わり京都発。 山国読本</p> <p>2・15 [3・8] 京都市中取締役所を京都裁判所と改称。 京都維新読本</p> <p>2・26 [3・19] 太政官、三条橋詰に目安箱を設置〔2・24達、3・7堀川竹屋町に増置、後府庁前に増置〕。 太政類典</p> <p>2・30 [3・23] 英国公使ソルハルリー・パーカス、帝皇に拝謁の途中、数人の日本人に襲われる。⁽²⁾ 万国新聞紙 1</p> <p>閏4・25 [6・15] 長谷信篤、京都府知事に任せられる。 太政類典 1-31</p> <p>閏4・27 [6・17] 九州浦上村切支丹宗徒4,010人を各藩預けとす。丹波笛山(青山左京大夫)50人、丹波龜山(松平図書頭)50人預けらる。 法令全書、御達留</p> <p>閏4・一 近藤勇の首、三条河原にさらされる。⁽³⁾ 太政官日誌 16</p> <p>5・10 [6・29] 三藩京都市中取締役免ぜられ、以後民政訴訟は京都府が掌る。 公同沿革史 上</p> <p>5・13 [7・2] 太政官、目安箱に投入の者は「忌諱ナク姓名ヲ記載スベシ」と布告。 太政類典</p>	<p>1・5 [1・29] 薩摩藩、相国寺内薩摩屋敷に臨時病院をおく。西郷従道ら入院、英医ウイリス来診。 府立医大80年史、維新史料綱要 8</p> <p>1・9 [2・2] 伏見、八幡、橋本の兵禍をうけた者を賑恤。このため東本願寺門主光勝に米1,500石を輸送するよう命ずる。 維新史料綱要 8</p> <p>1・一 伏見・鳥羽戦直後に高槻藩領地の幕府郷蔵を開かしめ、その貯蔵米1,500石を御用米として災民救助に充当。 復古記 1</p> <p>1・一 このころ天然痘が流行。 府誌 下</p> <p>2・一 軍務省、上京区中立売に京都屯在の官軍患者収容を目的に京都御親兵病院(後の兵部省治療所)を開設。(11・20 その管轄を府に移す。</p> <p>11・4 再び軍務官の支配となる。廃止明 2・8)。 府庁文書明 1-10, 法規分類大全、法令全書ほか</p> <p>3・一 明石博高をはじめ京都医学研究会員ら錦小路頼言に病院の設置を建議(4・一錦小路家執事木村得正と協議し、京都御苑施薬院跡に明石博高無料病院を開く)。 明治文化と明石博高翁、府立医大80年史</p> <p>閏4・13 [6・3] 熊谷久右衛門直孝、有志の諸医とはかり官許を得て有信堂を再興。府は日を定めて東洞院通姉小路上ルで種痘を施行。⁽⁴⁾ 府庁文書明 1-4, 府史</p> <p>4・1 [4・23] 町触で府下「百姓・町人」のうち孝子節婦および70歳以上の者を届けさす。4・21京都裁判所、孝子貞婦および70歳以上の者を査申させる。 府史、大政類典 1-32</p> <p>5・27 [7・16] 近畿地方大洪水につき、会計官、罹災者救助のため府へ出張(6・28長谷知事、伏見地方へ恤救視察、罹災者に粥米1人4合ずつ支給)。 府庁文書 明1-1、都鄙新聞 4</p> <p>5・一 帰順の旧与力、同心、足輕等往々浮浪流落する傾向にあり仁恤の趣意から口糧を支給。 府史</p> <p>6・14 [8・2] 府、刑法官へ15歳以下60歳以上の犯罪者への笞刑を免ずることについて伺。 府庁文書 明1-8</p> <p>6・一 府、市中横死人等発見の際の届出方を達(発見次第府に届出すること)。⁽⁵⁾ 府庁文書 明1-3</p> <p>7・一 府、養老の典につき以後毎年高齢者扶持料下賜のことを達す(3人扶持100歳以上の者、2人扶持88歳以上の者)。 府庁文書 明1-10</p> <p>7・10 [8・27] 府、天皇還幸の土産として洛中洛外の老人へ金子を下賜(金1,000疋宛90歳以上、金700疋宛80歳以上、金500疋宛70歳以上)。 同上</p> <p>10・5 [11・18] 府、与力同心の帰順と窮民との区別を明らかにするよう弁官へ伺(伺の通)。 府庁文書 明1-8</p>	<p>(1) 上弓削村には稻田、佐伯、寸田等の旧家があったが、7日夜半突如稻田家に抜身を下げた者十数人、屋敷の周囲をとりまき夜襲をかけた。屋敷・家財等は破損され、また硯箱・六十両の金札が紛失した。これは、上弓削村の旧支配者武田兵庫とその代官佐伯・寸田の仕業であったが、これを知って不意の暴動に一時は呆然としていた農民も怒を発し、両代官の襲撃をはじめた。農民等は夏路橋のたもとにあった竹籠から竹槍を作り爆竹を鳴し炬火をかけて代官屋敷を襲った。酒屋であった佐伯家では、農民達は酒がめを次々に割り酒を浴びた。付近は酒で一面池のようであったといふ。難を免がれて稻波父子は京都へ帰ったが、武田兵庫方は事件直後京都の太政官役所へ張本人は稻波(丹波之介)であり、農民をそそのかして代官屋敷を襲わせたものであると訴えた。12・24、太政官役所は稻波一家遠島の裁断を下した。なお、武田・寸田・佐伯、その家来達は謹慎、謹慎押籠・逼塞等の処分を受けた。稻波一家に対する裁断は、「</p> <p style="text-align: right;">稻波丹波介</p> <p>其方儀官人之身分トシテ私ニ他国へ出刺へ御紋附之品用ヒ加之武田兵庫領地丹波國弓削村之土民ヲ惑乱セシメ候始末重々不届ニ付遠島可被仰付之処極老ニ付格別之御憐愍を以身分召放し親類へ永預ケ申付候事</p> <p style="text-align: right;">但家屋諸道具欠所之事 稻波誠意</p> <p>其方義父丹波不届之儀有之遠島可申付之処極老之儀格別之御憐愍ヲ以身分被召放親類へ永預ケ申付候就而者其方儀茂謹慎可罷在候事</p> <p style="text-align: right;">稻波道二郎</p> <p>其方儀弱年トハ申ナカラ父丹波介事丹波追々不届之所業致し候ヲ不心付候段不束ニ付叱置候事」である。 北桑田郡誌 近代篇</p> <p>(2) 事件の詳細は、「三月二十三日(日本二月廿日)英國公使京都に於て帝皇に拝謁せんとて行ける途中、日本人に襲はれり。初め中井幸蔵(元は薩州の家臣として当時帝皇の臣なり)外国公使館の護衛を引連れ、又公使館護騎來り、公使直ぐ出立し、後藤庄次郎といふ高官の人ならびに通弁官「サトウ」其傍に附添ひ、前護の從者横衢に曲らんとせし時、豈計らんや、其公使館より二三間行過ぎしが、離れたる所より数多の日本人不意に両側の住家より飛出、各両手に獲物を持、当りまぐれに切り付る。その内、中井幸蔵馬上より飛下り大に戦ひしが、石につまづき倒れて頭上に疵を受たり。思ふに悪徒のうち掛合になりし者は唯二人。</p> <p style="text-align: right;">.....(中略).....</p>	<p>1・3 [1・27] 戊辰戦争おこる。</p> <p>1・17 [2・10] 職制を定め。7科を太政官におく。</p> <p>2・23 [3・16] 『太政官日誌』創刊。</p> <p>3・7 [3・30] 西洋医術採用を宣言。</p> <p>3・14 [4・6] 五カ条の誓文制定。</p> <p>3・25 [4・17] ナポレオン3世、労働者の団結権を承認。</p> <p>3・一 政府、躰寡孤独廃疾の者を憫むべきことを達す。</p> <p>3・一 排仏毀釈の運動おこる。</p> <p>4・11 [5・3] 江戸城開城。</p> <p>4・一 政府、吉原にわが国最初の駆黴病院を設置。</p> <p>閏4・7 [5・28] 延暦寺の僧徒、書を大津裁判所に上り貧・病2院を建設せんことを請う。この日さらに朝廷に稟請。</p> <p>閏4・17 [6・7] 長崎で浦上キリストン約4,000名を弾圧。</p> <p>閏4・21 [6・11] 政体書を出す。</p> <p>5・10 [6・29] 昌平学校を復興。</p> <p>5・15 [7・4] 太政官札を発行。</p> <p>6・11 [7・30] フランスで集会の自由認める。</p> <p>7・17 [9・3] 江戸を東京と改称。</p> <p>7・18 [9・4] 政府、風水害、病虫害による不作に起因する貧民困窮に対し、府県にその対策を指示。</p> <p>8・一 種痘所を東京に設置。</p> <p>9・6 [10・21] 第1インターナショナル第3回大会をブリュッセルで開催。</p> <p>9・8 [10・23] 明治と改元し一世一元の制を定める。</p> <p>9・12 [10・27] 開成学校を復興。</p> <p>9・20 [11・4] 車駕東幸の際、養老、旌賞、賑恤の典を挙行。</p> <p>9・29 [11・13] スペイン革命。</p> <p>10・15 [11・28] 北会津郡、大沼郡の農民蜂起。</p> <p>12・7 [1・19] 医業取締および医学奨励に関する布告。</p> <p>12・24 [2・5] 政府、産婆の堕胎取扱、堕胎薬販売を禁止。</p> <p>12・一 府藩県に対し国事のために死亡した遺族、脱籍流離者ならびにその家族を救助すべきことなどを布告。</p>

明1(1868)年

社 会 運 動	社 会 福 祉	参 考	日 本
<p>5・23 [7・22] 各藩選抜兵士に旧所司代町奉行組下の与力同心を加え、府兵二平安隊編成。明2・7 平安隊警固方と改称。給金3両、市中巡邏捕亡を掌る。 公同沿革史上</p> <p>6・8 [7・27] 浮浪の徒が集同して郊外に練兵することを禁じる。 太政類典</p> <p>6・8 [7・27] 新聞発行は官許によると達す。 府庁文書 明1-1</p> <p>6・9 [7・28] 京地近辺にて浮浪人を集め練兵し、費用を民間に募るなどの行為あり。 政典</p> <p>6・12 [7・31] 暗殺強盗の嚴重取締りを再達し、処罰を類へ及ぼすと達す。 同上</p> <p>6・13 [8・1] 上鳥羽村等4カ村に匪徒警戒の労を褒賞する。 太政類典</p> <p>8・1 他国より「上方稼」と称して入り込んだ者の処置方を達す。生國身分稼方を調べ年寄役より府へ願出。 府庁文書 明1-9</p> <p>10・29 [12・12] 角力、芝居、狂言等の見せ物場にて乱暴働きしものの捕縛を達す。 府庁文書 明1-8</p> <p>11・10 [12・23] 府、旧幕府により尊王のため死亡させられた者の家族救助のため町村へ調査を命ず。 府庁文書 明1-10</p> <p>11・25 [1・7] 東征軍山国隊帰京。山國読本</p> <p>11・27 [1・9] 鞍馬騷動主謀者3名、奉行松田正人から6~8年の流罪をいい渡さる。(直後大赦にて免刑)。 日出大11.11.25 NHK放送「京都百年」</p> <p>12・16 [1・28] 宮堂上諸侯寺社などが用達と称して農工商人などに苗字帶刀を許すことを禁止。 太政類典 1-10</p>	<p>10・28 [12・11] 府、戸籍編製の心得を達す(五人組仕法をもって家々貧窮差迫るものがあれば相助け、悪事を戒め善事を勧めること)。 布達69号</p> <p>10・1 府、難渋人・奇特人・所業がわるくして難渋筋に相成ったものがいればすぐに申出するよう洛中洛外へ達す。 府庁文書 明1-10</p> <p>11・10 [12・23] 節寡孤独廢疾の「無告の窮民」の救恤は「御仁政の主意」により洩れなく町年寄、庄屋年寄等が調べ府へ届出ることを達す。 府庁文書 明1-10、布達74号</p> <p>11・13 [12・26] 小前引立所、西園寺等洛中3寺に設置(小前引立貸渡金として府下貧民無産者の営業成立のため小口貸付を行ない、救壳米等救恤の資金とした。明6・3に救恤から殖産興業方面に充当)。 府史</p> <p>11・25 [1・7] 府、小百姓窮民らの救助に関する心得書を庄屋年寄へ達す。 布達87号</p> <p>11・1 府、堀川通、千本通、塔の段、六角通、六波羅の5カ所(のち六角を廃止し4カ所)に流民集所を設け乞食、流民を収容(管轄流民に免札を渡し使役術業に就かせ、事務規則を制定、さらに11・29 山城国中に流民集所建設の意を布告し協力を要請、費用調達方、施療、施薬を勧奨。明3 窮民授産場設置により発展的解消)。 府史、府庁文書 明1-3、1-10</p> <p>11・1 両替町三条上ル伊勢屋(下村)九兵衛、室町蛸薬師上ル越後屋(田中)専助、窮民救濟と国益を名目に童仙房開拓の口上書を提出(明2・4 再申請)。 府庁文書 明1-28</p> <p>12・9 [1・21] 府、年寄北条太兵衛に流民集所掛を命ずる。 府史</p> <p>12・1 紀伊郡第2区堀内村丸谷甚助、伏見市中、六地蔵辺の窮民に以後毎年米、炭団等を施与。明10までに白米約17石、炭団9,000個余。明11・7 銀盃を府から下賜。 府庁文書 明 11-22</p> <p>この年</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 与謝郡岩瀧村の糸井徳護、糸井一老ら同村の飢餓に際し貧民に施粥。 岩瀧村誌 下 ▷ 上京第25組布袋屋町橋本常栄、府下の貧民へ米金等施与、以後毎年実施。明12・6 銀盃1個府から下賜。 府庁文書 明11-22 ▷ 下京第7区古門前三吉町梶原伊八(清酒商)、林新兵衛(古道具商)ら明4まで貧民に餅1石ずつ施与。 同上 ▷ 府、下京区六角通神泉苑町西入因幡町の六角牢獄を旧幕府から継承し、一般囚人を拘禁(明2・3 徒刑場新設に伴い、未決囚のみを拘置、明18・3・16 六角支署廃止)。 日本監獄教誨史 下 	<p>囚人を吟味にかかりしに、其者の云けるは、同類あらず、元来大坂辺の僧にして京師に來り、神兵に入し由さへ言ひはりしが、遂に同類ありて外国人を殺害せん為に來りしことを白状し、後藤庄次郎の刎し首をみするに、是は同類の者の頭なることを白状し、再び白状するやう、まだ外に同るるありと、是等も捕へられり」。</p> <p>(3) 「賊長近藤勇ノ首級、関東ヨリ至ル、三条河原ニ於テ之ヲ梶スル事三日、其罪惡ヲ掲ケ示ス事、左ノ如シ 元新選組近藤勇事 大和</p> <p>此モノ、兇惡之罪迹アマタ有之上、甲州勝沼、武州流山両所ニオキテ、官軍ニ敵対セシ段、大逆タルニヨツテ、如此令梶首者也 閏四月」 太政官日誌 第16</p> <p>(4) 熊谷直清(鳩居堂社長)著の“維新のころの鳩居堂”には、「…嘉永2・10、熊谷直恭は椿林栄建、江馬櫻園、小石仲蔵の3医師の贊助のもとに長崎から痘苗を持ち帰る。御幸町姉小路上ルの持ち家を1軒、有信堂と号して種痘所にしつらえ、上記の3人の医師に交替で担当して市民に呼びかけたが、人面獣身になるとか、バテレンの邪教であるとか相当な非難を浴びせられつゝも…種痘を受ける人々が漸時増加した。種痘を受ける人々はすべて無料で、子供達にはお菓子を与えて施術したと文献に残っている。この有信堂、維新後京都府が引き継ぐ…」とある。</p> <p>(5) 横死人、捨児等は、從来その家、その町において届出処置することになっていたが、処理費用や養子先決定までの養育費は、家々町々で出すことになっていたので、隣家あるいは隣町へ持つていき放置しておくことが多かったという。</p>	

社会運動	社会福祉
2・27〔4・8〕三条にて「売女廃止」の無名投書ある。太政官とりあげず。大政類典1-11	1・一 府、種痘施行の必要性に鑑み未種痘の者期日通受くべきことを達(医師小石中藏ら5名を府用医として任命。府は当分の間種痘は東洞院の有信堂、三条教諭所の2か所で施行するよう達。5・20伏見に種痘所を開設)。府庁文書 明2-2、府史
2・一 府、大年寄・中年寄・別年寄・用医・御用書林などに苗字帶刀を許す。ただし、役中または其身一代とする。大政類典1-10	2・一 有栖川宮家来安達大進、妙法院宮家来三宅宗甫、中山家家来田中元良、錦小路家来阿部良吉の有志、流民集所の病人の治療を申出る。これに対して府は弁事あてに伺を提出。府庁文書 明2-7
3・6〔4・17〕横井平四郎遭害事件徒党金本顯蔵刑部省より家に謹慎させられる。府史、特裁判典事類	3・9〔4・20〕府、流民集所のものに市中の塵芥掃除を命ずる(3・10流民札・非人札をつくり各自所持させ、無札のものの施与を禁ずる。6・24大年寄役に流民集所振りを命じ、12・20府民彦七をして四方流民の管内に飄泊する者を検査させ、規則にてらしこれを措置させる。12・一流民集所勤方心得を制定)。府史、府庁文書 明2-2
3・7〔4・18〕天皇再度東幸のため、皇宮発駕(3・28東京宮城着)。皇后行啓を知り、市中に遷都の浮説おこり人心少なからず動搖するという。公同沿革史 上	3・15〔4・26〕府、御池神泉苑町西入小浜藩邸に徒刑場を開設。徒刑の仕法、罪人の扱い方などを決定、六角牢獄に未決囚を拘置。府庁文書 明2-2、京都刑務所の沿革ほか
3・18〔4・29〕村において盜賊乱暴人を防ぐため、鐘・太鼓・鉄砲等を備え、非常の際には板木を打鳴すことに達す。布達48号	3・一 府、明元・10から商法司が正金引替の目で利得した13,947両1分2朱銭148文を引継ぎ、府下貧民無産者の営業成立のため小口貸付を行ない、救壳米等の救恤の資金とする。府史
5・13〔6・22〕太政官、出版条例発す、書籍出版は今後昌平開成両校に届出るよう達す。府庁文書 明2-2	4・17〔5・28〕商法司を廃し知事に勧業を委せられ府勧業基金として金札50万両の交付を求め(4・12)、この日会計官、府に勧業基立金10万両を支給、ついで2年内に商法司から5万両の支給を受け、合計15万両を借用。府史勧業類
5・17〔6・26〕府、流傳する浮説などにたいし、疑惑動搖すべからずと達す。布達68号	6・9〔7・17〕府、米価高騰のため市中5か所に救壳米所を設置(6・19、9・24、12・7に救壳米を実施)。 ⁽¹⁾ 府史
5・19〔6・28〕洛中洛外町筋で責馬・調馬を禁止。大政類典1-16	6・28〔8・5〕徒刑人男容体は惣髪で束ね輪毛、片眉剃落し、柿色筒袖半天、女容体は額口巾1寸5分、2寸剃上げ眉毛生立せ、黒齒、衣類常体と定める。徒刑年限明の身寄りのないものを収容するため徒刑場敷地に御救助小屋を設置。京都刑務所の沿革
6・17〔7・25〕府下、夜盜夥多につき、府知事始め微行・巡邏す。大政類典1-86	8・26〔10・1〕車駕東遷に加え凶作で市況沈滞し困窮者が続出、大蔵省から府に対し、窮民救助として毎月米700石交付する旨達(むこう12か月)。 ⁽²⁾ 府史、府庁文書 明2-1
6・23〔7・31〕京都府下で稽古場外の発砲を禁止。大政類典1-17	9・24〔10・28〕府、救助米下賜の詔勅により京都の仕法を立て府下に諭告。府史、京都経済史
9・4〔10・8〕大村益次郎大輔おそわる。来客および大村家来3人死亡。犯人8人中1人(宮和田進)斬殺さる(9・6長州藩団仲次郎・久保田藩佐藤竹次郎他計4人越前府中にて逮捕)。府史、特裁判典事類	10・2〔11・5〕政府、府申入れの「窮民救助の大參事はじめ奏任官までの官禄返上」を許可。この件留守判官から府に達。府庁文書 明2-3、4
9・24〔10・28〕市民、皇后東京行啓に反対し、石葉寺門に直訴におよぶ。府知事ら、名望家香具屋久兵衛など6名に、遷都ではないことなどの説得を命じる。公同沿革史 上	10・4〔11・7〕府、相楽郡童仙房開拓を直営事業とする(開拓掛に市川義方、開拓用掛に伊勢屋九兵衛、越後屋専助を任命。12・一市中の窮民300余人を募って移住させ開墾に着手)。府庁文書 明1-28
11・13〔12・16〕長谷宰相(信篤)皇后行啓につき市民不穏鎮静のため尽力を賞す(太政官)。府庁文書 明2-3	10・18〔11・21〕下京第14番組(修徳)の中年寄ら、小学校維持法としての小学校会社の組織を提言。 ⁽³⁾ 府史、府教育史 上、京都経済史
12・29〔1・30〕大村暗殺犯人死刑執行。(12・20栗田口刑場にて処刑寸前京都彈正台の申入れにて一時中止。府は12・28中止はもつての他と達す)。府史、特裁判典事類	10・一 府、はじめて玄米を府下各小学校に分儲し、救濟に備える。
12・一 この冬、府は人心動搖の故をもって、地子免除と金穀下付を政府に請願す。京都経済史	11・5〔12・7〕府、流民、悲田院の者の救助手立のことを山城国中社寺ともに達す。府庁文書 明2-2
12・一 天田郡福知山藩管下にて、賛貨取締令に反対して農民不穏、藩重職鎮撫に努め、暴動に至らず。維新史料綱要10、青木年表	11・5〔12・7〕府、山城国中に捨子の悪弊をいましめ生活に困窮する者は幼児を連れて府へ申出するよう達す。 ⁽⁴⁾ 府庁文書 明2-2、明3-5、10

参考	日本
(1) 救壳米所市中5か所とは 上京区日暮櫻木町上ル西側等観寺、上京区富小路御池上ル町小学校所、下京区室町松原下ル徳万町会所代、下京区仏光寺東洞院東入ル小学校所、下京区松原建仁寺東入ル轆轤町会所である。	2・5〔3・17〕「府県施政順序」を頒布。
(2) 今般窮民御救助之義詔書並御沙汰書ニ被仰出候通り当年諸道不作物価日々騰貴諸民一同難渋不少一方殊更京都之義ハ近年諸處幅塗いたし自ら生業も営ミ易く候處一旦御留守中ニ相成自然産業を失ひ、必至困窮ニ立至り候者も不少、全夕時勢之変遷無拠次第ニ而自餘府藩県を者格別難渋之義ト深御詮議…当年ノ処半分或ハ五分、十分ノ一等返上御許容之上兩京御救助ニ被先行候御事ニ有之候依て自今12ヶ月之間月に米七百石宛大蔵省ヨリ其御府へ可相渡候ニ付… 府庁文書 明2-1	2・8〔3・20〕新聞紙刊行を公許。
対象を「小民」「貧民」「窮民」の3等に分け小民は生活の途立つも蓄積なき故に苦しむものなれば、業に応じ官金を貸与えて引立てる。貧民は身体壯健にて渡世せるも自らの病難、或は家人のそれにて一時活計を失ったものとみて病中又は当分救助米を与えるもの、窮民は孤独、廢疾にて全く職業引立たざるものにて之に救助米を与える。	2・24〔4・5〕東京遷都を決定(2・28天皇東京着)。
(3) 当時府の勧奨によって建設された京都府小学校は単なる教育機関でなく、旧来の町会所の機能を具有しており、広範囲な事務、行政に当っていた。明15・1には小学校は教育以外の他事に仮用することを禁じた。下京第14組会社の規約によれば、同志の「身上」に応じた出金を基立金となし、その利子で貧民に援助を与えたる、小学校維持費を捻出したり、社中に零落者生じれば、再起の手立てを施すことを目的とする。	3・20〔5・1〕津田真道<人道を売買する事を禁ずべき議>を公議所へ提出。
(4) このような捨子の傾向は生活困難により後を絶たなかつたらしく、明3・6・29にも達を出し、もし不審の場合は、町年寄は勿論町内組合一層心を付け申出でよ、品により褒美も出そうというもの。	4・10〔5・21〕松田正義、日田養育館を設立。
↗ 10・4〔11・7〕府、相楽郡童仙房開拓を直営事業とする(開拓掛に市川義方、開拓用掛に伊勢屋九兵衛、越後屋専助を任命。12・一市中の窮民300余人を募って移住させ開墾に着手)。府庁文書 明1-28	4・15〔5・26〕政府、脱籍浮浪人復籍の措置を定める。
10・18〔11・21〕下京第14番組(修徳)の中年寄ら、小学校維持法としての小学校会社の組織を提言。 ⁽³⁾ 府史、府教育史 上、京都経済史	4・24〔6・4〕東京府、三田教育所を開所。
10・一 府、はじめて玄米を府下各小学校に分儲し、救濟に備える。	4・一 加藤弘之<非入えた御廃止の議>を公議所へ提出。
11・5〔12・7〕府、流民、悲田院の者の救助手立のことを山城国中社寺ともに達す。府庁文書 明2-2	4・一 公議所で部落解放論ぜられる。
11・5〔12・7〕府、山城国中に捨子の悪弊をいましめ生活に困窮する者は幼児を連れて府へ申出するよう達す。 ⁽⁴⁾ 府庁文書 明2-2、明3-5、10	6・17〔7・25〕版籍奉還決議。
△ 岐阜、岩手、山梨、長野、新潟の諸県で藩札濫發、貨幣改鑄、賛金による物価騰貴のため年貢減免要求の騒擾おこる。	8・3〔9・8〕高率年貢の高崎藩で農民4,300人蜂起。
△ 岐阜、岩手、山梨、長野、新潟の諸県で藩札濫發、貨幣改鑄、賛金による物価騰貴のため年貢減免要求の騒擾おこる。	8・9〔9・14〕アイゼナハのドイツ労働者組合大会でドイツ社会民主労働党創立。
△ 岐阜、岩手、山梨、長野、新潟の諸県で藩札濫發、貨幣改鑄、賛金による物価騰貴のため年貢減免要求の騒擾おこる。	9・4〔10・8〕兵部大輔大村益次郎、京都木屋町で萩藩士に襲撃される。11・5死亡。
△ 岐阜、岩手、山梨、長野、新潟の諸県で藩札濫發、貨幣改鑄、賛金による物価騰貴のため年貢減免要求の騒擾おこる。	9・6〔10・10〕第1インターナショナル第4大会、バーゼルで開催(～9・11)。
△ 岐阜、岩手、山梨、長野、新潟の諸県で藩札濫發、貨幣改鑄、賛金による物価騰貴のため年貢減免要求の騒擾おこる。	9・17〔10・21〕政府、東京の非人乞食のうち強健者を出身地へ引渡す。
△ 岐阜、岩手、山梨、長野、新潟の諸県で藩札濫發、貨幣改鑄、賛金による物価騰貴のため年貢減免要求の騒擾おこる。	10・12〔11・15〕富山県に年貢減免の蜂起拡大、11月中に農民2万人参加。
△ 岐阜、岩手、山梨、長野、新潟の諸県で藩札濫發、貨幣改鑄、賛金による物価騰貴のため年貢減免要求の騒擾おこる。	12・14〔1・15〕大垣藩(岐阜)で凶作により閏米払下、帳簿類公開迫り暴動。
△ 岐阜、岩手、山梨、長野、新潟の諸県で藩札濫發、貨幣改鑄、賛金による物価騰貴のため年貢減免要求の騒擾おこる。	12・一 浦上キリストン約3,000人を捕え流刑。
△ 岐阜、岩手、山梨、長野、新潟の諸県で藩札濫發、貨幣改鑄、賛金による物価騰貴のため年貢減免要求の騒擾おこる。	12・一 天災窮民救助の規定を制定。
△ 岐阜、岩手、山梨、長野、新潟の諸県で藩札濫發、貨幣改鑄、賛金による物価騰貴のため年貢減免要求の騒擾おこる。	この年

社 会 運 動	参 考	日 本
<p>1・5 [2・5] 上久我村農民大勢、凶作困窮のため去る12月末、村内豪農幸吉方へ竹槍を携えて押しかけたが、この日府に強訴。今里村役人の仲裁で幸吉に米金を拠出させる。⁽¹⁾ 府令原書付箋、府庁文書 明3-1-5</p> <p>1・1 山城蓮台野村年寄元右衛門から「身分取立嘆願書」を政府に提出、部落大衆自ら解放を訴える。 部落の歴史と解放運動</p> <p>2・18 [3・19] 長州藩奇兵隊解散に対する反乱逃亡者当府へ潜入するおそれあり、取締厳重にするよう達す。 府庁文書 明3-5</p> <p>2・27 [3・28] 横井小南暗殺犯人8名海路東京へ護送。 府史、特裁判典事類</p> <p>3・2 [4・2] 天皇、京都還幸にあたり、惣代らに酒肴を下賜（1・6町内に下賜酒杯を頒与する）。 公同沿革史 上</p> <p>3・8 [4・8] 特旨をもって産業基立金（お土産金、京都のみの特例）5万両下付を達す（閏10月さらに5万両下付）。 府史</p> <p>3・19 [4・19] 大年寄以下、諸町役を召して還幸延期令を発し、地子免除、産業基立金下賜（5万両）[3・8決定]を伝え、諭文を市民に発布する。これは、2月還幸延期令が下ったのにたいし、府が、金穀の令下らざるに布告下達しがたしとして上請、基金下賜にいたったもの。 同上</p> <p>3・21~30 [4・21~30] 還幸延期につき市内64小学校にて大小正権參事出張し人民説諭行う。 府庁文書 明3-12</p> <p>3・28 [4・28] 大村暗殺犯人処刑中止事件の判決下る。 府史、特裁判典事類</p> <p>8・22 [9・17] 外国人へ童男女を売りとばすことの厳重禁止を達す。 府庁文書 明3-6</p> <p>11・15 [1・5] 坂本竜馬京裏寺町三条下ル旅宿近江屋にて、中岡慎太郎と対談中、夜九時すぎ、京見廻組3名により暗殺される。時に33歳。 坂本竜馬（池田敬正）</p> <p>12・1 亂暴粗暴の行い、抜刀街上放歌などの所業を厳禁す（太政官布告）[明4・1-27京都府令]。 府庁文書 明4-9</p> <p>12・1 火付盗賊人殺し賤金札作り尋査捕または訴入した者に褒美手当など下さるとの布告である（太政官布告）[明4・1-27京都府令]。 同上</p>	<p>2・1 府、弁官に昨9月來の玄米毎月700石の下渡しがこの年1月から差止めのためひきつづき下渡しを督促。 府史</p> <p>2・1 府、窮民救済のため玄米3,200石を市中各組に追加下付。 府史、市会史</p> <p>3・1 府の調査の結果、管内に「部落」と呼ばれるもの9,176人、戸数2,042戸、「非人」と呼ばれるもの2,999人、戸数786戸。 府史</p> <p>4・28 [5・28] 府、種痘施行につき用医のはかは狼りに種痘ならずと達す。 府庁文書 明3-5</p> <p>5・9 [6・7] 東洞院御池上ル町元有信堂を留守官管轄大学に属させ、医学校治験兼種痘所と改称、開業10日（治験所明4・3廃止）。 府庁文書 明3-2、5、明4-8</p> <p>5・11 [6・9] 徒刑場を上京主税町旧幕府所司代邸（元千本邸）に移す。 京都刑務所の沿革</p> <p>6・19 [7・17] 府、市中に市中難渋の者のため盆前を凌ぐべく米4,500俵安売申付について達す（ただし前年冬の救壳米代金未納者は不可、1升につき錢1貫50文）。 府庁文書 明3-5、8</p> <p>6・19 [7・17] 協救社の養豚業、徒刑場において開業（市郡中家々の残飯取り集めに餌桶を街角に配置し徒刑人を使う）。 府庁文書 明3-5、京都刑務所の沿革</p> <p>6・29 [7・27] 府、捨子堕胎取締を布達。 府庁文書 明3-5、布達84号</p> <p>7・1 貸座敷業者共同出資し、下京第15区（祇園神幸道）に娼妓徽毒治療所「療病館」を設置（東京は明4・9、大阪は明4・10）。 府史、府立医大80年史ほか</p> <p>9・1 府、流民、乞食が無札で徘徊する場合国境外へ追払う旨を達す（11・1復籍未済の者申出のことを達す）。 府史、布達108、152号</p> <p>9・1 久美浜県、管内窮民救恤の食糧金錢等を寄附の者に対し集会の際額に応じて席次をきめることにし寄附を奨励。10・1救荒社規則をつくり積立利益をもって救荒に備える。 峰山郷土史 上、府下民政資料解題及功労者調</p> <p>10・13 [12・5] 府、窮民授産所設置のため角力頭取芸者等浮業者の授産所納金の法則を制定し管内に達す。 府庁文書 明3-6</p> <p>10・17 [12・9] 明石博高、府に出仕（楨村正直府參事らの懇願による、舎密局、医学校、療病院その他の施設ができる端緒となる）。 明治文化と明石博高</p> <p>11・15 [1・5] 府、明石博高の主唱により流民集所を廃し、上京区中立壳通智恵光院東入ルに窮民授産所を開設（11・17徒刑場内の苦役人を授産所に移す。11・19授産所窮民に対し窮民共食事夜具規則を制定）。⁽³⁾ 府史、明治文化と明石博高</p> <p>11・30 [1・20] 府、養老扶持、窮民救助米を12月から正米（現物）で下付することを達す。 府庁文書 明3-6</p> <p>11・1 府、舎密局仮局を河原町二条下ルに設置（開業式12・22）。 府史、京都經濟史、島津製作所史</p> <p>12・1 府の竹中大輔「窮乏無告の者あらば貧院を興すべく病院を興すべし」と意見書を提出。これに対し松田大參事「職務の間暇有之バ貧院病院法可編綴事」と命令。 府庁文書 明4-18</p> <p>12・1 府、上京合薬会社（下立壳新町西入）、下京合薬会社（室町松原下ル）を設置。 府史、市醫師会50年史</p> <p>12・1 府、福井藩医前田松闇を府出仕とし種痘業務に当らせる（のち療病院創設時ヨンケル招へいに努力）。 この年ごろ ▷ 愛宕郡岩倉村の今井家、精神病者家族看護を始める。 京都医事衛生誌 439</p>	<p>1・1 野村蓮台ら部落の解放について請願。</p> <p>1・1 府藩県に対し復籍者を引取り生計を立てさせることを布告。</p> <p>3・3 [4・3] 高島炭坑の日雇坑夫数100人賃下げに激昂、人夫頭を襲う。</p> <p>3・20 [4・20] 宇和島藩で大豆銀納減免、櫛実值引上で暴動、5月におよぶ。農民15,000人参加。</p> <p>3・1 武蔵国小菅県、窮民救助の報恩社を設ける（この頃から多くの府藩県に義倉、社倉設けられる）。</p> <p>4・24 [5・24] 種痘法施行につき府藩県に布告。</p> <p>6・19 [7・17] 高島炭坑坑夫約4,000人、外人技師宿舎、機械に乱暴。</p> <p>7・19 [8・15] 普仏戦争始まる。</p> <p>8・9 [9・4] 生アヘン取扱規則を達す。</p> <p>8・13 [9・8] 政府、在留中国人でこどもを海外へ売る者の嚴重取締を命令。</p> <p>9・4 [9・28] フランス、共和国を宣言。</p> <p>9・19 [10・13] 平民に苗字使用を許可。</p> <p>9・20 [10・14] イタリア統一完了。</p> <p>9・28 [10・22] ミス=キダー、横浜のヘボン施療所で女子教育を始める。</p> <p>9・1 太政官、脱籍無産人の復籍規則を定め府藩県に頒示。</p> <p>11・13 [1・3] 府藩県に徵兵規則を達す。</p> <p>11・17 [1・7] 日田で地役人廢止、雜稅廢止で暴動、農民1万人参加。松代藩で税法改正、藩札回収を要求し騒擾、農民7万人参加。</p> <p>12・19 [2・8] 長野県中野町の農民、世直しで蜂起。</p> <p>12・1 開拓使、移民規則を定め、北海道移住を奨励（この年移住者3,685人）。</p> <p>この年 ▷ 神戸に失業者、乞食が群集。兵庫県はそのうちこども、不具者を関浦清五郎に命じ100人部屋を設けて収容。</p>
社 会 福祉		
<p>1・5 [2・5] 府、行倒人処理方を布達。⁽²⁾ 府庁文書 明3-5</p> <p>1・1 明石博高ら、徽毒療養所を西新屋敷（島原遊廓）に設置、当直医らを選置。3・8療養所を廃止。 府史、府立医大80年史</p> <p>2・1 角田米三郎、養豚結社協救社を三条橋東に設置、恤救救貧に努力。府は家々の食事の余り物を協救社に売却することを達す。 府史、府庁文書 明3-5</p>		

社 会 運 動	社 会 福祉	参 考	日 本
<p>1・17 [3・7] 近来浮浪の徒、暴行等不穏につき府下、伏見、大阪、兵庫辺取締り強化すべしとの兵部省達である。 維新日誌5</p> <p>1・一 神子巫神おろしなど「諸人を誑惑し夫を渡世とする」ものを禁止する。府庁文書 明4-9</p> <p>1・一 御門諸番所通行の際かぶりものをつけ、または駕籠の戸を閉じたままで通行を禁ず(江戸法令を継承)。 同上</p> <p>1・一 荒蕪地開墾などに関し「人民の崇を成し富強之御基礎を妨る魔神邪仏は当府より速に破却退散申付くべし」と布達す。 同上</p> <p>2・7 [3・27] 部落の租税、願伺差出関係は村庄屋の指揮、捕亡、人夫方について天部年寄の配下指揮であるとの布達である。 同上</p> <p>2・一 出火消防のため、屋敷内にある井戸の數を門口に表示させる。 同上</p> <p>2・一 海軍水卒として海辺漁師(18~25歳)を募る〔6月中兵部省に申請〕(太政官布告)〔同月京都府達〕。 同上</p> <p>3・7 [4・26] 華族外山光輔、愛宕通旭らの武力による天皇京都還御計画発覚す。 京都新聞 16</p> <p>3・一 海外新聞版を禁じ村上勘兵衛版処分さる。 大政類典</p> <p>3・一 神武天皇祭典を3・11とし、遙拝式執行などの遵行を令す(太政官)[4・2府令]。 府庁文書 明4-10</p> <p>4・2 [5・20] 神武天皇遙拝所を八坂神社東南隅と定め、市中に3・11当日の遙拝を令す。 同上</p> <p>5・5 [6・22] 神武天皇遙拝式、八坂神社遙拝所および市内各氏神で執行。 同上</p> <p>5・30 [7・17] 「囚獄人」に衣類、飲食物差入許可、ただし食物は代料とす。「禁獄者」には一切許さず。 同上</p> <p>6・27 [8・13] 戸籍外居者取調、町籍管轄不分明身分曖昧な住居者を届出させる。 同上</p> <p>7・19 [9・3] 府、新聞紙発行を許可し、新聞紙条例を公布す。 大政類典 1-5</p> <p>8・一 府管内の部落非人支配を改める。天部年寄は大年寄支配、天部戸籍も大年寄に提出、諸郡の部落住民は村庄屋支配などとなる。 府庁文書 明4-7</p> <p>9・一 警巡の部伍章程を定む。府史 職制類</p> <p>11・一 豊岡県各村に捕亡吏をおき、治安維持にあづからせる。 京都府年表</p> <p>12・26 [2・4] 若江薫子天皇還幸事件で禁錮2年の判決下る。 府史、特裁判典事類 この年 ▷ 緑喜郡田辺村農民(高持層)金穀納方に關する不満より一揆を起そうとする。西川義延の調停により解決。 府会議員録</p>	<p>1・一 府、足立雪枝(心学道話師)に授産人、徒刑人を教誨させる(1・19、府はこの教誨を毎月1・3・6・8の夜に行なうことを定める)。 府史、京都刑務所の沿革</p> <p>1・一 府、管内6郡会所代出役大意および事務の章程を選定、その中に迷児棄児処置方、変死行倒人処置方を定める。⁽¹⁾ 府史</p> <p>1・一 府、医学校治験兼種痘所を府唯一の種痘所とし、ほかでの種痘を禁止。3・一医学校治験兼種痘所の治験所を廃止し種痘館と改称。 府庁文書 明4-8、9、10、11、府史</p> <p>2・一 京都医事研究会(明石博高、新宮涼闇らが慶應元創設の医学研究団体)、府に病院、医学校設置を建議、府は期末だ熟さずとして却下。明石ら資金集めに奔走。 市醫師会50年史、明治文化と明石博高翁</p> <p>2・10 [3・30] 府、無籍者取調べを達す。 布達45号</p> <p>3・7 [4・26] 府、薬物は河原町二条下ル勧業場中の舎密製造所で検査のことを達(府における薬品検査のはじめ)。府庁文書 明4-8、府誌 下</p> <p>3・24 [5・13] 府、窮民授産所の20歳以下の少年に対し夜業のかわりに筆算教授を行なうことを許可。講師は足立雪枝(4・一同所に養蚕教授仮場を開き、信州上田産の蚕種を培養、12・一職業教諭し、和洋衣服の製造を開始)。 府史、府誌 上、下、府庁文書 明4-10</p> <p>3・一 府、昨年窮民授産所設置にあたり、以後郡中も授産所費用を出金すべき旨を達す(4月から実施)。 府庁文書 明4-11</p> <p>3・一 府の調査によれば「部落」と呼ばれるもの10,063人、戸数2,220戸、「非人」と呼ばれるもの4,128人、戸数1,180戸(8・18太政官令によりえた非人等の称を廃し、一般平民籍に編入させ、鑑租免税などの成例を改編)。9・一太政官令に基づき同趣旨を悲田院、天部村、市中近村に布達)。 府史</p> <p>6・2 [7・19] 府、管内の士族卒に対して童仙房開拓地のうち未開拓地入植を募集。6・一童仙房開拓事業完成(開拓移住民162戸、560人)。⁽²⁾ 士族授産の研究、府庁文書 明4-10、明45-61</p> <p>7・2 [8・17] 府、棄児養育米は預り・貰請にかかるわらず当歳より15歳まで米7斗下付の旨を布達。 府庁文書 明4-11</p> <p>9・一 久美浜県、県立病院を西方寺に開設。 過渡の久美浜</p> <p>10・一 府、社倉規則(33カ条)を管内に諭告、凶荒予備の急を説き、この豊作に当たり別に貯米すべきことを説く(明13・12同規則廃止され郡ごとに規則を制定)⁽³⁾。府庁文書 明1-11、明45-61、府史</p>	<p>(1) 迷児のある時は親又身寄の者を呼出し引渡すこと、棄児は村役に養育せしめ貧人のない時は1人口を与える。</p> <p>(2) 府庁文書には、…然ルニ士族公債証書ニ作り交付セラルルニ及シテ士族移住ノ議ハ全ク止ミタリ因テ更ニ京都市中及郡中人民ノ移住ヲ獎励シ以テ此地ノ耕作ニ從事セシメ夫食ヲ与ヘ農具ヲ授ケテ以テ開拓セシメ耕転播種ノ方法ヲ訓陶シ伊勢神宮ヲ勧請シテ神明ヲ畏敬シ幸福ヲ祈ラシメ…とあり、当初は士族授産を目的にしていた。</p> <p>(3) 当春以来社倉基本トシテ団糸申出タル者アリ其志実ニ可感賞事ナレハ爰ニ古今備荒ノ良法ヲ採択シ其規則ヲ建普ク布告ニ及ブ人々能ク此意ヲ体シ凶荒禍災ヲ予メ防ク心掛肝要タリ依テ一郡毎ニ篤ト衆議ヲ尽シ來ル十一月晦日マテニ可否可申出候事…</p> <p>(4) 療病院を建営し広く衆処病難を救ふは人民御保全の御趣意を遵奉する一端にして今日可努の急たり、開府以来其儀を尽すといへども良医の其任に堪るを得ざると費用の莫大なるを以いまだ挙行口事を得ず、然る處此頃別紙の通入費を助け速ニ療病院建営の義願出る向有之其志可感賞事ニ付近々世界を穿さくし良医雇入療病院創業に及ぶべし有志の輩此意を躰し、官民相助け是を成就するにおいては、世人の為め其功業實に甚大なるべし療病院助費遊女芸者冥加錢割は1昼夜の花代の20分の1の割で出錢、府庁文書には…三社及ヒ授産所費用冥加錢都テ廃止改而療病院費用ヲ助ルノ仕法立申付ル條前段世上ニ病毒ヲ流伝スルヲ變シテ却テ衆人ノ病難ヲ救ヒ共ニ健全天寿ヲ保ツヘキ心掛肝要タルヘキ事…とある。</p> <p>↗ 10・一 府、療病院設立の儀を管内に布告、これに対し府下の巨刹三宝院以下の寺院、医師、薬師等が療病院建設のため金穀器具を献じ費用の助成を申出る。また府、遊所遊女者茶屋商業のものへ療病院建設の冥加錢を出金させる。11・一明石博高、勧業掛療病院掛兼務となる。⁽⁴⁾ 府庁文書 明1-11、明4-3</p> <p>12・一 府、市中の医師に各自の流派を録申させる(西洋医流135人、西洋支那折衷112人、支那医流292人、計539人)。 京都新報18 この年 ▷ 上京区24組鏡屋町新官涼民、以後10年間100円ずつ療病院へ寄附。 府庁文書 明11-23 ▷ この年ごろまで「物吉村」なるライ病患者集落(松原通川端東)あり、都内に物乞いに出ていたが徐々に消滅。 江戸と京都78</p>	<p>1・一 大江卓、えた非人の称を廃し平民とするよう民部省に建白。</p> <p>3・8 [4・27] 三河菊間藩で浄土真宗徒約3,000人、護法一揆起す。</p> <p>3・26 [5・15] パリ・コムーン成立を宣言。</p> <p>3・一 かつて牛馬は部落に引きわたしていいたが、今後は牛馬の外獸類すべて持主勝手に処分せよとの布令である(太政官)[4・2府令]。</p> <p>4・4 [5・22] 戸籍法を定める。</p> <p>4・23 [6・10] はじめて鎮台を東山道(本宮は石巻)におく。</p> <p>4・30 [6・17] 各地方官をして売女黴毒除害の方法を施設せしめる。</p> <p>4・一 大阪府、大貧院を創設、身寄りのない老人、廢疾者、孤児を収容、授産。</p> <p>4・一 種痘所を東京に設置。</p> <p>4・一 さきの神田鍋町英人傷害一件に関し、あらためて外国人殺傷行為を厳禁す(太政官)。</p> <p>5・一 各地方売女渡世の新規開業を禁止。</p> <p>6・17 [8・3] 行旅病者取扱方規則を定める。</p> <p>6・20 [8・6] 梨児養育米給与方を定める。</p> <p>6・29 [8・15] 労働組合法案、英議会を通過、組合の合法性認められる。</p> <p>7・14 [8・29] 廃藩置県(3府302県)の詔書を出す。</p> <p>7・18 [9・2] 大学を廃し文部省をおく。</p> <p>8・28 [10・12] 政府、えた非人の称を廃止。</p> <p>10・13 [11・25] 米国伝道会社宣教師デビス来朝。</p> <p>11・27 [1・7] 穷民一救助規則を定める。</p> <p>12・一 脱籍無産者について布告。</p> <p>この年 ▷ 岡山、島根、愛媛、香川の諸県の住民廢藩置県による旧藩主の東京移住に反対し騒擾を起す。</p>

社会運動	参考	日本
<p>1・一 府、一般百姓町人の鉄砲所持を禁止、免許制を採用。 府庁文書 明4-1</p> <p>1・一 府、出版条例改正について府下に達す。 同上</p> <p>2・一 府、雇外国人に対して礼儀に失しないよう府下に達す。 同上</p> <p>4・一 裸体、淫行書画販売などを禁止す。 府達81号</p> <p>5・27 [7・2] 与謝郡宮津町文珠村民約300人暴動、即日鎮定され、40人逮捕さる。理由は、文珠寺地、上地に関し、宮津町ではかねて文珠取締地先、文珠村海岸へ新田開墾のため入江埋立てを行い、杭打堤防構築など行うに対し、村民反対し、村民の船小屋焼毀に激昂したもの。開拓世話方宅に乱入。 京都新聞</p> <p>7・一 府、従来の流弊うら益会を停止する布令を出す。 新聞雑誌 56</p> <p>8・一 府、ト占類一切禁止の布令を発す。 新聞雑誌 57</p> <p>11・一 府の人民、光陰を惜み、職業勉励すべしなどの府達である。 府達287号</p> <p>この年 ▷ 府に徵兵議長、議官、議員をおく。 府誌 下</p>	<p>4・一 この頃松山章三（松原通東洞院西入）、有馬貞三（烏丸仏光寺下ル）ら、同心協和社を結成、月25銭を積立て医療器具、書籍を購入し社中の相互扶助、貧窮「無告」の疾患を救済。 京都新聞23号</p> <p>5・9 [6・14] 府、乞食追払令を達す。 府庁文書 明1-11</p> <p>5・一 物産取引会社、窮民に鳥の子紙の製造を授産。 府史</p> <p>6・一 府、加茂川西岸二条坊に製糸場を開き操業開始（明6・8 製糸方法を華士族、平民の婦女子に教授）。 府農業発達史</p> <p>6・一 府、市中のゴミ捨場を定める。 府庁文書 明3-18</p> <p>7・20 [8・23] 下京第7区三条通大久保伝右衛門、窮民授産所の治郎吉の御下ヶ渡を申請、府はこれを許可。⁽¹⁾ 京都新聞43号</p> <p>8・一 府、失籍人を窮民と同じく窮民授産所の使役に就かせる。 府史</p> <p>8・一 部落解放令に感謝し、桑田、何鹿両郡の部落住民、老坂峠の道普進工事、人馬を助けるため人夫1,000人差出することを府に申出る。府これを許可。 京都新聞38号</p> <p>9・15 [10・17] 府の招へいにより独人ヨンケル・ファン・ランゲック（Junker Von Langeegg）木屋町の寄宿地で仮療病院を開き、同時に医学教育も行なう（10・25閉院）。 府立医大80年史</p> <p>9・一 京都新聞第40号に医者に対する批判の投書を掲載。⁽²⁾ 京都新聞40号</p> <p>10・一 府、ヨンケルを招き愛宕郡第5区粟田口村青蓮院宮旧邸に仮療病院開設を達す（11・1開業、続いて本院建設の方針を樹立。管内すべての医師に療病院維持費として毎年戸別に金1円ずつ出金させる。10・24新宮涼閣、江馬権之介、真島利民を仮療病院当直医薬局掛兼務に、檜林建吉、前田松閣、小石中蔵を当直医に、横井俊介、田中元造、松岡周吉を薬局出任に、安藤精軒を療病院掛に命ずる）。⁽³⁾ 京都新聞5-8、10、府立医大80年史</p> <p>10・一 府、太政官布告により管内に人身売買の禁止、遊女解放についての詳細な心得を達す。⁽⁴⁾ 京都新聞19号</p> <p>10・一 下京第15区（弥栄）婦女職工引立会社取立願書、会社規則を府に上申（太政官布告の人身売買禁止、遊女解放令に呼応したもの。11・2府はこれを許可、のち各遊所あいついで会社を設立）。 府史、京都新聞49、52、府誌 上</p> <p>11・一 府、種痘館を療病院の所管とする。 府史</p> <p>11・一 『京都療病院新聞』創刊（発行所河原町二条下ル大黒屋太郎右衛門）。 府立医大80年史</p> <p>12・一 船井郡、社倉規則を実施（高1石に穀2升奉公人1人に穀2斗、明7から奉公人の出資を廃止）。 府庁文書 明45-61</p> <p>この年 ▷ 京都の仏教徒、施療施薬について府に建白、府これに対し勧諭所を南陽軒、先求院、本願寺、大超寺の4カ所におくことを許可。 京都療病院新聞 2</p> <p>4・一 府町門内旧妙法院宮里坊に養蚕場を開設。華士族、平民の女子に養蚕方法を伝授。 府史、三丹蚕業郷土史</p>	<p>1・一 学校、病院の設立、済貧恤窮、水利堤防修理等、公共事業の費用拠出を許す旨を布告。 2・11 [3・19] 文部省に医務課をおく。</p> <p>2・15 [3・23] 土地永代売買の禁を解く。</p> <p>4・4 [5・10] 信濃川の分水工事に従事の農民、賦役過重に反対して蜂起、参加者7万人。</p> <p>4・9 [5・15] 庄屋、名主、年寄等廃止、戸長、副戸長を設置。</p> <p>6・一 マリア=ルーズ号事件起る。</p> <p>6・一 仏人ラクロット女史、横浜に董女学校（慈仁堂）を建てる（育児院のはじめ）。</p> <p>7・一 司法省、大江卓の建議に基づき、娼妓廃止を太政官に建議。</p> <p>8・3 [9・5] 学制を頒布。</p> <p>8・8 [9・10] 山梨県で大小切旧租法存続を要求し農民暴動、東京などより軍隊出動。</p> <p>8・一 東京・横浜をはじめ各地に新聞縦覧所（私営）の設置広がる。</p> <p>9・1 [10・3] 真宗大谷派の叢輪対岳、石川島監獄で教説をはじめる。</p> <p>9・19 [10・21] 種痘医師の免許は地方官限りとする。</p> <p>10・2 [11・2] 人身売買禁止、娼妓の年季奉公廃止を命令。また農商工業における作男、丁稚、徒弟などの年期は7年、一般奉公人は1年に限定。</p> <p>11・9 [12・9] 太陽暦採用を布告。</p> <p>11・16 [12・16] 高島炭坑坑夫200人暴動。</p> <p>11・23 [12・23] 東京府、東京養育院を創設。</p> <p>11・27 [12・27] 監獄則を定める。</p> <p>11・28 [12・28] 徵兵の詔書および太政官告諭。</p> <p>12・2 [12・31] 大分県で物価騰貴により郡民蜂起、参加者7万人。</p> <p>この年 ▷ 現在の山形・愛媛・宮崎などの諸県で約31件の農民騒擾おこる。</p>
社会福祉		

社会運動	社会福祉	参考	日本
<p>1・15 府達(大蔵省達)「藩札交換廢棄」の条は、「交換其他之藩札共、萬一非常騒擾之際賊徒掠奪候共、再度發行不相成様」との文言みえる。 府庁文書 明6-1</p> <p>1・22 加佐郡下谷村を吉野村と改称。これは、解放令に対応し、三丹の部落の村名も下モ・細工・島等が付されており、まぎらわしいとして改称を出願したもの。 公文録、大蔵省之部 三 宮津支庁文書 3</p> <p>4・8 府、捕亡探索の事務を裁判所に属せざる。 大政類典 2-17</p> <p>7・22 何鹿郡第1区長高瀬源吾、区内不穏の動きを探知して夜半府に内報(7・23払暁、府権少属太田為善を山家町へ出張させる。綾部より土肥吉繁また出張、調査、説諭にあたる)。 何鹿郡動搖一件(府庁文書 明6)</p> <p>7・23 何鹿郡第1区9カ村農民ら200人余、(一説に3~400人)稻の虫送り祈願と称して天田郡大原神社に屯集、さらに上原村字行省山に集合、5カ条要求(徴兵免除、社倉金、学校入費、戸別割雑税免除、裸体禁止解除)を決定し、山家近傍の河原に移る。第3、4区のもの加わり、7~800人に達す。いわゆる何鹿郡徴兵反対大一揆(7・24午後7時ごろ一旦解散)。 同上</p> <p>7・25 夜、綾部なお不穏のため、長谷信篤、伏見屯所に出兵を内申。 同上</p> <p>7・26 一揆、何鹿郡第10区に再発、早暁、17カ村のもの5~600人(一説6~700人)和知川筋味方河原へ屯集、9カ条の要求を決定(同日園部区裁判所、村々惣代をもって愁訴すべく、強訴制禁との布達案出す。同夜半解散。和知などに波及をおそれ、鎮台兵要請の密議などあり)。 同上</p> <p>7・27 一揆、第4区・第11区に波及。第4区では7カ村民が9カ条を、第11区では10カ村民が2カ条をかかげて、相つぎ位田村御手観神社などに嘯集す。第3区村民も一時動搖、即日、長谷信篤、摩田敬作らの報に隨い、大阪鎮台に出兵を依頼、園部駐停を議し、在地士族を糾合す。 同上</p> <p>7・28 一揆鎮静、解散。 農民騒擾録</p> <p>7・29 大阪鎮台兵2個小隊180人余、騒擾鎮定のため大久保大尉に率かれ園部出庁に到着、暫時駐屯。 動搖一件府(府庁文書 明6)</p> <p>7・31 一揆落着により、綾部出庁、本件を府ならびに正院へ上申。 同上</p> <p>8・2 何鹿大一揆首謀者白波瀬新蔵、大槻甚蔵ら22名、捕縛される。そのほか、のちに処分されしもの、士族を含め480人を越す。 同上</p> <p>8・3 一揆首謀者らを園部裁判所にひき渡す。 農民騒擾録</p> <p>8・8 陸軍省、府に達を発して、各地方暴動の節、鎮圧のため士族を募る際、兵隊の名をもつてするを禁じ、鎮台の外、兵あるべからずとする。 大政類典 2-148</p> <p>8・1 小野組東京移籍事件に関連し、横村正直大參事拘禁さる。 政経大年表</p> <p>12・1 小野組転籍事件につき、横村正直大參事に対し、判決言渡。処分輕微という。 日本近代国家の形成</p>	<p>1・15 府、療病院維持のため売薬営業者各戸から毎年1円ずつ徵収を達す。 府史</p> <p>1・— 府、興正寺住職斎藤龍閑らの建言をいれ貧窮者に対する施療施薬の対策をはかるため財を積みたて施薬院建設を計画。⁽²⁾ 府史、府庁文書 明1-11</p> <p>2・1 粟田口の解剖所において維新後の京都ではじめて解剖を行なう(執事明石博高、説明役新宮涼闇ら。府下、近国医師多数參觀)。 府立医大80年史</p> <p>2・11 下京第16区(島原)遊女婦女職工引立会社を開設(3月八坂新地、北野、上七軒、4月宮川町、6月先斗町、7月五番町、12月七条新地、明7・2中書島、同3月墨染、同5月下河原、同6月二条新地に開設)紡績、裁縫など教授。 府史</p> <p>2・— 府、管内郡中の従来の種痘所を各最寄の小学校に移転させる。 同上</p> <p>3・3 太政官、府に令して貧民一乳三子の者に一時の養育資金5円を支給するに、必要金額を大蔵省に報告させる。府史、府庁文書 明6-2、24</p> <p>3・5 府、徒刑場を懲役場と改称。 府庁文書 明5-4</p> <p>3・— 府下貧民、無産者の営業振興のため小口貸付けは大蔵省指令により廃止され、以後救恤から殖産興業面に充当。 府史</p> <p>5・— 府、太政官布告に基づき、棄児養育米の適用を以後13歳までに限ると布達。⁽³⁾ 府庁文書 明6-8</p> <p>8・— 舍密局、事業拡大により夷川土手町の旧京極宮別邸跡に新築移転。 府史、京都經濟史</p> <p>8・— 船井郡に疫病流行し第8区々長前田九一郎、同副戸長山崎坦、病難貧窮者を救助。 徳重文書</p> <p>9・— 府下に流行性脳脊髄膜炎が流行、府はこの予防対策を療病院に命じその予防法を管内に達す。このときヨンケルの学識大いに役立つ。 府庁文書 明6-11</p> <p>9・— 府、療病院に貧病者のための病室(男女各1室ずつ)を設置。 府史</p> <p>10・31 府、右大臣岩倉具視あて窮民授産所の受業人の病死体の解剖伺書を提出(11・13許可)。 府史、府立医大80年史</p> <p>11・— 舍密局および療病院、合薬家引立所創設の件を伺出る(薬物に通じる者が少ないため医師、薬物業者中から合薬家(薬剤師)を選び、有志の金で合薬家引立所を創設)。 この年 ▷ 龜岡在住の士族、還禄者300余人出資して授産会社を設立(府の許可は明7・7・4。国産の煙草、硯墨砥、扇子など製造、まもなく倒産)。⁽⁵⁾ 府庁文書 明7-2、府史</p> <p>▷ この頃上京区西堀川通下長者町南入砂糖商熊谷伝兵衛、上京区第19区(待賢小)教員古河太四郎、佐久間臣雄の2教員を説得して2人の聾哑児教育をはじめめる(わが国聾哑教育のはじめといふ)。 府教育史 上 ▷ 療病院患者数475人。 府史</p>	<p>(1) 「平日ハ勿論神事祭礼等ニハ事更先立野習之雌シ手踊其他種々ノ催シ等致シ前後寄合飲酒ヲ事トシ到庭家別ニ若干ノ費用ヲ賦課シ若シ出金差拒ミ候者等有之節ハ申合セ種々之迷惑等相懸ケ候儀有之由以ノ外之惡習ニ候条今後右様之組合堅ク不相成」。</p> <p>(2) 先般隱徳有志之輩追々献金速ニ療病院ヲ建設シ広済利民之基礎ヲ立候段府下一般之幸福ト謂ヘシ然共外国教師雇入諸器械新調等多分之費用アリテ未ダ施療施薬之事迄ニ不行届遺憾之至ナラスヤ…御趣意ト体認シ前件之如ク施ヲ好ミ候者ハ其財ヲ以テ施療之資トシ不幸ニシテ貧困病難ヲ蒙ル者之扶助ヲ成サハ特ニ其身之善根功德ノミナラス併テ國家之裨益トモ相成候儀ニ付其志有之者ハ其旨書記シ府庁或ハ療病院或ハ出庁或ハ学校等へ差出候ハハ積立置終ニ施薬院ヲモ建築シ大ニ其志ヲ遂ケシムヘシ…。また外国教師の雇入れは府にとってかなりの負担であったと思われる。療病院勤めの日本の医師の俸給は70円以下であるのに比し、ヨンケルは500円である。</p> <p>(3) 棄児養育米ノ儀辛末8月中相達候通15歳迄年々米7斗宛下渡來候処自今滿13年を限り被下候条生年月日見定ノ儀ハ其所戸長等立合身体骨格等篤ト検査シ本年第36条布告ニ照シ年齢相定候様可致事…</p> <p>(4) この年太政官は人身売買禁止、娼妓の年季奉公廃止を地方に命じたが、府でもこの趣旨にそい管内諸遊所を改正。下京第15区(八坂新地)同第16区(島原)などの各遊所では「…今日之娼妓モ明日ハ人ノ母ト成ルニ其子ニ教ル道理ヲ弁セス今ヤ文明開花之時ニ際シ從前之弊風ニ因循セハ終ニ生涯ヲ誤ルニ至ラン事ヲ憫諒シ…」て娼妓を対象に授産指導を行なう。のち名称を遊所女紅場と改称した。</p> <p>(5) 当時の士族のありさまについて京都新聞55号に投書あり。「東西本願寺興正寺仏光寺等旧仕の士族ども有祿の士卒と等き顔をして剥ヘ諸人を眼下に看新らぬ室の亢た刀を佩ひ渋たれた平袴を着し我は貴属の者と威を示す何と無祿にて威張より早く帰商して活計の良策も有りさうなもの迂遠の甚しといふべし併し武士は殲子ども高揚枝と云古諺を固守するか絶倒すべし」。</p>	<p>1・9 鎮台を名古屋、広島に増設。</p> <p>1・10 徵兵令公布。</p> <p>2・25 徒場を懲役場と改称。</p> <p>2・中 高島炭坑坑夫400人暴動、死者4人。</p> <p>2・24 切支丹禁制の高札を除去し、キリスト教を黙認。</p> <p>3・4 越前の大野、今立、坂井郡で、耶蘇教反対などを叫び、真宗農民3,000人、護法一揆をおこす。月末になり鎮静。</p> <p>3・14 石川県など18県に預けられていた浦上キリストン1,938人の釈放指示。</p> <p>3・28 文部省医務課を医務局に昇格。</p> <p>3・31 来朝のペルー國使節、マリアニルーズ号事件の損害賠償を要求、6・14日本拒否。</p> <p>3・— 政府、三子出産の困窮者へ一時金5円を養育料として支給。</p> <p>4・25 棄児養育米下渡年令を13歳に引下げる。</p> <p>5・24 脱籍人の復籍せぬ者は、今後処罰すると布告。</p> <p>5・26 北条県(美作)の人民・徵兵令およびえた非人の称廃止に反対し蜂起。6・2鎮圧のため大阪鎮台兵到着(15人死刑、26,900人処罰、この前後、各地で徵兵反対の血税騒動おこる)。</p> <p>5・— 北海道開拓使による北海道並樺太州賑恤規則布達を承認。</p> <p>6・18 福岡県で、米価騰貴で農民蜂起、10万人参加、2,247戸焼払う。6・21県庁に乱入。</p> <p>6・25 マリアニルーズ号事件に関する日本・ペルー約定成立。</p> <p>6・— 医制76カ条を公布。</p> <p>7・19 鎮台条例を改正。</p> <p>7・20 日本坑法公布(施行9・1)。</p> <p>7・28 地租改正条例を布告。</p> <p>7・— 女工場略則を制定。</p> <p>7・— 士族家禄奉還者に産業資金として一時金または秩禄公債を与える。</p> <p>9・20 大蔵省、府県に対し家禄・賞典禄折算金支給者には、本管地方貢米の平均価格を用いて支給すべき旨令達。</p> <p>10・19 新聞紙条目を定める。</p> <p>10・— この頃米価暴騰。</p> <p>11・10 内務省をおく。 この年 ▷ 農民騒擾56件。とくに徵兵令反対の騒擾激化。現在の岡山、香川、鳥取、大分、島根、広島、長崎、愛媛、熊本の諸県、京都府などでおこる、処罰者多数。</p>

社 会 運 動		参 考	日 本
<p>3・15 何鹿郡農民騒擾参加者に対し、園部区裁判所より「例律五刑条ニ依リ叱り置」との処分を474名（士族8、平民466）がうける。 何鹿郡動搖処刑届(明7)</p> <p>6・1 河原町二条下ル旧角倉邸跡に織工場を創設。 京都維新読本</p> <p>7・5 戊辰騒擾の際軍費献納者賞賜。葛野郡下山田村郷士玉村嘉平25円50銭を下賜される。 法規分類大全賞恤門、賞賜</p> <p>9・1 函館港ドイツ代弁領事暴殺に関連し、府内でも外国人への乱暴を厳禁す。 府庁文書 明7-3</p> <p>9・1 犯罪人目撃次第訴出るべきことを布達。 布達343号</p> <p>10・1 還卒を巡查と改称。 京都維新読本</p>	<p>6・1 府、内務省令により伝染病予防手続を定める（流行性の病名を管内に布達し、今後その病症中の症候あるものは医師の診断書を添え区戸長へ届出ること。伝染病予防手続のはじめ）。 府庁文書 明7-3</p> <p>6・1 府、医師試験制度を設け、医業開業願の者療病院にて試験のことを達（従前は届出のみであったが今後試験を実施）。 府庁文書 明7-4、府史</p> <p>7・21 亀岡の士族柳島誠らの授産会社開業（12・25会社内に共救院を設け収容者に職工を課す）。 府史</p> <p>8・5 府、稻荷神社大宮司安江静、平野神社大宮司近藤芳介に懲役場の教誨を許可。 京都刑務所の沿革</p> <p>10・1 府、栗田口の療病院を上京第21組の現府立医大の地所に同院、医学校の新築移転を決定（起工式の際、砂持踊を催し市民が労力奉仕をした）。 府立医大80年史</p> <p>11・1 医務掛（明石博高、鈴木守行）を府庁内に設置、また市郡に医務取締長以下医務取締、薬物取締、合薬取締、産婆取締をおく（従来の療病院が管内の医事を主管する制度を廃止）。 府庁文書 明7-5、府立医大80年史</p> <p>12・1 府、産婆取締の制を制定（産婆営業者は届出ること、産婆取締のはじめ）。 府庁文書 明7-3</p> <p>12・1 窮民授産所開設以来の入所者数217人。 府史、明治文化と明石博高翁</p> <p>12・1 明2からこの年中までの府下の種痘人員は、45,754人。 府史</p> <p>この年 ▷ 府、中央に「府下士族ノ貧福並授産ノ方法取調書」を提出。⁽⁴⁾ 府庁文書 明7-2</p> <p>▷ 上京第16区下石橋南半町千田藤兵衛、この年ごろから同区内の難済者に対し7月、12月に施与（大人1人金10銭、小児1人金5銭）。 府庁文書 明11-18</p>	<p>(1) 半井澄のこと 弘化4・12福井に生まれる。16歳長崎で蘭医ポンペに学ぶ。のち江戸へ上る。18歳再び長崎に至りボーディン、マンスフェルト、フルベツキに学ぶ。明2福井藩医学校に従事、明6京都療病院赴任、ヨンケル、マンスフェルト、ショイベにつく。西南の役のコレラ流行の折、治療に尽力、明31・12没。</p> <p>(2) 遊所女紅場の名称 上京第6区女紅場 上七軒 〃 14〃 内野四五番町下ノ森 〃 32〃 二条新地 下京 6〃 先斗町 〃 15〃 八坂新地 〃 16〃 島原 〃 20〃 宮川筋 〃 22〃 下河原 〃 26〃 五条橋下七条新地 伏見 1〃 墨染恵美須町 〃 4〃 中書島</p> <p>(3) 窮民授産所入所者数の内訳 明3 66人 〃 4 40人 〃 5 43人 〃 6 31人 〃 7 37人 うち復籍者72人、吟味中の者3人、脱走者67人、病死者29人、仕事継続者45人</p> <p>(4) 「当府下士族ノ現況大ニ富栄ナルモノ鮮ナク極テ貧窮ノモノ少シナリ概シテ之ヲ見ルトキハ貧富幾ント半ニアリ然而テ其常産ニ至ツテハ未定ノ輩ラ最多シ或ハ土地ヲ拓クモノ茶ニ桑ニ損失シ或ハ商店ヲ開クモノ未鍊ニ非算ニ敗覆ス只農トナリ工トナルモノ偶々失錯ヲ免カルモ從事スルモノ又少ナシ故ヲ以テ授産ノ法ヲ設ルコト尤難キ所トス然レトモ漸次ニ之カ方法ヲ設ケ其後急ヲ詳ラカニシ終ニ常産ニ基カシメントス…」とあり、また当時の府下の士族は6,360戸（内訳は金禄公債証券受取戸数3,743戸、奉還士族戸数2,032戸、無祿士族戸数585戸、家族数は19,713人）であった。府は京都市内をはじめ府下の士族の生活状況を報告している。 府庁文書 明7-2</p>	<p>1・12 板垣退助ら愛国公党創立。</p> <p>1・17 副島、後藤、江藤、板垣ら8人民選議員設立建白書を左院に提出。</p> <p>1・1 滋賀県120余名の無告の窮民救助方を太政官に申請。</p> <p>2・4 佐賀の乱おこる。</p> <p>2・6 閣議、台灣征討を決定。</p> <p>2・1 佐藤弘毅（埼玉県小学校教員）窮民救助策を建議。</p> <p>4・10 板垣退助ら高知で立志社発会。</p> <p>4・1 三方原村救貧院（静岡）設立。</p> <p>6・23 北海道屯田兵制度創設。</p> <p>6・24 牛痘種痘所を設け各地の良苗を申請させる。</p> <p>6・1 吉原遊廓をはじめ東京府下の娼妓に対し検査。</p> <p>7・30 工場法、賃金法案、英議会を通過。</p> <p>8・16 酒田県（羽前）で石代上納雜税廃止などを要求し農民暴動、1万人参加（わっぱ騒動）。</p> <p>8・18 医制を東京都に達（翌月京都・大阪2府に達）。</p> <p>8・1 浦上キリストン岩永マツ子ら浦上養育院設立。</p> <p>8・1 長崎、三浦、小倉の諸県に大風雨、官民共に窮民救助費を拠出。</p> <p>9・1 米価、明3以来の高値を記録（石あたり8円20銭）。</p> <p>10・30 種痘規則を制定。</p> <p>12・8 恤救規則（救貧法規）制定。</p>
社 会 福 祉			
<p>1・1 半井澄、有志とはかり京都医事会社（医事研究団体）をおこす。⁽¹⁾ 市医師会50年史</p> <p>1・1 療病院において脳脊髄膜炎の女尻を解剖（療病院での最初の病理解剖）。府立医大80年史</p> <p>1・1 愛宕郡第2区蓮台野村豪農益井茂兵衛ら解放令をよろこび村内に学校を設け、また療病院、舎密局に費用を寄附（療病院の医師、同村の病者を救療）。 府史</p> <p>2・1 府、婦女職工引立会社の名称を廃し、すべて遊所女紅場と改称（11カ所）。⁽²⁾ 府庁文書 明7-6</p> <p>2・1 府、療病院の診療に関し、貧民の診察料は患者の随意とすること、芸娼妓の場合は終身施療施薬とすることなどを布達。 府庁文書 明7-3、府史</p> <p>3・5 江馬権之介、種痘医員を惣代し、府に種痘の効力を建言。 府庁文書、徳重文書</p> <p>3・23 下京第15区遊里の有志、私費をもって娼妓黴毒治療所「療病館」を設置、のち府はこれを療病院の所管とし医員を派遣。 府史、府立医大80年史</p> <p>4・22 療病院は窮民授産所、⁽³⁾ 懲役場、牢獄などに医員を派遣しその治療にあたる。6月療病院本院で治療開始。 同上</p> <p>4・1 府、種痘規則施行（5・1）にあたり種痘に関する心得を管内に達す（戸籍簿に種痘済否を記入させ各自に種痘証符を交付、9月府は市郡の痘瘡既済未済検査を実施）。 府庁文書 明7-4、府史</p>			

社会運動	社会福祉
1・1 小笠原長道一時帰郷し、有志と天橋義塾の設立をかる。 案外堂主人小室信介	1・4 府、各学校等生徒種痘済否届出規則制定(天然痘または種痘未接種のものの入学を拒否)。府庁文書 明8-6
4・1 職工場仮規則布達さる。 布達176号	1・19 府、文部省あてに医師符号の儀を照会(文部省1・31承諾、10月医師符号規則を制定、医師有資格者は銀メダル、医事助手は銅メダルを交付)。府庁文書 明8-9、布達441号
6・3 豊岡県貸坐敷渡世規則娼妓規則芸妓規則布達さる。 宮津支庁文書10	1・1 府、医師試験制度を郡部一般に及ぼし医務条例を上・下両京に実施。 府誌 下、明治文化と明石博高翁
6・28 出版物の発行、府県庁を経て内務省の許可をうけることになる。 世相史	1・1 府、未就学児が多いため就学奨励を告諭(貧家のこどもは学校の中で子守りをしながら字を覚えてよい)。府庁文書 明8-6
7・1 天橋義塾開業式挙行される。会するもの54名、生徒を合せて90余名。社員総代小室信介・宮津藩学文武館訓導室の一棟を校舎に充てる。	2・15 文部省、京都司薬場設立を達す(含密局に併置、医薬の鑑識、毒劇薬の検査を実施。政府から御雇教師オランダ医学校助教授ヘールツを派遣)。明9・8・12廃止。 法令全書、明治文化と明石博高翁
10・29 豊岡県より許可される。 府庁文書 明8-23	3・1 府、化芥所開設にあたり貧民救済のため塵芥運搬を貧民に申付け、その費用として市中各戸から金を徴収(表屋1錢、裏屋半錢、7月上京第14区から徴集金を廃止せよとの願書提出、府は9月化芥所の塵芥採収の費用は貸家主から徴収する旨達す)。 ⁽¹⁾ 府庁文書 明8-28、明8-9ほか
8・1 地租改正に対し、人民心得者を公布(布達としても行う)。 布達番外23号	4・1 療病院、地ならしを開始。 府立医大80年史
11・1 天橋義塾に資本講開設(社主小笠原長孝)。 与謝郡誌	4・1 府、種痘済の者の扱い方を達(種痘の済んだものは戸籍に朱印をつける)。 府庁文書 明8-7
	7・25 府、愛宕郡南禅寺村南禅寺方丈に癪狂院を開設、管理は療病院で行なう。開業式を挙行し一般の縦覧を許す(8月癪狂院諸規則、癪狂院治療条則を制定、設立には禅林寺(永觀堂)前住職東山天華が尽力。公立精神病院のはじめ)。 ⁽²⁾ 府庁文書 明8-8、明14-12、府立医大80年史ほか
	7・1 府中属長田重遠「農繁期に田舎で児童が溺死するので、その対策を立てよ」と知事に建議(幼稚園を設立すべきでその場所として寺院が最も適している)。 ⁽³⁾ 府教育史上
	10・12 船井郡第15区安栖里村戸長森勝右衛門、区長田中伊左衛門、幼稚園開設を府に申請(竜正寺で住職(福永梅芳)が教師、26日開校予定)。 同上
	11・17 府、医業免除を受けずして按摩接腹などの治療をすることを禁止。 ⁽⁴⁾ 府庁文書 明1-11、明5-4、明8-10
	この年 ▷ 上京区副組長山田平兵衛ら有志の賛助拠金をえて第19校(待賢)に瘡瘍教場を開設(教師古河太四郎、佐久間丑雄)。 府教育史上
	▷ 京都産婆会結成(本邦産婆講習のはじめ、明19頃解散、明40設立の平安産婆学校の母体)。 市学区大観
	▷ 宮津旧藩士山崎義丈ら、宮津城本丸跡の払下げを受け宮津監獄署の囚人を雇って開墾、日当6錢)。 三丹蚕業郷土史
	▷ 貧民授産所の趣意に反し「悪業」を重ねたものや家出のために入所する風潮あり。 布達186号

参考	日本
(1) 化芥所は塵芥廃棄物を拾って生活している乞食非人(貧民)を収容し、生活の術を指導するために市中の塵芥を分析、肥料などに練製。下京第15学区南小路(今の祇園花見小路)、下京第17学区五条堀川などに設置したが、貧民に支払う貢錢を各戸から徴収したために、上京第14区などでは各戸長連判で徴集金を廃止せよと再度申請があった。そこで府は「塵芥採収の費用出錢之儀借家住、小前の者に至りたるハ彼は苦情も有之趣ニ付自今貸家主ヨリ」とすることにした。事務所ははじめ密局におき、ついで窮民授産所で取扱い、のち東九条村に移転、明15・4府下の有志にまかせた。 (2) 「…歐州癪狂院ノ法ヲ折衷シ以テ狂人ヲ入院セシメ其治ゆに力ヲ致サントス而シテ其入費ノ如キハ減省ヲ専ラニシ尚民情ヲ酌量シ別紙規則ヲ以テ接遇治療スベシ一般能ク此意ヲ認メ狂者アラバ速ニ此ニ入院セシメ本性全良ノ人ニ復セシメ万物ノ長タル最靈貴重ノ本分ヲ尽サシメン事ヲ希望ス」という趣旨で設立されたが、入院1日の食料上等13錢、下等11錢をとった。 (3) 長田重遠の建言に「近頃僧侶肉食妻帯免許につき、妻妾を迎えて居り且つ寺院は棟高く境内宏濶なれば児童を養育し、健康を保たしめるに至極の処なれば仮に之を幼稚院として50音数字・単語図等を壁上に陳ねその前に置いて砂を入れておき、或は機械を備えおいて児童と遊びて導けばよい。もし御同意を得れば丹波3郡は及ばずながら説論したい…」とある。槇村権知事、国重大書記官決裁済み (4) このころの府の職制では、第1課医務掛で衛生医薬、療病院、種痘館、癪狂院、合薬所などを所管していた。また第2課に懲役掛、牢獄掛、授産掛、化芥所掛などがあった。職制の改正はたびたびでその都度所管の変遷がある。 府庁文書 明5-4	1・2 英国サウスエールズで炭鉱労働者5万人のスト。 1・27 英仏公使、横浜駐屯軍引揚げを通告。 1・1 田辺実明、東京府知事に廢娼を建議。 2・11 木戸孝允、大久保利通、板垣退助ら政治改革で一致(大阪会議)。 2・13 平民も必ず姓を称し、不詳の者は新たにつけるよう布告。 2・22 立志社、各地の自由民権政社に呼びかけ愛國社を結成。 3・24 地租改正事務局をおき、内務・大蔵2省の管轄とする。 3・1 金沢娼妓黒毒検査所設立(石川)。 4・8 太政官、悪疫流行の節貧民治療概則を達(廃止明14・4)。 4・14 元老院、大審院をおき地方官会議を設け、漸次立憲政体を立てるとの詔書出る。 4・1 恤救米、棄児養育米等はすべて石代下渡しとなる。 5・22 中村正直、古川正雄、岸田吟香ら盲人の保護教導のため楽善会を組織(明13・12築地に訓盲院開設)。 6・28 反政府運動取締のため謗謗律、新聞紙条例を定める(新聞紙條目廃止)。 6・28 衛生行政事務を文部省から内務省に移す。 6・1 地方官会議を浅草本願寺に開き、窮民救助につき討議。 7・3 恤救規則申請調査心得を制定。 7・7 官吏に令し、政務に関する事項を新聞紙雑報などに載せることを禁止。 7・17 内務省に衛生局設置。 8・7 東京曙新聞主筆末広鉄腸、新聞紙条例批判の記事・投書を掲載(この年記者の投獄11件明9年86件)。 9・20 江華島事件。 10・1 津田真道「廢娼論」を草す。 11・12 岡田良一郎ら、浜松に遠江国報徳社を創立(大日本報徳社の前身)。 11・27 信教の自由を口達。 12・20 朝野新聞論説で、新聞紙条例の立案者井上毅・尾崎三良を誹謗、この日成島柳北、末広重恭起訴される。

社会運動	社会福祉
2・13 兵役希望者、満18歳以上19歳以下の者検査を行うを達す。 布達65号	1・19 迷子・棄児・行倒人・精神障害者などの届出はこれまで本府支庁であったが、各区小学校詰巡査に届出る旨を布達（ただし棄児・失踪人は本府支庁へも届出ること）。 布達18号、府庁文書 明9-7
3・19 大阪日報編輯長閑新吾、新聞条例にふれ禁獄1年半の刑を受ける。明10・9・19放免。 大阪日報 10・3	3・1 療病院、教師ヨンケルを解雇し、新たに蘭人マンスフェルト (C.G. van Mansvelt) を雇用。7・20管内に達す。 府庁文書 明9-7
4・13 警察心得細目を定める。 布達162号	4・5 売淫罰則制定。 ⁽¹⁾ 布達143号
7・1 天橋義塾、小笠原長孝宅（柳縄手）の長屋に移転する。 与謝郡誌	4・8 府、癪狂院治療條則を改正し、貧窮者に対しては治療費を随意にすることを達す。 同上
8・1 亀岡の士族ら、禄米相場のことで異論を再発し、先頃より同地光忠寺で数回集会を開き、近く代表3名本省へ出願のため東上の予定。 府庁文書 明8-23	4・12 府、医務条例を郡部に施行。 府庁文書 明9-7、府誌 下
9・1 府監察掛、天橋義塾開業願があつたので、結社人探索を上達。 同上	4・1 府、内務省達により府立療病院に徽毒の取調べを命じる。同院木下瀬、横浜で英國海軍軍医に従い意見をまとめ答申。 明治文化と明石博高翁
11・5 府監察掛、天橋義塾中の動静探索を上達。 同上	4・1 船井郡園部に園部檻倉を、紀伊郡伏見に伏見檻倉を設置（いずれも当時未決囚のみを留置）。 日本監獄教誨史 下
11・6 小笠原長道（長孝弟）、小室信夫の養子となり、小室信介と名のる。 府庁文書 明9-1	5・22 府仮中学校（下立壳新町）内に療病院所管の医学予備校を開設（3年制、教師はレーマン）。 府庁文書 明9-7
11・7 府、不平士族探索取調を上達。 府庁文書 明8-23	5・1 府、旧医師一般にも開業鑑札を下附。 明治文化と明石博高翁
11・8 府、宮津・福知山不平士族説諭後の動静探索を上達。 同上	5・1 府、半井澄を京都療病院初代院長に任命。 府立医大80年史
11・9 宮津在住士族、不穏の挙動ありとの風聞により、監察掛、その動静を探索すると上達。 同上	6・1 府、犯罪人取調べに拷問を禁止。 府庁文書 明9-3
12・1 相楽郡加茂村に小作争議、協定に至る。 明14・地方議会と人民の動向	6・3 府、驅徽規則17カ条を制定（第3条に「管下娼妓稼ノ者ハ毎一週即七日ニ一回ヅソ検徽所ニ來リ徽毒有無ノ検査ヲ受クベシ」とある）。 府庁文書 明9-7
12・2 旧豊岡県管下の丹後5郡および天田郡で明8一方的な地価決定がなされたことに反対し、再調査を要求する声が高まる。 府庁文書、丹波天田郡・丹後全国再改正一件綴この年	8・12 内務省、官立京都司薬場の廃止を達す。横浜・長崎2港に司薬場を設置。法規分類大全
▷ 筑前の人赤松幹、三条大橋西詰において『蜻州新報』を発刊、いくどなく廃刊となる。 日出 明19・11・28	9・11 建仁寺内福聚院に京都駆徽院仮院を置く（京都療病院に附属、9・13府、伏見に検徽所を設置）。 府誌 下、明治文化と明石博高翁
	10・19 府、獄務細則制定（第52条「成規ニ從ヒ、土曜日（半日）日曜日（終日）総囚ヲシテ休役セシムルコト」の規定あり。この頃から神官による教誨を行なっていたようである。「日曜日ハ松尾社稻荷大宮司の教誨アリ、総囚ニ聴聞セシム」）。 日本監獄教誨史 下
	10・1 童仙房出張授産場開設。 府誌 下
	10・11 療病院、『西医雑誌』を創刊。翌10・10 廃刊。 市醫師会50年史
	11・28 宮津鶴賀野に牢獄檻倉懲役場開設（旧宮津藩の牢獄であった。明17同地鳴崎町に移転）。 日本監獄教誨史 下、京都刑務所の沿革
	12・1 癡狂院医員神戸文哉、英國ヘンリー=モウドスレー著述の精神病理学書を訳し、『精神病約説』3巻を癡狂院蔵版として刊行。 府立医大80年史
	この年 ▷ 府、京都茶屋町の広瀬治兵衛に、嘉永以来貧病者救済・戸長給による道路普請をしたことに対し木盆2個下附。 日赤京都支部沿革誌
	▷ 愛宕郡上賀茂村に腸チブス流行。

参考	日本
(1) 売淫罰則 第一条 凡ソ府庁ノ認許ヲ得シテ売淫ヲ為シ及ヒ媒合容止スル者初犯ハ拾円以内再犯以上ハ武拾円以内窓主初犯ハ拾五円以内再犯以上ハ三拾円以内ノ罰金ヲ科ス 但父母等ノ指令ヲナス者ハ其罰ヲ指令者ニ科ス 第二条 若シ無力ニシテ罰金ヲ徵収ス可ラサル売淫者及ヒ媒合容止初犯ハ二ヶ月半以内再犯以上ハ五ヶ月以内窓主初犯ハ三ヶ月以内再犯以上六ヶ月以内ノ苦使ニ処ス 第三条 [十二年第九十八号ヲ以削除] 第四条 売淫ノ罰ヲ受ケシ者貧窮ニシテ自存スル能ハサルハ授産所ニ付シテ工芸ヲ授クヘシ 第五条 寄留ノ者売淫ノ罰ニ処セシトキハ其親戚又ハ雇主請入或ハ戸長ヘ責付シ本籍ヘ送還セシムル事アル可シ 第六条 [十一年第二百十三号ヲ以改正] [十二年第百九十一号ヲ以第七条増加] △明治文化と明石博高翁	1・27 東京警視庁、私娼取締（売淫罰則）を定める。 2・10 大阪日報創刊（大阪最初の大新聞）。 3・28 廃刀令公布。 3・1 津田仙、女工教育場女工場を設ける。 4・12 痘痘規則を改正し痘医規則を制定。 4・1 娼妓取締規定を定める。 4・1 天然痘予防規則を定める。 5・6 和歌山県で貢米石代引下げ、地価改定で農民騒擾。 7・5 新聞紙雑誌等の国安妨害のあるものは発禁・停止を布告。 7・1 窮民恤救申請調査箇条を定める。 8・5 金禄公債証書発行条例を定める（実施明10）。 8・10 内務省に授産局設置（乙第93号）。 10・23 陸軍恩給令を定める。 10・24 神風連の乱。 10・28 荻の乱。 11・1 米価統落、最低4円8銭を記録。 12・19 三重県下飯野郡の農民、石代納に反対し一揆。 12・27 参議兼内務卿大久保利通、農民一揆にかんがみ、地租の減額を建議。 12・1 訓育院に対し助成のため、3,000円下賜（慈善事業施設に対する下賜金のはじめ）。 この年 ▷ 明8以来、士族民権派の急進的な政治評論雑誌、多数発刊される。 ▷ 鳥取、長野、岡山、富山、静岡、大阪その他の府県で主として地租・地価改定をめぐって農民騒動約26件。

明10(1877)年

社会運動	社会福祉	参考	日本																					
<p>1・26 府、還禄士族へ払下げた地所の地租を月割りで徴収すると達す。 布達要約</p> <p>2・10 府、徴兵の際忌避する者を区戸長から注意させる。 府達46号</p> <p>2・1 小室信介・沢辺正修ら、西南の役を機とし、事をはかって京都府に拘置され、二条の獄に入れられる。 大阪日報 明19・6</p> <p>6・7 府、市街地の地租改正につき、人心得書を配布させる。 府達22号</p> <p>6・1 京都にて『靖州新報』発刊(三条大橋町、新報社、社長狩野光義)。 大阪日報 6・22</p> <p>7・5 八瀬・大原18カ村民ら、比叡山で雨乞いを行なう。旱魃はげし。 大阪日報 7・8</p> <p>9・18 旧平安新聞編集長奥井清風、新聞条例にふれ禁獄5カ月の刑に処せらる。</p> <p>10・1 この頃、伏見の安本利七、寺町高辻上ルで『京都日日新聞』を発行。 日出 明19・11・28</p> <p>11・28 松原室町西入ル早野作兵衛・東本願寺前塙彦蔵、『西京新聞』(日刊)を発刊。 同上</p> <p>11・1 沢辺正修、無罪釈放となる。 案外堂主人小室信介 この年 ▷ 『京都新報』発刊。 同上</p>	<p>2・6 天皇、関西行幸に際し療病院および癪狂院へ金2,500円、25円をそれぞれに下賜。 府史、府立医大80年史</p> <p>2・17 府、児童教育上有益な玩具を製造し、集産局において発売することを管内に布達。 府史</p> <p>3・1 合薬会社総代上田吉兵衛ら、府に「合薬会社引立に付願」を提出。⁽¹⁾これにより府は3月医者薬調合を禁止。 府庁文書 明10-5</p> <p>3・8 府、小児の疾病治療を願う洛北三宅八幡参りを禁止し、良医を求めよと告諭。 同上</p> <p>4・7 府、懲役人作業として煉瓦石製作を採用。 京都刑務所の沿革</p> <p>5・1 この頃起廢院あり。 社会事業大年表</p> <p>5・1 府、避病院を葛野郡宇多野村法藏寺に設立(府伝染病院のはじめ)。 府誌 下</p> <p>7・6 太政官、府の夫食代金26,000円余を丹波・丹後の窮民に貸与することを許可。今世農史</p> <p>7・28 宮内省、御所内の不用建物を療病院建築材料として府に下賜。 府庁文書 明8-17</p> <p>8・16 府、療病院にドイツ人医師ショイペ(Heinrich Botho Scheube)を招く(月給400円、マансフェルトは大阪へ)。 明治文化と明石博高翁、府立医大80年史</p> <p>8・1 伏見第4区南浜町に窮民引立取扱所を設立、伏見生産局と称し授産を教導。 府史</p> <p>9・1 府医務掛、大阪・神戸地方コレラ流行のため、警部・警察・療病院へ予防方を達す(9月、府下に維新以後はじめてコレラ流行。これは西南戦役から帰った兵士がもたらす。七条停車場に消毒所を置く。10月兵員に感染。人民にも追々感染。東福寺内に避病院を置き、コレラ患者を収容。10・13加茂川・高瀬川の飲用を禁止。10・26衛生局雑誌コレラ病予防心得配付。11・14東福寺内の7カ寺陸軍避病院出所引上げ。患者839名、内死亡160名。11・30府、コレラ流行終息に伴い、一切の条件を解除)。⁽²⁾ 府庁文書 明10-7、府誌 下、市醫師会50年史</p> <p>10・29 両派本願寺連合において、監獄へ教誨師派遣を知事に出願、11月に許可、翌11年2月從来の神官による教誨許可は差除かれ、以後両派本願寺が担当。 日本監獄教誨史 下</p> <p>12・15 愛媛県土族遠山憲美、盲啞訓養設立を促す建議意見書を知事に提出。⁽³⁾ 日本教育史資料 1 この年 ▷ ベリー、大阪・兵庫・京都・飾磨の4監獄を調査視察し、「獄舎報告書」を大久保利通に建議。 日本社会事業大年表</p>	<p>(1) 「当社創立の素志ハ衛生ノ御旨趣ニ基キ歐州各國ノ法ニ習ヒ医家ノ方箋ヲ受ケ自他ノ天寿ヲ保全セんカ為メ其意ヲ具状シ御許可ノ上特別ノ御懇命ヲ奉蒙リ既ニ建築成功ニ至リ候處未タ器具及ヒ薬物ノ精品ニ乏ク依之装置ノ全備ニ難至折柄幸司薬場御傭ノ教師和蘭人ヘールツ氏ナル者へ歐洲ヨリ…前件御洞察ノ上醫師方箋當社江相廻シ候様宜敷御會議被下度懇願候以上」と医薬分業を申請。</p> <p>(2) コレラの患者数 ()は死者で患者数に含まれる</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>患者数</th> <th>死者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明10</td> <td>71(53)</td> <td>明16 11(7)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>5(—)</td> <td>17 12(9)</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>1,404(1,109)</td> <td>18 361(296)</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>7(—)</td> <td>19 3,103(2,497)</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>344(285)</td> <td>20 20(18)</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>462(395)</td> <td>21 15(11)</td> </tr> </tbody> </table> <p>府統計史料集</p> <p>(3) 横村知事は、「文章もよく建議の趣意もよし、学務課及び総區長へ廻す、思考あれ」と指令。この建議意見書は、古河らの事業とは直接関連なく提出された。</p>	年	患者数	死者数	明10	71(53)	明16 11(7)	11	5(—)	17 12(9)	12	1,404(1,109)	18 361(296)	13	7(—)	19 3,103(2,497)	14	344(285)	20 20(18)	15	462(395)	21 15(11)	<p>1・4 地租減免の詔書出る。</p> <p>1・24 天皇、東京出發、西幸。1・28神戸から京都に入る。</p> <p>2・1 政府、兵役を忌避せぬよう人民に説諭することを達す。</p> <p>2・26 内務省、各府県へ学校病院その他済貧恤窮および道路橋梁等費途に出金の者の賞盃を達す。</p> <p>2・28 熊本県阿蘇谷で農民3,000人暴動。</p> <p>5・3 博愛社設立。</p> <p>5・15 東京府、府立産婆教授所を開設。</p> <p>6・7 東京府、貧民患者救助のため各区に医を配置、施療券・無料種痘券を発行。</p> <p>8・1 陸軍省、府県に令し戦死の軍人軍属の遺族を救済。</p> <p>8・27 コレラ病予防心得を制定。(コレラ、上海より長崎・横浜に伝播、10月にかけて各地に蔓延、罹病者13,816人、死亡8,027人)。</p> <p>8・1 東京種痘積善社結成。</p> <p>9・1 米国人ベリー兵庫監獄に脚気の流行を視察しその治療並びに監獄改良を建議。</p> <p>9・1 太政官凶歳租税延納規則を定める。</p> <p>10・1 筑豊諸炭坑坑夫、軍夫志願者増加による坑夫不足に乘じ賃上げ要求。</p> <p>12・8 脚気病につき各県に調査を命じる。 この年 ▷ 熊本県をはじめ諸県で農民騒擾約47件おこる。 ▷ コレラ流行のため東京神田に下水道を建設。</p>
年	患者数	死者数																						
明10	71(53)	明16 11(7)																						
11	5(—)	17 12(9)																						
12	1,404(1,109)	18 361(296)																						
13	7(—)	19 3,103(2,497)																						
14	344(285)	20 20(18)																						
15	462(395)	21 15(11)																						

社 会 運 動		参 考	日 本
1・5 宮津の天橋義塾、会議法を編成す。またこのころ新塾舎へ移転。 2・1 天橋義塾社員、銀行論を行い、銀行を設立する動きあり。またこのころ、同塾に議業文を出題し、懸賞募集す（上、銀行の利益並弊害を論ず、中、普通教育論、下、遊天橋記）。 2・1 府、乞食体のもの、施与者なきときは町戸長に養わせると達す。 3・1 握東正彦・坂井喜三郎・牧田栗三らの広益演説会社、「演舌社談」を発行し社員に送付（非売品、6・5無許可発行として処罰され、発禁となる）。 4・3 天橋義塾、資本講第一期会を開く（会する者300余名）。 4・23 小笠原長孝、政体誹謗罪として宮津裁判支庁にて20日の禁固を言渡さる（河原政庸・有吉三七・平田敬信は無罪、本荘宗武・松本政直らも無罪）。 4・1 小室信介、「鹿児島県下賊徒暴挙の際道路の説を信じ、みだりに政体を誹謗する科」ありとして、京都裁判所より30日の禁固を命ぜられる（5・18満期出所）。 7・5 『安眠雑誌』、第1号発刊と同時に発行禁止となる。 8・12 竹野郡間人村の村民動搖、3月ごろ難破船あり、村民が積荷を漂流物として隠匿したのを間人分署が探知、関係者拘留に起因。 8・30 天橋義塾、大会議を開き、社則を定める。 10・1 天橋義塾盛況、洋学科を設置するといふ。 この年 ▷ 沢辺正修、天橋義塾幹事、ついで社長となる。 ▷ 岡本春暉、『勉強広告新聞』を発刊、もなく廃刊（京都初の絵入り）。 日出 明19・11・28	2・13 愛宕郡淨土寺村に療癒院を開設、療病院の支院とする。医員後藤直三郎を主任とし、専ら癪病患者を治療。明12・4閉院。 府立医大80年史 府誌 下 2・1 洛北の益井元右衛門、息子茂平、眼病のために千本鞍馬口に眼病院を設立（十二坊の眼病院として有名になる、明石博高尽力）。 明治文化と明石博高翁 4・18 府、ジフテリア病流行につき心得方を達す。 府庁文書 明11-5 4・20 府、種痘冥加金を廃止（ただし、初種の者は金15銭、再三の者は金5銭の施術料を受ける。難渋のものは納金に及ばない）。 同上 4・24 府、盲啞学校を上京第29区（東洞院御池上ル船屋町、元生糸改会所跡）に仮設する旨を達し、就学を奨励（5・17に再度布達）。 府史、布達番外19号 4・1 府、西陣職工に対し、不況にそなえ西陣職工人貯金方法の制を設置。上京第1区～20区の区戸長の協力を得て実施、職工の人員は6月現在616人。 府庁文書 明10-11 5・24 仮盲啞院の開業式（5・31仮盲啞院就学牌を制定）。 学規全書、大阪日報 5・26、府庁文書 明11-4 6・20 府、医務取締（掛）を廃し、衛生事務担当を置くことを達す（明石博高が衛生事務を兼務）。 府庁文書 明11-4 6・21 府、流行病届出差出方を達す。 布達164号 7・4 府、脚気病患者あるときは療病院に報告を各区長に達す。 8・7 下京第30区七条通り生皮製造業者の臭気甚しく、同区内材木町縦代田中幸次郎ら、府へ説諭方を嘆願。 府庁文書 明10-12 9・28 府下に脚気病流行。府、その患者中赤貧者に対し救助方を定め、該当者は申出るよう達す。 府庁文書 明11-6 10・7 府、孝子義僕節婦並篤行奇特の者などの墳墓、事蹟等調査方を達す。 府庁文書 明11-7 12・28 府、窮民授産所に対する他府県・管内からの施与物を以後差許すことを達す。 府庁文書 明11-6 12・1 京都市中の産婆数、上京50人、下京65人、試験済の新産婆5人。 大阪日報 12・17 この年 ▷ 上京32区石原町区長白井常七らの有志、不就学児童男女8名の就学に尽力（この区は元来貧民多し）。 府庁文書 ▷ 桑田郡第1区長田中源太郎ら、亀岡在住士族職業伝習に金20円寄附、また伝習世話に尽力。 府庁文書 明11-22 ▷ 伏見第2区樽屋町戸長津田孫兵衛、伏見の難渋者に白米50石を安売（通常1升6錢以上を5錢4厘に）。 同上 ▷ 旧田辺藩士族の授産場として、舞鶴製糸場を舞鶴町に設立。従事者は旧藩士またはその子女。明22府は保護を打切る。 府農業発達史	(1) 「明治九年百六十二号御布令第九条御制規も有之候處、此頃に至り身に妻を纏ひ乞食の者徘徊致し候趣き相聞候に付ては、有体の者見當り次第御布告の通り施与候者は其者へ引渡し、亦其場合を不見受時は当人を其町戸長へ引渡し養はしめ候様、嚴重御沙汰に相成候條、各区戸長に於ては、右様の者無之様一層御注意可被成必竟施与候者有之より徘徊致し候儀に付、此辺御心得迄区内戸別へ篤と御通知置有之度、此段御達申入候也。」 新聞集成明治編年史第2巻 (2) 大阪日報によれば「…生徒男女數十人父母親戚附添て來院する様は他完全の生徒と違い何となく容子が異にして終始心を用いて茫然としたる風なく最早十一時を過れど雨は益々降りけるが本日の開業式は日本にて始ての開院なれば延す訳にならず且つ式を拝見せんと雨を厭わず市中の老若男女我れも我れもと推かける…」と報じている。 (3) 明11・7以来府下に患者が発生した。府下の患者は 7月中 男 145（死18） 女 50（死5） 8月中 男 216（死16） 女 55（死5） というように増加を來したので、明11・9・19警察から「…八月ニ至リ76名ヲ増ス此外赤貧ニシテ医師ノ診断ヲモ受ケ能ハサル者無キニシモ非ス此上ハ療病院ナトニ於テ予防ノ方法ヲ設ケ速ニ御着手相成候様…」と上申書が出されている。 (4) 当時府が、孝子義僕節婦並篤行奇特の者を奨励した一例としてつぎのようなものがある。明10・上京第16区下石橋南半町千田藤兵衛は区内の貧窮者へ金18円25銭施与、これに対し府は「清貧恤窮之旨趣ニ適ヒ奇特之事ニ候」として木盃1個を下賜。石橋久兵衛、山内三郎兵衛などその他の奇特者を表彰している。 府庁文書明 11-22	1・14 陸軍卿、西南の役の戦死者遺族に陸軍恩給令によって扶助することを達す。 3・26 ジフテリア予防法心得を制定。 4・10 第2回地方官会議を開く。 4・1 板垣退助ら愛国社再興を図る。 5・14 大久保利通刺殺される。 5・28 地方庁に衛生担当吏員設置。 6・10 陸奥宗光ら、大江卓らの反乱計画に連座し逮捕さる。 7・10 神田神保町に府立脚氣病院設立（都市、軍隊に脚氣病激増、死亡率10%以上）。 7・12 太政官、政治結社・集会を警察官に視察させ、民心扇動、国安妨害と認めるものを禁止するよう指令。 7・22 郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則（3新法）を制定。 7・27 高島炭坑坑夫賃上げを要求して暴動（100人余逮捕）。 8・23 竹橋騒動起る（10・13陸軍裁判所の判決あり）。 9・11 愛国社再興大会、大阪で開催。 10・25 愛知県東春日井郡43カ村の農民、地租改正負担軽減を要求して紛争始まる。 12・1 士族の鳏寡孤独廢疾者救助規則定める。 この年ごろ ▷ 官吏を鰐鮒、芸妓を猪、娼妓を牛馬と称すること流行。
社 会 福 祉	1・28 府、戦死者の寡婦孤児は恩給令に照し願出るよう達す。 2・7 府、妙法院が療病院の資として6,689円余を寄附したことは「人民御保全之御趣意ニ適ヒ奇特之事」として金盃1個を下賜。 府庁文書 明11-22		

社 会 運 動	
3・27 愛国社第2回大会に西京正心社伊沢彦三郎・丹後天橋義塾法貴発が参加。自由党史	4・1 府、盲啞院をあらためて府立とする(ただし、人件費以外はすべて寄附による。12月、東京樂善社の大内青巒ら篤志家、府立盲啞院へ寄附。このほか同院に寄附するものあり)。 西京新聞 12・3
3・1 芸娼妓出願不許可の京都府に内務省横槍、聞届けるよう達す(明11・10府は大阪府に出願不許可を照会)。大阪日報 朝野 明12・3・30	4・1 西本願寺住職大谷東光尊、本願寺住職大谷光勝、療病院へ金1,500円ずつ寄附。 府庁文書 明11-23
5・下 『京都日日新聞』編集長古谷得三、同紙102号に華族芝田某のことを載せた科で罰金25円を申付けらる。また『西京新聞』の編集長渡辺末綱は罰金5円を申付けらる。大阪日報 6・4	6・1 この月より8月にかけて府下にコレラ流行(6月府、コレラ予防のため各区郡へ達す。その予防費用として上下京区へ5,000円を御東幸下賜金の利子から支出。諸興行など停止を達す。施薬・施療の方法を注意。諸所への参觀人を禁止。7月罹患者が速やかに治療を受けるべきことを達す。府、市街交通を遮断し、住民を市外に移し、罹患者の家を焼払う(クワーランタインといふ)。流行地からの古綿衣等買入れ停止を達す。8月上京区27組石橋町住民は知事の指示により住居狭隘のため、コレラ予防から救助金2,000円を出して妙心寺に移転)。 府庁文書 明9-8、布達要約
5・1 宮津地方で文政大一揆の指導者栗原百助の劇が上演され、記念碑建設が企てられる。東洋民権百家伝	7・18 産業誘導社組織(在京官家士族などが組織)。明15廃止。 浜岡光哲翁77年史、府勧業統計 明14
6・1 数理雑誌の編集長長沢龜之助、同誌に楨村知事を暗に讒謗した科により禁獄5日を命ぜられる。大阪日報 6・4	7・19 府、恤救規則の対象とならない窮民に別途恤救条例を制定(明16・2廃止)。 布達285号
7・1 福知山に新聞縦覧所つくらる。	8・27 府、盲啞院建築費として1,302円71銭を支出。 府庁文書 明9-3
8・15 綾喜郡井手町富野村で、コレラ避病院への玉水村からの病人かつぎこみに反対し数十人屯集。郵便報知、青木年表	9・12 盲啞院を釜座檍木町(現府庁前)に移転(普通科卒業生、13歳以上の者に対し、工業仮規則を定め授産指導を行なう)。 府教育史 上、古河と盲啞院
この年 ▷ 府に徵兵事務官、地方徵兵事務官をおく。府誌 下	10・1 楨村知事、「細々に積て大に済すの旨意を以て社倉方法を議定せよ」と訓示(この日市中社倉規則を制定)。 府庁文書 明9-3
10・9 童仙房・宮津・園部の三支庁を廢止。同上	10・9 何鹿郡綾部で習業社を設け、士族の妻・娘が綿氈の織立てに従事。 大阪日報 10・9
10・16 府、未已決囚に対し、水石盤を用いて習字の修業方を定める。京都刑務所の沿革	11・22 府、六角元牢邸を監獄署、裁判所内元檻倉を京都監獄支署、伏見元檻倉を伏見監獄支署、園部元檻倉を園部監獄支署、宮津元檻倉を宮津監獄支署、福知山元檻倉を福知山監獄支署と改称。 府庁文書 明9-3
1・29 七条米商会社、授産所・癪狂院・療病院の窮民へ米30石を施与。府庁文書 明11-22	11・25 府、コレラ病流行の際抜群の功労ある者を具申するよう達す。 布達65号
2・5 癪狂院、患者に作業させるため、工業場を院内に設置(仕事は手施鳥かごづくり)。大阪日報 2・2	12・1 私立汎愛医学校を上京区31組木屋町三条上ルに設立。 西京新聞 12・14 この年 ▷ 明石博高、窮民救助金240円を寄附。 府庁文書 明11-22
2・1 審民授産所で市内塵芥採集に従事する授産人のため、同所化介掛は平常賞金の1/20を積立てることを決定。府庁文書 明12-3	▷ 三条・岩倉兩公のあっ旋により士族授産金として3万円をもとに平安義会をつくる。浜岡光哲翁77年史 ▷ 京都市民、米価暴騰とコレラ病流行の2大脅威に直面。 京都經濟史
3・1 京都医事会社、月刊『医事集談』創刊(明13・9、20号で廃刊)。府立医大80年史	
4・8 府、盲啞院への金品寄附は直接同院へするよう布達(從来出願手続不明で篤志者の志を無にする傾向あり)。府庁文書 明12-3	
4・10 府、各学区で貧児就学方法を設け6月中に学務課へ差出しを達す。同上	

参 考	日 本
(1) 恤救規則の対象に該当しない窮民を府独自の方法で救助した。その対象を同条例1条から4条までに規定している。 第一条 極貧ノ者独身ニテ重病或ハ老衰シテ産業ヲ営ム能ハサル者ニハケ年米壱石八升一日三合ノ積ヲ以テ給与スヘシ 第二条 同瘡篤疾ニ非スト雖トモ五十日以上ノ疾病ニ罹リ産業ヲ営ム能ハサル者ニハ全癒ニ至ル迄一日ニ付男ハ米三合女ハ二合ノ割ヲ以テ給与スヘシ 第三条 同瘡篤疾ノ者独身ニ非スト雖トモ余ノ家人疾病等ニテ産業ヲ営ム能ハス事実難捨置情故アレハ給与スルヲ有ヘシ然レトモ右様ノ場合ニ於テハ制限ヲ定メス其適度ヲ斟酌シ給与スルヲアルヘシ 第四条 同其故舊隣保精々協救シ若其手當不足ニシテ内幾分ノ補助ヲ仰クカ如キハ事実調査ノ上幾分ヲ給与スヘシ また第5条には、…窮民ノ如キハ該隣保ノ者又ハ戸長村総代ヨリ別紙雛形ニ照準事実ヲ具状シ郡区役所ヲ経テ救助方願出ヘシと規定している。 なお救助米は下米相場の石代金をもって郡役所から交付した。	1・4 頂首刑を廃止し、斬罪に改める。 1・11 熊本荒神党の陰謀発覚。 2・24 内務省、医師試験規則を達す(8月施行)。 3・3 高松凌雲ら、貧民救療のため上野の鶯渓医院内に同愛社を開く(同愛病院のおこり)。 3・14 松山にコレラ発生、全国に蔓延(年末までの患者16万3千人、死亡10万6千人)。 3・1 石川県、旧藩士卒の困窮者に対し授産資金貸与を決定。 4・4 琉球藩を廃し沖縄県とする旨布告。 5・1 市ヶ谷監獄の少年囚に対し小学校簡易科の教授を行なう。 6・2 群馬県会、貸座敷業改正の建議を提出(群馬県廃娼運動のはじめ)。 6・16 福田会、東京に孤児院設立。 6・27 コレラ病予防仮規則制定。 7・11 東京一ツ橋に脚氣病院設立。 7・14 海港虎列刺病予防仮規則制定(7・21検疫停船規則に改正)。 7・1 上野公園養老院跡に東京府瘋狂院設立(のちの松沢院病)。 7・1 内務省に監獄局をおく。 8・5 新潟で米価暴騰。さらにコレラ予防のため野菜・果物・魚類など販売禁止により細民は困窮、米商を襲撃。 8・1 全国でコレラの消毒・避病院設置・患者隔離反対の農民騒擾頻発。 12・27 この年設立の中央衛生会を常置の機関とし職制および事務章程を制定、地方衛生会規則町村衛生会事務条項を達す。 12・1 府県衛生課事務条項を達す。 この年 ▷ 全国的に政談演説盛んとなり、各地に政談結社おこる。

明治13(1880)年

社 会 運 動		日 本
<p>2・22 東京中村櫻に各府県会議員代表集合し国会開設促進のことを協議す。京都より田井・川口・松野・樺井・吉田ら上京。</p> <p>2・23 『京都日日新聞』編集長赤松幹、ドイツ皇孫誹謗の科により、禁獄5カ月・罰金150円の刑に処せらる。京都日日 4・27、明治文化全集3・9 「丹後有志人民ニ告グル書」発表さる。大阪日報</p> <p>3・1 横村知事、宮津の沢辺正修ら7名を府庁に召喚して説諭。愛国社第4回大会(3・15)への参加を阻止す。</p> <p>4・3 横島正太郎・高智某の主催で法律討論会を祇園中村屋で開催。今後継続の予定といふ。京都日日 4・5</p> <p>4・17 2府44県(京都府を含む)の有志、8万7千余名連署の国会開設上願書上呈(19日同上願書却下さる)。京都府年表稿</p> <p>4・22 京都日々新聞社編集長赤松幹、同紙第318号の雑報について讒謗律第5条を適用され、罰金5円のところ、さきに罰金150円、禁獄5カ月に処せられたので無罪となる。京都日日 4・27</p> <p>4・29、30 宮津の監獄掛18名、国会論に同意したとして、免職さる。府庁文書 明13-15</p> <p>4・1 集会条例に抵触し演説停止に会った北辰社、今後条例に触れない方便を設けることを決議。京都日日 4・15</p> <p>4・1 綾喜郡に友愛社を創立、毎月5の日に百事を討論研究するのが目的。京都日日 4・11</p> <p>4・1 上下京の大工職、新京極道場花遊軒に集合、手間代を協議し、1日32銭と決定。京都日日 4・3</p> <p>5・1 地価修正運動(太政官布告第25号により修正の途を開かれたのを契機に)丹後各地に広がる(8月まで)。府庁文書 明13-38</p> <p>5・下 文珠九助100年忌記念祭、大黒寺にて開かる。京都府年表稿</p> <p>5・1 職工の総会議により、京都染工会所を創設。京都維新読本</p> <p>6・1 学校訓導、各校に集合し、物価高の折柄、増給を協議。また一部で、週休制を要求。西京 6・16</p> <p>7・26~ 丹後舞鶴の木下甚右衛門・井上喜七名、大阪より演説者を聘し、1週間演説会を開く。大阪日報 7・30</p> <p>7・1 天橋義塾第5回例会天橋立において開催、集会条例を気にしてか出席者は僅かといふ。京都日日 7・23</p> <p>7・1 伏見の有志者により、文珠九助記念碑大黒寺境内に建立する計画成る。新聞集成明治編年史</p> <p>8・1 福知山の民権主義者榎原鉄吉、明治社なる政談社を設立、早期国会開設、参政権の確立を主張。大阪日報 8・19</p>	<p>9・25 寺町浄教寺において演説会開催、弁士上野栄二郎ら。朝野</p> <p>10・8~10 四条南の劇場で政談演説会、弁士永田一二ら。植木枝盛も出席、聴衆3,000人。大阪日報 10・12</p> <p>10・15 綾喜郡自由親会開催。同上</p> <p>10・16 四条南劇場で演説会、中途で中止解散を命ぜられる。朝野</p> <p>11・8 『我楽多珍報』編集長大柴法剣、横村知事に告訴され責附となる(30日京都裁判所より罰金50円申渡さる)。大阪日報</p> <p>11・12 沢辺正修、国会期成有志会の幹事に選出される。同上</p> <p>11・19 竹野郡間人村で、郡内有志20余名が懇親会を開く。同上</p> <p>11・中 上田重徳、京都府庁より演説禁止命令をうける。同上</p> <p>12・7 沢辺正修、太政官に出願し、国約憲法制定の請願書を提出。大阪日報 12・11</p> <p>12・26 『我楽多珍報』発行禁止さる。明治文化全集</p> <p>12・28 『我楽多珍報』編集長大柴法剣、62号所載の狂画のため、禁獄2カ年の刑に処せらる。同上</p> <p>12・29 沢辺正修帰郷報告会、宮津で開く(これより前、下旬、正修東京より帰洛、平安公会(仮称)を結成)。大阪日報</p> <p>12・1 何鹿郡志賀郷村小作争議。小作人120余名、小作料引下げを要求し郡役所へ嘆願、地主に救助米25石出させる。(翌年2月再発、小作地返還に至る)。明治14年の地方議会と人民の動向 この年 ▷ 加佐郡で小作料引下げを要求し小作争議。天田郡でも同様に小作争議、また南桑田郡では地主の小作地転貸から紛争、小作争議。同上</p>	<p>5・1 与謝郡岩滝村の医師上羽角書、貧民に施療施薬するために有志と私立病院を計画。京都日日 5・22</p> <p>6・1 書記親康忠紀の発起により、竹野郡に子守学校を設置。西京 6・16</p> <p>7・11 旧宮家士族授産誘導社を上京11組今出川通烏丸東入ルに新築、落成式挙行。西京 7・13</p> <p>7・13 府、療病院移転のことを管内に達す。</p> <p>7・18 療病院・医学校を上京第12組川原町通御車道広小路北(寺町広小路)に新築移転。府庁文書 明13-3</p> <p>7・19 宮内省、盲啞院へ1,000円下賜することを伝達。府庁文書 明5-2</p> <p>8・2 府、種痘施術料を無料とする旨を達す。府庁文書 明13-3</p> <p>8・7 府の備荒儲蓄補助金配布高8,365円(明14・6までの分)を告示(12・7備荒儲蓄金の件で臨時府会)。府庁文書 明13-3、京都經濟史</p> <p>8・9 府、伝染病予防法心得を公布(10・9内務省の伝染病予防法心得書配布を達す)。11・20伝染病者ある家にはその病名を門戸に貼付し所用のほか他人との交通を絶たしめる旨を達す。布達317、382、43号</p> <p>8・1 府、衛生課を新設(衛生・報告の2掛)。府令341号</p> <p>10・9 衛生課設置につき、町村の公選の衛生委員をきめ町村の衛生事務にあらせるため、町村衛生委員選挙法を制定。また10・12地方衛生会規則を定め地方の衛生全般を管理し住民の健康保持増進に努力)。府庁文書 明13-4、14-19</p> <p>12・25 府、伝染病報告心得を改正(伝染病をコレラ・発疹チフス・痘瘡・腸チフス・ジフテリヤ・赤痢の6病とする)。府庁文書 明13-4</p> <p>12・1 府、社倉金穀処分方については今後関係町村連合会において議定すべき旨を達す(社倉規則を廃止)。この社倉金穀の処分については後日各地で問題が生じた模様、明15・1・19付で府は「…頃日ニ至リ之ヲ各處ニ分割シ又ハ其幾分ヲ割戻シ甚シキニ至リテハ之ヲ各人ニ割戻ス等ノ処分ヲ議決スル向モ有之候…」といつて郡、区、戸長の監督を促している。府庁文書 明15-11</p> <p>この年 ▷ 上京区今出川通大宮東入ル渡辺善兵衛ら、救信会を設立(「天災地異にかかり災害を蒙れる者を救恤する」のが目的、のち恤兵・遺族扶助にも尽力)。日出 明28・3・26</p>
社 会 福祉		
<p>2・1 生糸の値段高騰により西陣織物商に休業者増加。大阪日報 2・7</p> <p>4・10 竹野郡鳥取村で大火、76戸焼失(総戸数96戸)。府は生活困窮者38戸に救助米を支給。6月末にかけて船井・与謝・熊野・竹野など各郡において大火が続発。府庁文書 明12-8</p> <p>4・1 渡辺晋三、太田吉三郎と共に歯科医を開業(京都開業第1号)。府歯科医師会60年の歩み</p> <p>4・1 府化芥所の授産人数、男76人、女22人、窮民授産所の授産人数、男51人、女7人。京都日日 4・18</p> <p>5・11 下京区役所、年長盲啞者に手職教授のため盲啞者実態調査を各組戸長へ達す。京都日日 5・14</p>		

明14(1881)年

社 会 運 動	社 会 福 祉	参 考	日 本										
<p>1・2~10 沢辺正修、帰郷報告会を宮津・府中・岩瀬・峰山・久美浜で開く。京都府年表稿</p> <p>1・22~24 植木枝盛ら、四条南の劇場で、京阪神理学演説大会を開く。聴衆毎晩約1,000人。大阪日報 1・25</p> <p>1・— 『我楽多珍報』大柴法剣禁固刑2年の報に京都日報社ほか、有志より計15円余の見舞到来という。我楽多珍報 1・21</p> <p>2・上 何鹿郡志賀郷村の小作争議(再燃)。同村第2の地主倉橋勘重郎の小作地返還をはかる。大阪日報</p> <p>2・11 宮津で丹後与謝会が発会、100余名出席。大阪日報 3・4</p> <p>2・15 『我楽多珍報』、内務省より発行停止を命ぜらる。大阪日報 2・18</p> <p>2・— 師範学校教師養成金の拠出をめぐって紛議、各地で続発、綏喜郡で最も紛糾。郡書記説諭を試みて人民と争論になる。大阪日報 2・19</p> <p>3・5 宮津で、北丹連合懇親会ひらく。同上</p> <p>3・8 綏喜郡井手村で演説会終了後、約200人が戸長役場に押寄す。大阪日報 3・22</p> <p>3・27 船井郡親睦会の初会合を開く。大阪日報 3・24</p> <p>4・7~10 摂東正彦の発起で、集会条例発布1周年に当り、言論自由の精神死没の亡靈を弔う演説会を白川橋三条下ル寄席で開催。同上</p> <p>4・17 丹後自由党、宮津の智源寺において自由懇親会開催、来会者1,360余名、中島信行も参加。大阪日報 4・22</p> <p>4・21 摂東正彦、久世郡宇治町で政談演説会を開催、中止解散を命ぜらる。同上</p> <p>4・— この頃、竹野郡間人村に新聞縦覧所設立さる。大阪日報 4・30</p> <p>5・10 府、政治に關係のない事項についても講談論議のため公衆を集めるとときは、開会前日迄に論議の事項を記し警察署へ届出るべきことを達す(7・5さらに官吏が政談講學を目的として演説・講演会を開き公衆を集めることを禁ずる旨達す)。⁽¹⁾ 布達甲68号、乙27号</p> <p>8・4、5 綏喜郡田辺村と薪村との水論、解決のため両村民集会して沢辺正修ら仲裁、10年ぶりに解決。大阪日報 8・9</p> <p>8・24 府、地方税不足補充法を布達、以後12月まで、反対運動各地でおこる(京都交渉会、船井郡船枝村外20カ村、与謝郡第1組・第6組、乙訓郡、下京区第30組など。12・14これに関する伺書・請願書など内務省よりすべて却下さる)。京都新報</p> <p>10・13 四条北の劇場で政談演説会、中止解散を命ぜらる。大阪日報</p> <p>10・31 府、府民他府県に転籍の際、徵兵関係送籍手続を怠らざるよう達す。布達要約乙119号</p> <p>11・12~19 小室信介、与謝郡を遊説。</p> <p>11・15~18 京都迎賓館にて、2府22県の関西府県会議員懇親会開催。</p>	<p>1・19 駆徽院にはじめて院長をおく(院長木下熙)。府立医大80年史</p> <p>1・19 府、医務取締副長、同取締、産婆取締、薬物取締などの廃止を達す。府庁文書 明14-12</p> <p>1・25 癪狂院治療条則(明8制定)を改正し、治療の順序を定める(この年の入院患者163人)。布達39号、府立医大80年史</p> <p>1・— 府、舎密局化学校の廃止を決議。明治文化と明石博高翁</p> <p>1・— 貧民授産場綾部出張所、紙漉を授産(男女76名)。大阪日報 1・16</p> <p>3・31 府、地方病報告心得、麻疹患者報告心得など公布(施行4・1、地方病とは脚氣・瘧疾・癪病など)。府庁文書 明14-17</p> <p>4・— 下京区長竹村藤兵衛は区内の貧民を調べそれぞれ白米および他の雑品を施与。大阪日報 4・21</p> <p>5・3 地方衛生会をはじめて開く。府庁文書 明14-17</p> <p>5・31 種痘規則を改め7・1から施行。同上</p> <p>5・— 安藤精軒、有志と謀り貧民救療所を市内三本木に開設。以後15年間の施療者10,000以上に達す。京都医事衛生誌 175</p> <p>6・29 府会、備荒貯蓄施行規則を府下に限り廃棄したいと内務卿に建議を可決(採用されず)。⁽²⁾ 府会決議録 明14</p> <p>6・— 府、種痘館を廃止。市医師会50年史</p> <p>7・1 府、備荒貯蓄施行規則を実施。布達119号</p> <p>7・— 医学校、療病院の管理を離れて独立。明治文化と明石博高翁、府立医大80年史</p> <p>8・13 府会、道路橋梁堤防費、監獄費などを国庫支弁に復することを要望する建議を内務卿あてに提出。⁽³⁾ 府会決議録 明14</p> <p>9・28 府、遊女紅場の新設廃止などについてはその協議段階の内容まで同出よと達す。布達甲172号</p> <p>9・30 府、伝染病院取扱手続制定。布達176号</p> <p>10・26 府、從来各町村において貯蓄した社倉金穀・学校資金・その他共有にかかる財産の類は戸長の配置いかんにかかわらず、分割配当などをしないよう達す。布達甲194号</p> <p>10・27 府、療病院職制章程を定める(駆徽院・癪狂院を附属して管理)。布達丙67号</p> <p>12・28 駆徽規則を改正(明15・1・1施行)。⁽⁴⁾ 布達甲251号</p> <p>この年</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 福知山藩、士族授産所協同社(製糸工場)を設立。三丹蚕業郷土史 ▷ 本派本願寺、宮津監獄支署の教誨を開始。教誨師鷺尾得水。日本近代仏教社会史研究 ▷ 北桑田郡、社倉規則制定(地価100円につき1斤、明16廃止)。北桑田郡誌 ▷ 相楽郡、全町村連合会を開設し、明4以来の積立社倉金穀の維持を図る。社名を救益社とし窮民救助・興益事業に従事。府庁文書 明19-4 	<p>(1) 明22・1、内閣総理大臣の訓令により官吏は政治上または学術上の意見を公衆に対し演説・叙述することが出来るようになった。但し、事前に長官の認許が必要であり、京都府では知事の認許を要し、知事において不都合と認めるときは認許されない。日出 明22・1・29</p> <p>(2) 備荒貯蓄法(明13)が隣保救恤に名をかり、実際には地租の納められない者に補助させるなど国税を捕獲する狙いであるとし、府下は徳義にまかせてほしいとしたもの。この頃各地で府県会の反対はげしく県会と衝突。</p> <p>(3) 「…監獄費ノ如キモ亦之レヲ地方税ニ負担セシメラレタリ吾儕千思万考其所以ヲ解スル能ハズ元來監獄ノ費用タル國事犯常事犯何レノ犯罪タルニ拘ハラス總テ國費ヲ以テ支弁セラル可キハ理ノ當サニ然ルヘキモノニシテ決シテ地方費ニ負担セシメラル可キモノニアラサルハ更ニ喋々ノ弁ヲ須ヒスシテ明カナリ然ルニ今之ヲ地方人民ニ負担セシメラルハトキハ是亦國家ニ對シテ國租ヲ上納スルハ果シテ其何ノ為メナルヤ…」。</p> <p>(4) 駆徽院の入院患者数</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>明9</td> <td>150名</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>307</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>507</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>835</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>1,930</td> </tr> </tbody> </table> <p>府立医大80年史</p>	明9	150名	10	307	11	507	12	835	13	1,930	<p>1・14 東京に警視庁を再置。</p> <p>2・— 平岡浩太郎ら、福岡に玄洋社を創立する。</p> <p>3・11 憲兵条例を定める(まず東京に1隊をおき、逐次各府県に)。</p> <p>4・7 農商務省をおく。</p> <p>4・11 秋田県土崎湊舟揚雇夫600人余、賃上げを要求して騒擾。</p> <p>4・— 悪病流行ノ節貧民治療概則廃止、以後地方税中衛生費をもって支弁せしめる。</p> <p>6・30 地租改正事務局を廃止。</p> <p>7・27 黒田清隆、北海道開拓使官有物払下げを申請。</p> <p>7・— 久留米の紡織工女800人余、紺屋への不満からサボタージュ。</p> <p>9・19 監獄則を定める(従来の諸規則を統合)。</p> <p>10・11 明治14年の政変。</p> <p>10・12 国会開設の時期を明23と決定。</p> <p>10・18 自由党結成会議。</p> <p>この年</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ この年度から地方監獄費は府県の負担。 ▷ このころ、万年青栽培流行、次第に投機化。
明9	150名												
10	307												
11	507												
12	835												
13	1,930												

社会運動	参考	日本
<p>1・15 京都交詢会、自由懇親会を円山正阿弥席で開く。 京都新報</p> <p>1・25 舞鶴にて自由懇親会。小室信介ら出席。 同上</p> <p>2・10 『我楽多珍報』発行停止。 同上</p> <p>2・22 小室信介、峰山から久美浜・但馬地方を遊説(3・4帰阪す)。 同上</p> <p>2・1 北桑第一自由懇親会を周山小学校で開催、参会者100余名。 同上</p> <p>3・1 四条の劇場で政談演説会を昼夜2回開催、弁士新井竜ら。 同上</p> <p>4・14 新京極で政談演説会を開く、楫東正彦が演説中、中止解散を命ぜらる。 京都新報</p> <p>4・20 新京極で、京都交詢会主催の政談演説会を開く。 京都新報</p> <p>4・23 終身懲役の囚徒ら、脱獄し放火、監獄本署焼失す。 同上</p> <p>4・24 宮津の立憲政党の有志、同地で学術大演説会を開く。 同上</p> <p>4・1 北桑自由懇親会、再び周山校で開く。 参会者100余名。</p> <p>4・1 板垣退助遭難のため、熊野郡有志総代として奥田得一を派遣。 熊野郡誌</p> <p>4・28~5・5 小室信介、宮津・岩瀬等で政談演説(5月このうち第2回の山陰地方遊説)。⁽¹⁾</p> <p>5・6~7 新京極で政談討論演説会を昼夜2回開く。</p> <p>5・9~10 酒屋会議、京都中村楼で開く。 自由党</p> <p>5・14 北桑田郡第2回自由懇親会を弓削博習校で開催、会員70名余参集。</p> <p>6・1 新京極で学術政談演説会を開く。 京都新報</p> <p>7・13 『京都新報』、『京都滋賀新報』と改題。</p> <p>8・19~20 建仁寺前平安集会堂において政談演説会。甲田良造「朝鮮事件に関する日本人の意見」、城山静一「立憲政体の正解」ほか、石井俊郎、平井金三ら(27~28日再度同所にて、さきの4人と自然居士演説会をひらく)。 西京 8・19、26</p> <p>8・1 このころ、立憲革命党あり、本部上鳥羽村誠護社(社員岸本孝三郎退社し、官権主義に変じたと誤解されることあり)。 西京 8・20</p> <p>9・3 平安集会堂で政談演説会、弁士甲田良造ら(11日再度演説会、城山静一ら)。京都新報</p> <p>9・8 綾喜郡八幡庄の部落民約360名、コレラ患者取扱いの処置を不満として、警察分署に押かける(翌朝、伏見署より急派の警官により鎮定、指導者14名、逮捕される。このころコレラ大流行)。 京都新報 9・10、立憲政党新聞 9・10</p> <p>9・9 柄憂会員定期演説会、平安会堂にて開催。</p> <p>10・12 帝政の大懇親会、上京区の旧士族邸で開く。参会者290余名。 東京日日 10・15</p> <p>10・13 加藤政之助(大阪新報社)ら、平安集会堂で政談演説会開く。 京都新報</p> <p>10・15 宇治高等院本堂で、宇治初めての自由懇親会。沢辺正修ら参加。 同上</p> <p>10・25 新京極道場芝居で政談演説会、善積順蔵の演説中、中止解散を命ぜらる。 同上</p> <p>10・28 新京極道場芝居で、同志社、学術演説会を行う。 同上</p> <p>11・3 新京極で柄憂会員大演説会。 同上</p> <p>11・4 新京極で政談大演説会。弁士、犬養・尾崎・鳴田・加藤政之助ら。 同上</p> <p>11・5 新京極で、内山龜太郎(改進)主催の政談大演説会。 同上</p> <p>11・15 新京極で政談大演説会。弁士、江口三省・門野又藏ら。 同上</p> <p>11・19 第2回丹後人懇親会、祇園平野屋にて開催。 同上</p> <p>11・19~20 新京極の劇場で政談大演説会、弁士、河津祐之ら。 同上</p> <p>12・21 新京極道場芝居で、有志忘年政談大演説会を開く。弁士、草間時福・河津祐之ら。 同上</p>	<p>(1) この頃、府警察本署は府下人民の集合又は懇親会が開かれる際は秘密探偵吏を派出し、その実情を目撃させ施政に害ある会員と認めるときは、会主に命じて散会させるよう各警察署ならびに分署に内達したという。 大阪日報 5・19</p> <p>(2) 「(前略) 該法ノ趣旨タルヤ(後略) 一ツハ究民救助ノ趣旨ニ出テツハ国税ノ逋額ヲ補充センムルノ意ニ出ツ而シテ之ヲ20年間蓄積保持シテ以テ凶荒ノ予備ヲ完全ナラシメントノ用意ナリト雖モ之ヲ概論セハ名ヲ窮民救済ニ籍テ租税保険ノ実ヲ求メントシ人民ヲシテ又一種ノ義務ヲ負担セシメタル者ト謂ハサルヲ得ス(後略)」 府通常区郡会決議録</p> <p>(3) 京都士族中の貧困者のため、明12・7設立。有志による恩貸金の利子をもって授産を講ず。明15これまでの成績に従事産業誘導社を廃して平安義校の設立を企て、これが經營にあたる。</p> <p>(4) 設立願「(前略) 聖上一視ノ仁ヲ賜ヒ辺国僻地ニ至ルマテ小学校ノ設ケアリト雖モ彼ノ孤子貧民ノ如キニ至リテハ其校ニ入ルノ余力ナキヲ以テ終ニ岐路ニ迷惑スルニ至ル故ニ今救助小学校ヲ設ケ此輩ヲ集メ衣服ヲ給シ飲食ヲ与ヘ書等ヲ学ハシ技芸ヲ伝ヘ切磋琢磨セシムル事数年、(中略) 試ニ此校ヲ設立セハ則上ハ朝廷教育ノ一ヲ助ケ下ハ庶民ヲシテ國家ノ一利トナルニ臣不肖モ内ニハ校則ニ力ヲ竭シ外ニハ奔趨ニ勞ヲ厭ハス宿志ヲ達セシ事ヲ祈ル(後略)」</p> <p>↗ 8・1 京都市内にコレラ患者発生(7・29郡区町村衛生委員に対し、コレラ病予防の注意を達す。8・17上京第6組構前町大報恩寺を上京区の避病院とする。8・21府、コレラ病予防につき府民に告諭)。 布達乙117号、府文書 明13-8、西京 8・13</p> <p>8・1 建仁寺地中西来院に私立和漢病院を設置(思誠病院としてもっぱら貧民を入院させる)。 西京 8・18</p> <p>9・20 府、愛宕郡南禅寺村の癪狂院の廃止を達す(10・31限りで廃止)。李家隆産、永觀堂内でこれを受けつぐ(のちの川越病院)。 府文書 明15・10、府誌 下</p> <p>10・1 三上元民、私立木爪原狂病院を設立(上京蘆山寺通千本東、明23廃止)。 府誌 下</p> <p>11・24 京都駆黴院新築なり開院式挙行(仮駆黴院、療病館閉鎖)。 府誌 下</p> <p>11・1 豊田濟衆病院設立(新町中長者町角)。 京都市現勢一班 大8</p> <p>11・1 文部省達医学校規則に準拠し、療病院内医学校・医学予備校を京都府医学校と改称、甲種医学校と認定。 府教育史 上</p>	<p>1・1 この日現在全国人口3,670万118人。</p> <p>1・14 軍人勅諭を陸軍卿大山巣に下す。</p> <p>2・1 大阪で立憲政党成立。</p> <p>3・12 熊本で九州改進党を結成。</p> <p>3・18 福地源一郎、立憲帝政党を組織。</p> <p>4・4 烏取県八東郡各村農民、小作米輕減要求で騒擾。</p> <p>4・6 自由党総理板垣退助、遊説中岐阜でおそれ負傷。</p> <p>4・14 群馬県、全県下の遊廓を明21・6限り廃止を布達、これより娼婦運動盛んとなる。</p> <p>5・25 樽井藤吉ら、東洋社会党則を定める。</p> <p>5・29 神田にコレラ発生、秋にかけて流行、全国で死者33,784人。</p> <p>5・1 医学校通則を制定。</p> <p>6・3 集会条例改正。</p> <p>6・15 北海道に空知集治監設置。</p> <p>8・5 戒嚴令を定める。</p> <p>9・2 神奈川県橘樹郡末長村村民30余、隣村久本村でコレラ病死人を火葬にしようとしたのを忌み嫌って集合し不穏、警官説諭で解散。</p> <p>9・30 行旅死亡人取扱規則公布。</p> <p>10・4 奥宮健之ら、人力車夫の生活権擁護をめざし人力車夫懇親会を結成。</p> <p>11・24 宮中に地方長官を集め、軍備拡張・租税増徴につき勅語を下す。</p> <p>12・1 福島事件。</p> <p>12・12 請願規則を定める。</p> <p>この年</p> <p>▷ コレラ流行。</p> <p>▷ 東京・京都・神奈川の一部で肺病調査を実施。</p> <p>12・1 久美浜に社会改良事業団体麗沢社設立。 熊野郡誌</p> <p>12・1 府、産婆営業規則制定。 布達甲182号</p> <p>12・1 府立駆黴院新築に際し八坂女紅場をはじめ各女紅場・その他有志が建設費を寄附。 府文書 明15-24</p> <p>12・1 多村知興ら平安抄紙場を創設(京都士族授産金3万円のうち3,000円を借り受け旧宮家の人たちに授産)。 日出 明21・12・15</p> <p>この年</p> <p>▷ 府会において医学校廃止を決議(種々論議をかもしたが、内務卿、医学校を8,092円余の予算で維持するよう裁定し漸く落ちつく)。 府會議事録</p> <p>▷ 産業誘導社廃止。⁽³⁾ 浜岡光哲翁</p> <p>▷ 大阪府監獄吏根村熊太郎、囚徒の風習を憂い貧民孤児のための救助小学校設立願を府に提出。⁽⁴⁾ 德重文書</p>
社会福祉		
<p>1・10 上京区第29組初音校の夜間学校をさらに発展させるため、戸長兼学務委員曾東新輔は知事に計画を伺出る。 府文書 明15-46</p> <p>1・1 愛宕郡岩倉村の岡山家、精神病者家族看護を始める。 京都医事衛生誌 439</p> <p>4・15 大谷光勝、府立療病院費として1,500円を寄附。 府文書 明15-24</p> <p>4・23 監獄署焼失。府会区部会においてその建築について論議。 府通常区部会議事録 明15</p> <p>5・30 府会、内務卿山田顕義あてに、再び備荒儲蓄施行規則(明14年度すでに提出)廃止を建議、不採用となる。⁽²⁾</p> <p>6・8 府会、内務卿あて監獄費国庫補助について建議(監獄建築に際し国庫補助10万円を要請、12月再提出)。 府会志</p> <p>6・1 府、天田郡および与謝郡に駆黴規則を実施(7・5施行)、駆黴所を新設。 府文書 明15-9</p> <p>7・14 府、塵芥掃除規則を上下京区内に公布(8・1施行)。 同上</p>		

社会運動	社会福祉	参考	日本
<p>1・25 熊本の紫浜会員、新京極道場演劇場において政談演説会を開催。収集400~500人、弁士は川上音二郎。 西京新聞 1・25</p> <p>1・28 第3丹後人懇親会、祇園平野屋において開く。</p> <p>1・— 竹野郡間人村室井普、丹後5郡の酒造家126名を代表し、酒造税減額請願書を提出。 西京新聞 1・10</p> <p>1・— 府、巡回に帶剣させる。このため、洋剣501腰、サンチョロ501個、入札によって購入。 西京新聞 1・20</p> <p>1・— 福知山にて、越山某が発起となり、青年学術会を催す。 大阪日報</p> <p>2・3 宇治菟道の菱木信興の首唱により学術講演会を開催。⁽¹⁾ 大阪日報 2・8</p> <p>2・— 府、内務省達により、新聞雑誌の種類、創刊年月、営業人などを調査。 大阪日報 2・10</p> <p>2・— 西陣不景気に転化。昨年末の織物不景気に加え、諸物価下落のため、およそ3割低落し追々休業者も出て、職工から車夫になる者多く、数十年来未曾有の不景気。 大阪日報 2・21</p> <p>2・— 乙訓郡今里・久我・上羽・開田各村民により西岡学舎開設。学術研究会を開く。</p> <p>3・25 第4丹後人懇親会、御池北篠春亭で開く。</p> <p>3・— 愛宕郡柳原庄の部落民350人が西本願寺に押しそよせ、本願寺会計の不正を詰問。 東京日日 3・8、日本近代仏教社会史研究</p> <p>3・— 府、このころ大阪府と協議して国事犯の探索・取締・捕縛にしきりに力を入れる。 大阪日報 3・4、11・17</p> <p>4・8 四条北側演劇場において政談演説会開催。⁽²⁾ 京都絵入 4・10</p> <p>4・25 『京都滋賀新報』仮編輯長兼印刷長岡田武一郎、同紙の記事が巡査の職務を侮辱したものと認定され、重禁固1ヵ月・罰金5円の処罰を受く。</p> <p>4・— 八坂新地の老妓政員らの発起で「芸妓自由講」を組織。毎月積金をし月1回または隔月1回ずつ自由懇親会を開き、その都度1~2名の演説者(岸田俊子ら)を請い演説をきく計画あり。 大阪日報 4・21、10・19</p> <p>4・— 府、明7以後の徴兵忌避脱走者・兵役中脱走者等の調査を行なう(陸軍省達により)。 大阪日報 4・24</p> <p>4・— 府警察本署、高田の変参画者・逃亡者の探索を行なう。 大阪日報 4・8</p> <p>4・— 『京都滋賀新報』社説に「徴兵或問」を掲載。 京都滋賀新報 5・4</p>	<p>1・— 府、中央の方針により、熊本神風連の乱(明9・10)、山口萩の乱(明9・10)の両役、西南の役(明10・2)における戦病死者の遺族へ弔慰金を下賜する旨を達す。 西京新聞 1・25</p> <p>1・— 府監獄署は1・1から3日間、未決既決の各囚人へ親族朋友からの物品差入れを許可。 西京新聞 1・21、23</p> <p>1・— 紀伊郡淀の旧藩士族、同所旧城趾に友染製造所を建設し、士族授産を計画。 大阪日報 1・11</p> <p>1・— 与謝郡宮津の各宗教導職・神官・医員ら、慈愛社を結成。⁽⁶⁾ 明教新誌 3・18</p> <p>2・22 府、恤救条例(明12布達)を廃止。 布達甲10号</p> <p>2・— 療病院副長山田文友ら、貧民施薬規則案を計画。 大阪日報 2・25</p> <p>2・— 窮民授産所、石田治兵衛らの出願により、府営から民営に移る(のちの西陣共進織物会社)。 明治文化と明石博高翁</p> <p>2・— 両派本願寺、常置教誨師(教師)設定方について府に建議、府会において否決される。以後數度の建議により明18・7・2付けで志水鳩峯が監獄教誨師に任命される。 日本監獄教誨史 下</p> <p>3・— 農商務省、「士族勧業ノ為メ資本金拝借請願ノモノ及義済ヲ挙行スルモノアルトキ」の調査例を府に示し、その調査を依頼。 府庁文書 明16-2</p> <p>3・— 京都の万年青商人の申合せにより棄児院設立。 大阪日報 3・28</p> <p>4・2 府、壳淫罰則(明9・4)を廃し、密壳淫罰則を定める。 布達甲20号</p> <p>4・11 府、癫狂院の廃止に伴い、精神障害者・白痴の者の処分方を内務省に伺う。内務省は、「他人に妨害を与ふる者に限り監獄別房に留置」することを指示。 府庁文書 明16-6</p> <p>4・15 明石博高、私邸内に私立厚生病院を開設(河原町蛸薬師東、好評を博し、明17には支院を開く、廃止明20)。 明治文化と明石博高翁、京都絵入 4・5</p> <p>4・— 千田藤平(大宮一条上ル呉服商)、明13・12末から100石を貧民に施米。また山野吉兵衛(古富川町五条上ル質商)らの有志は慈善会を結成。 京都絵入 4・18</p> <p>5・9 府、府民で他府県下を旅行中に救護を受けたときの費用弁償方を達す。⁽⁷⁾ 示128号</p> <p>5・15 京都夜学義会設立(柳馬場三条下ル)。 京都滋賀新報 5・18</p> <p>5・— 同志社が医学校と看護学校を開く方針を決定。ベリーを招き計画を進める。 府教育史 上</p>	<p>(1) 大阪より小室信介・瀬川正治・沢辺正修・草間時福ら來演、会場は平等院に接する大阪。青木「妄信論」、瀬川「習慣論」、草間「人文の自由と政治の自由の関係」、沢辺「平等論」、小室「節度論」、聴衆300人余(翌4日淀において自由懇親会を開催、会員200名、一口村山田与四五郎・垂水村片岡克家・淀安田乙四郎・向谷文三郎・菟道菱木ら協力)。 大阪日報 2・8</p> <p>(2) 弁士草間時福・田口謙吉・三浦駒太郎・河津祐之の4人、満場の聴衆ヒヤヒヤといい盛会。</p> <p>(3) 弁士は阿部宇之八「吾人は如何にして帝国臣民たるの本分を生かさん」、布施万「シット(ジェラシー)の害を説く」、久松義典「京都府民に告ぐ」など。</p> <p>(4) 第5番目に弁士川上音二郎「官民の関係」と題する演説に中止解散を命ぜられる。「最後に自作の1トセ節を唱って結びとするため大音に、1ツトセ人の此世に生るゝや、民権自由のあればこそコノあればこそ、2ツトセ不自由極まる世の中もこれも官ちゃんが為すわざぞコノにくらしやと節面白く唄ひたる」という。また、8・1~7には川上音二郎、大津四ノ宮劇場にて昔譚を興行。木戸の入口に筵樽を数個積上げ、酒は飲みしだい肴は食ひしだいと張出し、木戸内に民権酒と書きたる木標を建て、筵樽を抜いて自由に飲ませたいう。 京都滋賀新報 8・5</p> <p>(5) 傍点を付して強調された部分を引用すると、「凡ソ一國ノ制度ヲ作ルニワ如何ナル事情アルニセヨ其ノ民情風俗慣習等ヲ外ニシテ全ク他國ノ法律ヲ翻用シ積年慣行シ来レル法律ヲ朝ニ全廃シ去ルガ如キ若クワ朝ニハ寛大自由ノ制度ヲ設ケタニハ漸ク其ノ自由ヲ制限シ却テ人民ノ激怒怨嗟ヲ招クガ如キ浅薄ナル政治ヲ願ハザルナリ」</p> <p>(6) 「人民の危難を救ひ貧者の窮困を済ふより急且つ先なるはなし」の趣意書を発す。規則には「鳏寡孤独盲啞聾瘡等の不幸にして糊口し難き者を慈愛し元を養ひ之に産を授く」とある。資金は有志講員と慈善家に求めようとした。</p> <p>(7) 「当府管下ノ人民他府県下旅行中天災又ハ疾病ニ罹リ其他ノ郡区役所戸長又ハ警察官等ノ救護ヲ受ケタル者費用償却ノ義其向ヨリ本人原籍ヘ直ニ通報アリタル時ハ速ニ弁償取計候様致スヘン右照会越候旨モ有之此旨告示候事」また行旅死亡人取扱に関する費用は教育費から支出。</p> <p>(8) 12・16付け大阪日報は鳳城会員が琵琶湖疏水工事に注目し、工事着手の折は府下の貧民をその人夫にあてるよう知事へ建議する動きを伝えている。</p>	<p>1・23 府県に兵事課をおく。</p> <p>3・15 立憲政党、解党を決議。</p> <p>3・20 高田事件(北陸地方の自由党員26人、大臣暗殺などの容疑で捕われる)。</p> <p>3・31 府県連合衛生会規則を制定。</p> <p>3・— 大日本私立衛生会結成。</p> <p>4・16 改正新聞条例を定める(言論取締の強化)。</p> <p>4・23 自由党大会、改進党攻撃を決議(5~6月偽党撲滅演説会を各地でひらく)。</p> <p>4・— 紡績連合会、職工争奪防止規則を定める。</p> <p>5・5 三池炭坑で三池監獄の囚人を使用はじめめる。</p> <p>6・29 出版条例改正(罰則強化)。</p> <p>7・2 官報第1号発行。</p> <p>8・16 旱魃のため、和歌山県名草郡太田村ほか48カ村で分水のことから対立、騒擾。</p> <p>9・13 川上音二郎(自由童子)、集会条例違反で1年間政治演説を禁止される。</p> <p>9・21 三池炭坑で就労中の囚人395人大暴動。</p> <p>9・22 京都に宮内庁支庁をおく。</p> <p>9・24 高島炭坑坑夫数百人、減給に反対し暴動。</p> <p>9・24 立憲帝政党、解散を公告。</p> <p>10・29 第1回医術開業試験を明17に実施する旨告示。</p> <p>10・— 原胤昭、無償で自邸を免囚保護所にあてる(のち東京出獄人保護所)。</p> <p>11・9 石川県能美郡で農民騒擾。参加農民5,000人。</p> <p>11・28 鹿鳴館開館式。</p> <p>11・30 大阪府下に憲兵をおく。</p> <p>12・28 徵兵令を改正。</p> <p>この年</p> <p>▷ 金融引締・物価下落・商況不振でとくに中産階級以下の生活困窮深まる。</p> <p>▷ 集会条例違反者男87人、女2人、新聞紙条例違反者男15人、出版条例違反者男63人、女2人。</p>

明16(1883)年

社 会 運 動	社 会 運 動	社 会 福 祉	日 本
<p>5・19 四条南側芝居において政談大演説会を開催。弁士は、河津祐之・原猪作・草間時福・永田一二・新井毫・小宮山昌録・土居通豫・三浦駒太郎・田口謙吉（20日は大津四の宮で）。 京都絵入 5・18、19</p> <p>5・30 相楽郡新田村民 100 名余屯集、戸長役場（一説に戸長私宅）におしかける。戸長との間の紛議という。 山陽新報、青木年表</p> <p>6・20 『京都滋賀新聞』、「政治社会の注意」の題で社説を掲載。 京都滋賀新聞 6・20、21</p> <p>6・24 四条北側演劇場において政談演説会を開催。⁽³⁾ 京都絵入 6・23</p> <p>6・29 相楽郡相楽・山田両村（現木津町）、水論をひきおこす。 京都滋賀新聞、青木年表</p> <p>6・— 『西京新聞』、1864号をもって休刊。 大阪日報 6・5</p> <p>7・7 『京都滋賀新聞』、「出版条例の改正」と題して社説を掲載。 京都滋賀新聞 7・7</p> <p>7・8 四条南の演劇場において政談演説会を開催。⁽⁴⁾ 京都滋賀新聞</p> <p>7・24 宇治郡山科郷西ノ山村にて水論、200名屯集し不穏、夕刻郡長の説諭にて解散。 大阪日報 7・26</p> <p>7・24 葛野郡西御室村（現右京区）東西両組、水論おこり200人屯集する。 自由新聞、青木年表</p> <p>7・— 船井郡若杉村有志、講明会を開設。金沢某を招いて、学術研究・擊劍・演説会等を催し、会員を募る。 京都滋賀新聞 8・25</p> <p>8・2 『京都滋賀新聞』、「強兵は教兵は在り」と題して社説を掲載。 京都滋賀新聞 8・2</p> <p>8・9 四条北の芝居にて、川上音二郎の滑稽政談演説会開催。傍聴 200 余名。第1席の「大戦争」という演説中に中止解散を命ぜられる。 京都滋賀新聞 8・11</p> <p>8・10 新京極通東向の劇場において紫溟会員片島某、政談演説を開催。「権利論」を演説するに及び聴衆が騒然。自由童子川上音二郎も聴衆の中にありという。 京都滋賀新聞 8・12</p> <p>8・— 府下警察署で、所轄地域在住の各政党加盟者の住所・氏名・身分を調査し、名簿を作成す。 大阪日報 8・12</p> <p>9・8 四条南の劇場において大阪演説会員が政談演説会を開催。河津祐之「23年前に方りて官民の務とする所如何、大人は巨大的の小児なり」、草間時蔵「此奴隸を救わざる可らず」、田口謙吉「政治上の進化を論じて京都府民に告ぐ」。治安妨害ありとて忽ち解散を命ぜらる。 京都滋賀新聞 9・7、11</p> <p>9・— 紀伊郡深草村惣代小西某、実弟の徵兵義務を忌避するため、戸籍を偽造、村内一寡婦の養子を作り、発覚して自首。 大阪日報 9・12</p>	<p>10・2 京都四条北演劇場において、岸田とし子ほか 3 名の女子学術演説会開催。盛会にて聴衆 2,000 名以上。一時木戸を閉じて聴衆を謝絶したほどと伝う。 大阪日報 10・5</p> <p>11・7 『京都滋賀新聞』、治安に妨害ありとして発行停止、頒布禁止を命ぜらる（20日解停）。 大阪日報 11・9、22</p> <p>12・2 京都滋賀新聞社、「独逸学派の論者に質す」と題して社説を掲載。憲法制定に関する論評。⁽⁵⁾ 京都滋賀新聞 12・2</p> <p>12・25～ 京都滋賀新聞社、「新聞雑誌の発行停止を論ず」と題して社説を掲載。警察当局の認定の不当を批判す。 京都滋賀新聞 12・25、26</p> <p>この年 ▷ 夏、葛野郡花園村で水論おこる（11・25、郡長説諭で和解）。 大阪日報 11・29</p>	<p>6・10 『京都滋賀新聞』、社説に「監獄」を掲載、監獄改良を論ずる（このころ監獄改良論さかん）。 京都滋賀新聞 6・10～24</p> <p>6・13 府、陸軍武官傷痍扶助及死亡の者祭粢ならびにその家族扶助概則を達す。 布達甲56号、大阪日報 7・8</p> <p>7・— 療病院、この日から向う61日間施療施薬を実施。 大阪日報 6・29</p> <p>8・8 農商務卿より、北海道移住は生活の目途ある者に限り明15～22まで士族 250 戸を移住させる旨を達す。 布達251号</p> <p>8・10 『京都滋賀新聞』、「絞台」と題して西大三郎の社説を掲載（監獄改良の必要性を説く）。 京都滋賀新聞 8・10</p> <p>8・— 洛東知恩院の私立眼病院はこの日から1,000人に治療。 大阪日報 8・3</p> <p>8・— 府看守長岡部伊三郎、勧善会を設け、改過遷善の実ある囚人の満期放免後、その救助のための会社設立を計画。 京都滋賀新聞 8・26</p> <p>11・— 葛野郡朱雀野村聚楽廻に上京区公立避病院を設立（のち市に引継ぐ）。 市学区大観</p> <p>12・17 府庁において地方衛生会開催。伝染病に罹る貧民の救助および医師取締規則を審議。 京都滋賀新聞 12・15、21、22</p> <p>12・— 半井澄、私立衛生会を設立（明18・10解散）。 大阪日報 3・18、市医師会50年史</p> <p>12・— 洛東今熊野村の医師鈴木某、不景気の折から罹病し医薬を求め難い者に無料診療をはじめる。 京都滋賀新聞 12・8</p> <p>12・— 東京はじめ各府県の駆黴院は京都府駆黴院の規則に準拠し検査治療の方法を設ける計画であるといふ。 大阪日報 12・19</p> <p>12・— 綾部藩の士族、協同して製紙場を設立。 大阪日報 12・5</p> <p>この年 ▷ 府下各地に旱魃。加佐郡行水村では50余人が困窮し、近隣の救恤を受ける。 府庁文書 明20-18、京都滋賀新聞 9・1、4 ▷ 京都市中金融逼迫。西陣では不景気で職工が車夫に転職するものあり。 京都滋賀新聞 8・7、12・22、大阪日報 2・21 ▷ 府下の有志、社会改良の目的で鳳城会を結成、「同和」教育にあたる。⁽⁶⁾ 大阪日報 12・16、奇日新報 明17・8・1</p>	

社会運動	参考	日本
<p>1・5 京都滋賀新報社、「徵兵令」と題して社説を掲載（改正徵兵令の解説）。⁽¹⁾ 京都滋賀新報 1・5、8、9</p> <p>1・8 機谷俊樹、伏見上風呂屋町寄席にて演説。治安に妨害ありとして中止解散させられる（1・22、府内にて1カ年間、政事演説を禁止される）。 京都滋賀新報 1・23</p> <p>1・22 加竹鶴、下京天使席にて演説。公衆の安寧に妨害ありと、中止解散を命ぜらる（31日、府内にて1カ年間、公然たる政談を禁止される）。 京都滋賀新報 2・2</p> <p>1・24 京都滋賀新報社、「民情如何」と題して徵兵令改正について社説を掲載。 京都滋賀新報 1・24、26</p> <p>1・27 四条北の演劇場において政談演説会を開催。弁士は松村山・杉本勝二郎・日比元淑・沢辯昇・奥本恵次郎ら。 京都滋賀新報 1・26</p> <p>2・3 四条北側演劇場において政談演説会を開催。弁士は加納龜太郎・杉本勝二郎・松村山・吉木顕臣。 京都滋賀新報 2・2</p> <p>2・3 松村山、四条北劇場で演説会。公衆の安寧に妨害ありと中止解散を命ぜられる（9日、府内にて1カ年間公然と政談を禁止される）。 京都滋賀新報 2・10</p> <p>2・10 松原天使席において演説会を開催。杉本勝二郎の演説は官吏侮辱に涉るとして中止解散。 京都滋賀新報 2・14</p> <p>2・12 新京極道場演劇場において演説を開催。弁士は加藤政之助、布施万、砂川雄俊、久松義典、広島秀麿ら、加藤政之助の演説治安に妨害ありと中止解散となる。 京都滋賀新報 2・10、14</p> <p>2・1 このころ、天田郡諸村で兵役忌避多し。府兵事課、連合戸長役場を巡回して説諭す。志願者、ようやく出るという。 京都滋賀新報 2・5</p> <p>5・8 天田郡畠中村ほか数カ村（現福知山市）で小作人ら、質物抵当三分の一にて取戻し、書入負債無利息6カ年賦要求。3千人屯集する（8月上旬福知山に負債者会議を開こうとし600人集る）。 自由新聞、青木年表</p> <p>5・初旬 福知山海眼寺に農民数百名集会す。負債を年賦等の方法で返却することを債主に承諾させるためといふ。主唱者塙見佐太郎・石坪万右衛門。 府庁文書 明16-26</p> <p>6・1 天橋義塾、敷地・塾舎を府に寄附し、宮津中学校に引きつぐ。</p> <p>7・1 愛宕郡鞍馬村（現左京区）で、負債入り身代限書入のため不穏。 自由新聞、青木年表</p> <p>10・31 相楽郡平尾村民（現山城町）、学資金徴収に反対し、30余人屯集する。 新潟新聞、青木年表</p> <p>10・下 天田郡直見村（現夜久野町）で負債入党おこり不穏。 同上</p> <p>11・中 天田郡石場村民（現福知山市）、困窮につき負債10カ年賦延納願い600人屯集する。 大阪日報 11・29、青木年表</p> <p>11・23 愛宕郡柳原庄付近に協議費等減額を要求し、100余人屯集する。 大阪日報 12・5、青木年表</p> <p>12・上 相楽郡にて租税延納請願を協議し、60人屯集するといふ。 東海新聞 12・11 青木年表</p> <p>12・1 相楽郡北河原村（現山城町）で5カ年間学校閉鎖を要求して紛争おこる。 大阪日報 12・11 この年 ▷ 地方政社天橋義塾消滅。</p> <p>2・1 上京区各組の医者47名が漸進医会を設け、上京第一社・第二社の貧病者に施療施薬。 京都滋賀新報 2・6</p> <p>2・1 児玉護一・加古義一ら、下京6組石屋町に真誠館を設立し、貧病者を救恤するための細目規則書を府へ出願。 京都滋賀新報 2・3</p> <p>6・23 府、六種伝染病に罹る貧困者救済規程を公布（7・1施行。17年度中に被救済者11名、総額152円余）。⁽²⁾ 府庁文書 明17-8、府会決議録議事録</p> <p>7・9 府、医師取締規則・私立病院取締規則を制定（8・1施行）。 府庁文書 明17-7</p> <p>7・12 山城・丹後地方に水害。紀伊郡伏見上北浜町岩村清兵衛ら、罹災者貧民へ施与。 府庁文書 明19-17、明17-45</p> <p>7・22 府、水害後の衛生につき、水害後清潔予防法を告諭。 府庁文書 明13-8</p> <p>7・29 葛野郡谷口村竜安寺塔中大殊院を府監獄本署ならびに六角支署在監人の伝染病避病所とする（9・30閉所）。 府庁文書 明17-20</p> <p>8・1 愛宕郡岩倉村の有志、柏村辰三・土屋栄吉ら、岩倉癲狂院を創立（明20岩倉精神病院と改称）。また、この地で民間による精神障害者の家族看護が行なわれる（城守家（文政年間）、今井家甲館（明3）、今井家乙館（大13）、岡山家（明15）、西川家（明25）、渡辺家（大12）、村松家（昭4）、山本家（昭4）等々）。 京都医事衛生誌439、府誌 下</p> <p>9・12 府、小学附属幼稚保育科規則を制定。 御布令</p> <p>11・24 府、盲啞院諸規則を改正公布（生活困窮者で郷閭隣保有志の助力により入学を願出する場合は、詮議の上授業料を免ずることあるべしと規定）。⁽³⁾ 布達甲122号 この年 ▷ 明石博高、私立厚生病院の支院を下京区東中筋文覚町に設置。 明治文化と明石博高翁 ▷ 与謝郡平田村の大火（明16・10）で129人が困窮におちいり、小屋掛料救助を郡長から府へ出願。 京都滋賀新報 2・15 ▷ 囚徒増加にともない、府は看手・女監取締・押丁など40余名を増員する。 府庁文書 明17-20 ▷ 府下に医術研究会が統設、療病院の医師を講師に派遣。 府庁文書 明17-10</p>	<p>(1) 徵兵令改正に際し、忌避のため10歳前後のものを戸主とし、あるいは、みだりに養子縁組の増加などあって、府の係官は府下各地域に説諭に赴走といふ。 京都滋賀新報 1・23</p> <p>(2) 「六種伝染病ニ罹リタル赤貧者ニシテ其親戚故焉ノ之ヲ資クル能ハサル者アルトキハ本籍寄留行路ヲ問ハズ其費用ハ地方費ヲ以テ救済スヘキニ付本人若クハ遺族ヨリ其事実及品目価額等ヲ具シ発病地ノ戸長、衛生委員奥書ヲ以テ所轄区役所ヲ経テ当庁へ出願セシム可シ、但シ獨行ノ旅人又ハ遺族ナキ者ニ係ル費用ハ宿主並ニ発病地ノ戸長衛生委員連署シテ本条ノ手続ヲナスヘシ」</p> <p>(3) また、規則改正の趣旨としてつぎのようにあげている。「本院ハ盲啞ヲ教養スル処ニシテ其教科ヲ専脩科普通科ノ二科トシ盲生ニハ二種ノ専脩科ヲ置キ補助學術同工芸ノ二部ヲ數種ニ分チ啞生ニハ専脩科ヲ學術工芸ノ二部ニ大別シ部中ニ數種ノ専脩科ヲ置キ各其補助科ヲ設ケ聾盲ノ四種、第一胎内ヨリ盲トナルモノ、第二襁褓ノ内不注意ヨリ盲トナルモノ、第三中年毀傷又ハ疾病ニヨリ盲トナルモノ、第四微シク闇明ヲ弁スルモノ。啞ノ五種、第一胎内ヨリ聾トナルモノ、第二襁褓ノ内不注意ヨリ啞トナルモノ、第三聾ニシテ声門毀傷スルモノ、第四声門ノミ毀傷スルモノ、第五中年疾病毀傷ニヨリ啞トナルモノ等ノ事ヲ認識シテ其種類ト性質ニ応シ適當ノ教ヲ施シ先ソ普通科ヲ授ケ修業中其性質ノ銳鈍學業ノ進否ヲ計リ本院ノ見込ト本人ノ希望トニ拠リ學ニ工ニ恰當の専脩科ヲ修メシメ以テ食力益世ノ基礎ヲ附与スルヲ以テ目的トシ常人ト交際ノ用ヲ欠カス營生上ニ於テ不便ナカラシメンヲ期スルニ在リ」</p>	<p>1・4 官吏恩給令を定め、太政官に恩給局をおく。</p> <p>1・17 福島県大梅村ほか数村の農民300余人、負債の減免延納を求めて屯集（この年各地に借金党、困民党など組織され、負債返弁騒擾続発）。</p> <p>1・1 徵兵令改正により、徵兵忌避のため、60歳以上の戸主と養子縁組を求めるもの増加。</p> <p>3・15 地租条例を定める（地租改正条例廃止）。</p> <p>5・13 群馬県自由党員湯浅理兵らによる群馬事件おこる。</p> <p>6・12 鹿鳴館で第1回婦人慈善市を開催。</p> <p>9・1 明16マーシャル群島ラエ島で日本人虐殺事件おこり、その調査のため農商務省から派遣。</p> <p>9・23 加波山事件。</p> <p>10・29 自由党解党。</p> <p>12・25 大日本節酒会結成。</p> <p>この年 ▷ 松方デフレ政策による不景気と凶作で農民の生活苦深刻化、全国各地で農民騒擾おこる。</p> <p>▷ 原胤昭、兵庫留監の教諭師となる。（日本人キリスト教徒で最初の教諭師）。</p> <p>▷ 池上雪枝、大阪の神道祈禱所に不良児童を収容保護（感化院のはじめ）。</p> <p>▷ 兵庫県監獄本署の姫路・明石両分署に発疹チフス流行。</p>

社 会 運 動	社 会 福祉
1・26 公私立学校生徒の多衆集合し、躁暴危険・奇異の行為取締りの布達（23日文部省達、24日内務卿警察取締りを極秘内達、26日府達）。 布達乙10号、府庁文書 明18-1	1・12 府、行旅死亡人取扱に係る費用および請求方について達す。 布達乙5号
2・1 府、府下の新聞社・銀行・会社社員関係者の身元・品行等を頻りに探偵。 大阪日報 2・15	1・1 府下の川東連合（現在の左京方面？）の医師40人陳雷社を設立。施療施薬の方法を設け1,000枚の施行券を配布。 日出 5・12
2・2 麻疹流行にあたり府から予防注意を達す。 布達乙15号	2・2 麻疹流行にあたり府から予防注意を達す。
5・11、12 同志社教師グリーン、デービス、および市川森广ら、四条北劇場で基督教演説会開催、聴衆約千人、うち婦人3分の1、芸娼妓も混り終始静肅なりといふ。 日出 5・13	2・9 府、町村衛生委員を設置。同時に町村衛生委員職務心得を制定（廃止は同年8・25、その事務は戸長が引継ぐ）。 布達甲13号
5・15 川上音二郎（自由童子）、五条橋東の人寄席にて学術演説会開催。演説中治安妨害ありとして中止解散を命ぜらる。 日出 5・17	2・1 条虫病院長豊田修達の発起で棄児・孤児養育を目的に私立育児院設立を計画。 大阪日報 2・19
5・1 南桑田郡に尚武団体生徳社設立。 丹波及丹波人	2・1 府、琵琶湖疏水工事従事の人夫はなるべく貧民を採用と決定。 大阪日報 2・18
5・1 このころ市内に空家多く、8,400戸にのぼる。家賃の高騰と協議費負担をさけた間借りの増加による。 ⁽¹⁾ 日出 5・28	2・1 真宗仏光寺派の有志僧侶、貧民救助の目的で大悲会を結成、貧民に米穀などを施与。 明教新誌 8・22
5・1 国税等不納にて失踪者多く、全郡および諸府県より探索照会多し。 府庁文書 明18-5	2・1 下京区長ら、不景気につき元社倉積立金穀を区内人民へ割戻しの出願を協議。 大阪日報 2・17
5・1 神宮道付近より日岡村までの間、あるいは周辺近郊で簡易宿泊盛ん。車夫・押売・乞食など一軒当たり20余名連夜宿泊といふ。 日出 5・20	3・15 府の未決監獄署落成につき、六角監獄分署の未決囚徒800余名を新監獄署へ移す（六角監獄分署3・16廃止）。のち下京第1組は同監獄分署跡の払下げを乞い、野菜栽培による利益を未就学児の学資に充当する計画もつ。 大阪日報 3・14、17、日本監獄教誨史
5・1 西陣織不況。2月に比し17戸263機を減じ、職工男310人、女194人を減ず。以後この年回復せず。明治期最大の不況といふ。 日出 5・14、織物史	3・31 府令で娼妓の年令を15歳以上に限ることを定める。 布達甲44号
6・2 『中外電報』第1188号、治安に妨害ありと認められ発行停止（23日解停）。 日出 6・4、13、23	3・1 京都明道会、極貧者の恤救を目的に済会を結成。 ⁽³⁾ 日出 9・10、26、明教新誌 8・16
6・5 田中宗三郎ほか2名、寺町今出川東入ル三宅卯兵衛席にて仏教学術演説会開催。田中演説「自由の解」、治安妨害とされ中止解散される。 日出 6・21	4・1 葛野郡中堂寺村善徳寺住職玉置覚禅ら慈善社を設立（事務所は寺町四条下ル大雲院寺内）。 ⁽⁴⁾ 日出 4・18
6・(11?) 府、農村不況・凶作・水害などにより済急趣意書を告諭。もっぱら労働集約・勤勉労苦・節儉貯蓄を奨励。 ⁽²⁾ 府庁文書 明18-5	4・1 下京区長ら貧家の児童のうち就学希望者に学資補給をし、さらに共同貧民学校の創立を図る。 日出 4・17
6・24 京都百姓会結成（会員79名）。以後各郡農談会員にも賛同を求め組織化を決定。 日出 6・21	4・1 下京第32組内の開業医、麻疹流行にあたり3,200枚の施療券を発行し、貧困者に交付。 日出 4・18
6・1 相楽郡和束郷、瓶原・綾喜郡井手ほか1郷を相手どり大審院に上告した宛山引揚大公事、原告勝訴。 日出 6・26	4・下 京都市中の米商の廃業多い。 日出 4・29
8・3 市中大工職、組合を結成、両替町三条上ルに事務所を設置。手間賃1日30銭と定め、未加入者の市中就業を禁止。 日出 8・6	5・1 京都諸宗の管長集会し、有志拠金して貧民救助を行なうことを協議。 ⁽⁵⁾ 日出 5・20
	5・1 上京第22組荒神南雪月庵主人西脇忠七、米1升ずつの施米券1万枚を発行し以後3年間の施米を申出る。 日出 5・28
	5・1 全国的大飢饉。二条外堀に投身多く、市中に乞食・棄児続出。 ⁽⁶⁾ 朝野 5・19、7・2
	6・25 京都駆獣院、療病院から独立。 府立医大80年史

参 考	日 本																											
(1) 平均家賃変化表 (単位 円)	1～2月 山梨・静岡県の借金党・困民党・小作党は自由党左派の指導下に全県的暴動起す。																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">表 家 8 坪</th> <th colspan="3">裏 家 6 坪</th> </tr> <tr> <th>上</th> <th>中</th> <th>下</th> <th>上</th> <th>中</th> <th>下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明1</td> <td>1.60</td> <td>1.20</td> <td>0.20</td> <td>0.90</td> <td>0.70</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>明18</td> <td>2.40</td> <td>1.60</td> <td>0.30</td> <td>1.30</td> <td>0.85</td> <td>0.18</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	表 家 8 坪			裏 家 6 坪			上	中	下	上	中	下	明1	1.60	1.20	0.20	0.90	0.70	0.10	明18	2.40	1.60	0.30	1.30	0.85	0.18	1・1 山陰地方で、徵兵のがれ祈願のため出雲大社に参拝するもの増加。
区 分		表 家 8 坪			裏 家 6 坪																							
	上	中	下	上	中	下																						
明1	1.60	1.20	0.20	0.90	0.70	0.10																						
明18	2.40	1.60	0.30	1.30	0.85	0.18																						
(2) 「(前略) 然ラハ則チ之カ計ヲ為ス如何。曰ク他ナシ。労力ノ度ヲ増シ貯蓄ノ法ヲ設クルノニ途アルノミ。労力ヲ増ストハ何ソ。例ヘハ從来三度取リシ田草ヲハ五度六度モ取ルカ如シ。不氣候ノ損害ヲ人力ニテ補フ事ナリ。若之カタメ人力ノ不足ヲ告ンカ、平素朝六時ヨリタ六時迄労働ニ服セシモノハ宜ク之ヲ延ハシテ四時ヨリ八時迄トスヘシ。且我国ノ労働者ハ世界無比ノ労働ヲナスニモ拘ハラス其間或ハ午睡ニ雜談ニ喫煙休憩ニ優々絶々不規則ニ時間ヲ徒費シ顧ミサルノ弊アリ(中略)然リト雖モ精神一タヒ到ラハ何事カナラザラン(後略)」	3・24 種痘施術心得書制定(明7・10公布の心得一新)。																											
(3) 久邇宮の發意により結成。同年1月又6月結成ともある。事務所は寺町四条上ル。修身等の説教を行ないながら相国寺・淨福寺・建仁寺・法林寺などで施米。のち貧児学校を設立。	4・6 農商務省、小作慣行調査を各府県に命令。																											
(4) 衛生運動のため尺八を吹き市在を歩く。その喜捨錢を鳏寡孤独の者に施与、盲啞院にも寄附。	4・14 阿仁鉱山を古河市兵衛に払下げる。																											
(5) その折区役所で貧民を区分、1鰥寡孤独、2不具で営業不可能の者、3家業を営むも家族が多く生活困窮の者。	4・18 専壳特許条例公布。																											
	5・5 屯田兵条例公布(廃止明37・9)。																											
	5・9 日本銀行、初の兌換券発行。																											
	5・12 宮城県刈田郡数カ村の借金農民蜂起。																											
	5・18 鎮台条例改正(全国を7軍管とする)。																											
	5・23 内務省、新聞論説の転載に原新聞持主の許可を必要とする旨達す。																											
	5・28 ドイツ、疾病保険および災害保険を交通労働者に適用。																											
	5・1 この頃、全国的に飢饉。都市農村の惨状甚し、内務省では各府県下の貧民調査の結果を上申。																											
	6・17～7・3 大阪淀川大洪水。																											
	7・21 内務省、監獄刑死者の遺骸解剖許可規定を告示。																											
	7・1 横浜市浄水道完成(我国洋式上水道のはじめ)。																											
	7・1 岩本善治、『文學雑誌』発刊。																											
	8・12 衛生委員を廃止。																											
	8・1 甲府某製糸工場女工が一斉休業。																											
	9・24 違警罪即決例公布。																											
	9・26 陸軍省、徵兵のがれを40歳までは発覚次第徴集の旨達す。																											
	11・9 種痘規則公布(種痘医規則、天然痘予防規則廃止、明19・1・1施行)。																											
	11・11 大日本織物協会設立。																											
	11・23 大阪事件おこる。大井憲太郎・小林楠雄らを逮捕。																											
	11・1 高島炭坑坑夫賃下げ反対の紛議をおこす。																											
	12・22 太政官廃止(内閣制度創始)。																											
	12・22 伊藤内閣成立。																											
	この年																											
	▷ 高瀬真卿の私立予備感化院設立(東京)。																											
	▷ 東西両本願寺に教誨師の辞令交付。																											
	▷ 明17以来の天然痘流行。																											
	▷ 長崎県下にコレラ病発生し各地に流行猖獗。																											
	▷ ロシア、紡績工場女工および少年工の夜業禁止。																											

社会運動	社会福祉	参考	日本
<p>8・13 城山静一・大谷木備一郎・柏頼真・小川定明ら、新京極道場（演劇場）にて政談演説会開催。演題「旭日の光に照して國の政略を見よ」「君主と法律関係競争の説」などのうち、第1席「權は猶ほ劍の如し」が治安に妨害ありとして中止解散を命ぜらる（23日再び上記弁士にて開会の予告あり）。 日出 8・10～12、15、23</p> <p>8・25 小室信介（元立憲政党新聞（大阪日報）自由新聞記者、外務省御用掛、民権論者）、肺結核にて東京で没す（9・6 医師服部嘉十郎・画家久保田米遷、相国寺にて追善会挙行）。 改進 8・27、日出 9・1、9</p> <p>8・中 与謝郡・竹野郡で学校入費反対で屯集、不穏（18日府警察本部・学務課両官員を調査に派遣）。 日出 8・19、京都地方運動史</p> <p>8・— このころ府下士族破産者4,095人（破産法取調委員調査）。 朝野 8・29</p> <p>9・1 旧自由党員土居光華、東京府2等属を拝命し調査課勤務となる。 日出 9・1</p> <p>9・8 『中外電報』編集人岡田武一郎、1188号事件にて起訴され、公判行なわれる。 日出 9・8</p> <p>9・— 西陣有志機業談話会発足、月2回会合を決定（事務所智恵光院笹屋町下ル西陣織物業組合）。 日出 9・26、27</p> <p>10・23 徴兵逃れ、徵兵洩れの者、40歳までは発覚次第無条件徵集となる。 布達乙167号</p> <p>10・— 娼妓紹介所設置。1花街ごとに取締人・委員をおき「正当な取引」を行わしむ。 日出 10・3</p> <p>10・— 府下愛国有志、善友社を設立、清水の廃寺にて維新前の国事に倒れたものを顕彰、その履歴を演説して慰靈する計画ありという。 日出 10・21</p> <p>10・— 宇治郡木幡の青年ら、政談会を組織。毎月1回政談演説会開催を決定。 日出 10・29</p> <p>11・— 綴喜郡郷ノ口村官撰戸長、事務取扱不備不正遅滞等多く、役場給料遅欠配・公金費消・無錢飲食買掛等々放縦横柄なるにより用掛筆生は辞表呈出、臨時雇は就労を拒否し、人民の離反著し（11・29井手分署巡査申報、12・12庶務掛建議、12・14郡長内議了承、取調書記官派遣）。 府庁文書 明18-9</p> <p>12・12 『中外電報』第1336号、治安に妨害ありと認められ発行停止を命ぜらる。 日出 12・12</p>	<p>7・1 山城地方水害。7～8月府下の水害罹災者救済策として府では臨時郡部会を開催しその対策をねる。中外電報・日出新聞両社は義捐金を募集。この他府下の篤志家の施米・施金・施療施薬など多し。市内では上京2,891人、下京3,250人が寄附。これに対し府では感謝状を交付。 府庁文書 明18-50、日出ほか</p> <p>7・— 下京第15組祇園の京都眼科病院、施療券を各町村戸長役場に配布し困窮者の治療にあたる。 日出 7・9</p> <p>8・7 府、貧民調査を実施。 日出 8・9</p> <p>8・12 府会郡部会、地方税工事の工夫に窮民を使役させるよう知事に上申。 府会志</p> <p>8・24 下京第23組東中筋七条上ルの多田安兵衛・親康忠紀らの発起により積慶社を結成（各自適宜に銀行預金し貧民救助に充当）。 日出 8・27、29</p> <p>8・27 仏光寺大宮西入ル帰命院で下京1、2、9各組、上京26、27組の5組内の極貧者に対し1人5合ずつ施米。 日出 8・25</p> <p>9・— 不景気に際し貧民救助資金づくりのため天台・浄土宗の僧、托鉢を計画、他宗にも呼びかける。 日出 9・20</p> <p>9・— 下京区役所書記永島某ら、同盟会を結成（会員の疾病、災難を救恤）。⁽⁶⁾ 日出 9・25</p> <p>10・— 貧困者の多くが無学文盲であるのを憂い、下京第31組医師服部慶順、同組小学校へ500円寄附（その後他の有志も寄附し1,000円に達する）。 日出 10・22</p> <p>11・16 京都婦人愛隣会発会。⁽⁷⁾ 日出 11・10ほか</p> <p>11・— 下京第13組御幸町通綾小路下ル医師服部嘉十郎ら生命保存会を結成。貧困者の施療施薬も行なう。 日出 11・3</p> <p>12・— 愛宕郡修学院村戸長音川某、村内の14～15歳以上の者で昼間就学できぬ者のために夜学校を設立。入学者は30余名。 日出 12・4</p> <p>12・— 下京第15組祇園北側町の老娼裙里村政勇ら娼妓互懲会を結成。⁽⁸⁾ 日出 12・11</p> <p>12・— 京都市内の豪商有志の申合せにより職人会社を設立（職業紹介を実施。婦人らに手内職教授も計画）。 大阪日報 12・24</p> <p>12・— 菅井治郎吉ら、下京第25組魚棚室町西入ルに清井社を設立（飲料水を清潔にするため各戸の井戸浚を業とする）。 府庁文書 日出 12・19</p> <p>この年</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ コレラ病流行。府下でも330人（内死亡256人）の患者発生し、府から数度の告諭を発す。10・19には検疫委員を設置。検疫本部、上下京および伏見警察署に検疫支部をおく（この時が検疫制度のはじめ。廃止12・11）。この他避病院を開院。市でははじめて井水検査を実施するなどその対策にあたる。 布達要約、市政史、日出 ▷ 盲啞院では生徒が147名に増加し、財政困難におちいり、娼妓貸座敷賦金から17年度4,400円、18年度3,750円の補助をうける。 ろう学校90年史 	<p>(6) また京都市内に虚無僧が増加、府では巡回に追出しを命じている。このころの府下の不景気のありさまはつきのようであった。「一般不景気ノ為メ府内へ乞食多ク入り込ミ星ハ橋上ニ袖乞シ夜ハ橋上ニ露臥ス又貧困ノ為メ棄子多シニ外堀ノ如キハ身投頗ル多ク為メ交番所ヲ設ルニ至ル又タ丹波国南桑田郡馬路村ハ郡部ニテハ先ツ中等以上ノ所ナルカ近来ノ不景気ニ就テハ余程困難シ是迄ハ如何ニ下等ノ者タリモ白米五合ヨリ少ナク買入ルモノハナカリシニ近頃ニテハ一錢買ヲ為スモノ尠ナカラス併シ一錢ニテモ五厘ニテモ錢ヲ出シテ物ヲ買ヒ得ルモノハ猶ホ乗上ナリ甚シキハ購買ノ力全ク尽キ果テ飢餓ニ迫ルヨリ田畠原野ニ生シテ苟クモ食用ニ供シ得ヘキ程ノ青物ハ片端ヨリ之ヲ食ヒ今ハ是レスラ取尽シテ恰カモ野ニ遺菜ナクシテ民ニ菜色アリトモ云フヘキ有様ナリ又タ同府有名ナル宇治茶モ今日ノ景況ニテハ本年ノ茶ハ僅々三四分ノ作ナルヘシト云ヒ本年ノ不作ハ山城全国ニテ百万円以上ノ損害ナルヘシト云ヘリ是レハ両三年來ノ不景気ヨリ必要ノ肥料ヲ減シタルト去年來ノ嚴寒ト本月ノ降霜（本月三日朝ノ降霜ノ為メ茶ノ芽ハ赤色トナリシモノ少ナカラス）トノ三者カ大原因ナリ只タサヘ不景気ノ処へ肝腎ナル茶作ノ損害百万円以上ニモ及フアレハ其困難推シテ知ルヘキナリ」 明治協会雑誌81号</p> <p>(7) 会員制、毎月25錢ずつ積立て預金し会員が病気その他非常の災難を受けた時に救恤。</p> <p>(8) 目的は慈善事業で事務所を上京第25組布袋屋町におく。幹事に新島やえ・齊藤のぶ・網島ふさ・村田すて、教師にグリーン夫人などがあり、毛糸細工・仕立物などの製品もつくる。</p> <p>(9) 毎月いくらかの金を積立て預金し会員中駆黙院へ入院する者がある時は入院費等の支弁をする。</p>	<p>▷ オーストリア、11時間労働法採用。</p> <p>▷ 紙幣整理による不況、その極に達する（いわゆる松方デフレ）。</p> <p>▷ 世なおしをとなえる丸山教、静岡の西ガ谷騒動おこり、南信濃などの農村に波及。</p>

社 会 運 動	
1・一 府、「新平民」状況調査。日出 1・29	8・一 愛宕郡田中村の京都府立撫糸場盛況。さらに器械を増置し、12歳以上の女工數十名を召集。日出 8・14
1・一 丹後縮緬は製造人卸売仲買小売者らが同盟し丹後縮緬業組合を結成。日出 1・8	9・23 船井郡半田村・口人村・下新口村・宍人村等六カ村代表6名、戸長6カ年の続任を不満として、更迭の請願を行なう。府庁文書 明18-9
2・10 綾部で町費取立の戸長役場取扱に不満、200戸長役場へ押かけて紛争。警察の説諭で解散。日出 2・17	9・一 機業者と仲買商の発起人10名の申合せにより西陣同業組を結成。伏機の数を定めその分は信用を得たる仲買商以外へは売渡さないことを約定。日出 9・29、10・2
2・一 府、非政治的講談論義の集会をなす者に対し、3日前に事項・場所・日時・住所氏名などを警察に届出することを定む。日出 2・10	9・一 舞鶴鎮守府設置に関し、舞鶴町民に献金内願のため東上のうごき。日出 9・15
2・一 上堀川出水辺の家主に対して借家人一同が申合せ家賃の引下げを請求し、3割方引下げとなる。日出 2・26	10・8 七条米商会所移転(10・15落成、11・5移転)について下京26組の町民組内の衰微を憂い、60余名京都府へ押しかける。 ⁽³⁾ 日出 10・9、10、12、17、11・7
3・中 南桑田郡神前村で貧民屯集し、6人が火をたいて騒ぎ不穏。日出 3・23	10・11 京都染工講習所開業式。日出 10・7、10
3・23 京都染工組合、有志集談会にて、伝習講習所設置を決定。日出 3・25	11・1～ 西陣織物業界、奉公人を含め、毎月1日、15日および大祭日における休暇の励行を決定。日出 11・3
3・一 品川政蔵・百井護一ら、丹後天の橋立および東京谷中天王寺墓地に小室信介記念碑建設に着手。日出 3・23	11・一 府工務局長、西陣織工場をはじめ田中村撫糸場・河原町織殿・五条清水粟田陶器工場など各職工場を巡回。日出 11・26
5・2～3 新京極蛸薬師上ル福の家において川上音二郎、血涙演説会を開催。中止解散となる。直後、落語家の鑑札を利用し笑福亭席にて諷刺刺を行なうといふ。 ⁽¹⁾ 日出 5・1、4	この年 ▷ 同業組合結成前年ににつづき多數。日出
5・10 京都共進会場において染業集談会を開催、職工の弊害を矯正する方法如何など協議。貯金による足止・検束法・定期就業・就業規約の認可をうけるなどの案あり。日出 5・13、15、18	
5・23 松原通り因幡薬師境内において京都竜門会員、演説を開催。弁士と傍聴者との間に舌戦あり、遂に解散。傍聴料半額は返上。日出 5・25	
5・一 丹後縮緬商中村忠兵衛(下京第3組觀音町)、丹後縮緬の改良を図らんため、機業者の改良法、職工の取締法、共同荷扱問屋の方法を印刷し、広く同業者に頒布。日出 5・6、7、8	
6・6、7 川上音二郎、新京極道場の劇場にてコレラ退治日本魂演説会を開催。日出 6・6	
7・30 南桑田郡宮川村総代2名、地券書換手数料教育費流用等に不満、戸長の恣政ありとして知事に建白。府庁文書 明18-9	
7・一 大工職、組合を結成し、賃銭を協定したが、不況にて上等職人競争はげしく、賃銭低下傾向といふ。 ⁽²⁾ 日出 7・4	3・12 内務大臣、府知事に対し恤救規則心得・避病院開設の件等を達す。府庁文書 明16-3
8・20 米国禁酒運動家レビット夫人、夷川西川端の京都俱楽部にて演説、參聽無料。通訳は同志社の安部礎雄(9・10～11にも同志社構内会堂において演説)。日出 8・19、22、9・10、18	3・22 乙訓郡物集女村中山新蔵、村内の貧民60余戸に玄米3斗ずつ施米。日出 3・26
8・一 七条新地を拡大(橋下および竹林園子などを合併)、取締所は平井町巽女紅場におく。日出 8・28	3・27 葛野郡西七条村の有志、同村安阿弥寺で村内の貧民に約10石を施粥。このほかこの年も有志の施米さかん。日出 3・30
	4・10 この月から府は疎水工事に囚徒を使う(作業内容は疎水運河工事・煉瓦製造・粘度運搬など)。京都刑務所の沿革

参 考	日 本																								
(1) 「鼻下長のお利口連は勿論、丁稚に下婢に番頭に丹那に奥さんに僧侶神主までヘラヘラハラといいだす様になりて大流行の一物となり…」。日出 4・16	1・26 北海道庁設置、從來の県を廃止。																								
(2) 職人の賃銭	2・5 宮内省官制公布。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>上</th><th>中</th><th>下</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 工</td><td>35銭</td><td>30銭</td><td>25銭</td></tr> <tr> <td>左 官</td><td>35</td><td>32</td><td>28</td></tr> <tr> <td>右 工</td><td>40</td><td>35</td><td>30</td></tr> <tr> <td>飛 口 方</td><td>24</td><td>20</td><td>15</td></tr> <tr> <td>木 び き</td><td>30</td><td>25</td><td>15</td></tr> </tbody> </table>	区 分	上	中	下	大 工	35銭	30銭	25銭	左 官	35	32	28	右 工	40	35	30	飛 口 方	24	20	15	木 び き	30	25	15	2・26 公式を公布。
区 分	上	中	下																						
大 工	35銭	30銭	25銭																						
左 官	35	32	28																						
右 工	40	35	30																						
飛 口 方	24	20	15																						
木 び き	30	25	15																						
	3・24 『朝野新聞』、「東京府下貧民の真況」を連載開始。																								
	4・一 東京市15区・南葛飾郡の壁職人、東京壁職業組合結成(職人組合のはじめ)。																								
	5・一 前年からのコレラ蔓延。夏から秋にかけて全国に流行、患者155,923人、うち死亡108,405人。																								
	6・3 静岡事件発覚。																								
	6・12 甲府の雨宮製糸場の女工、取締の苛酷、賃金引下げなどによる賃金差引きに反対して同盟罷業(わが国同盟罷業のはじめ)。																								
	7・20 地方官官制公布(衛生事務は第2部の所管となる)。																								
	10・24 英船ノルマントン号、紀州沖で沈没。日本人乗客23人全員溺死し問題化。																								
	11・6 中央衛生会官制公布。																								
	12・6 矢島楫子ら、婦人矯風会を創立。																								
	この年 ▷ 下半期より鉄道事業をはじめとし、紡績業・鉱山業などに新規会社設立の機運おこる(いわゆる企業勃興)。 ▷ 民權教歌・拔刀隊の歌など流行。 ▷ 干害で6～8月に新潟・神奈川・埼玉・鳥取・島根・大阪などで農民の水騒動頻発。																								
↗ 5・18 避病院仮規則制定。府衛生要覧																									
5・一 府下に腸チブス・発疹チブス流行し妙覚寺(継光院通新町西入ル)など各地に避病院開設。日出 5・25、7・2、10・6																									
6・20 プローメリー、天主教女子教育院設立(フランスショウハイスクール市に本部を有するイエズス会員のメリーラ、京都市六角烏丸西入ルの一民家で孤児数名を収容、明21収容人員50余名に達し、河原町三条上ルに新築移転)。社会時報 10・5、府庁文書 大15																									
6・一 府会臨時区部会で伝染病予防費補助願を内務大臣あてに提出。 ⁽⁴⁾ 府会志																									
6・一 同志社、デービス邸内に同志社病院仮診療所を開所。京都看病婦学校の授業を開始。同志社90年小史																									
9・20 新島襄、大日本衛生京都支会で京都看病婦学校設立の趣意書を論ずる。日出 9・22																									
	この年 ▷ コレラ大流行。1～7月の府下の罹患数1,398名、死亡1,095名。患者が避病院入りを嫌ったので、知事が各宗の管長に予防説教を依頼。また本願寺教務所は『喩解問答』を頒布。5月以降、府下各地でコレラ流行のため交通遮断され、各種の集会・興行が禁止される。5・19府は愛宕郡柳原村(戸数1,052戸)に対し清潔方施行を達す。 ⁽⁵⁾ 日出 5・20、7・29 ▷ 三輪凌雲、知恩院境内に脚氣病院設立(明21・9廃止)。																								

社 会 運 動	参 考	日 本
<p>2・4 段証依秀・成田満ら、道場劇場にて政談演説会。演題「本末を明にせよ」、「政党组织を論ず」など。 日出 2・5</p> <p>2・16 夜、熊本県人永瀬徳久ら、京都角座で政談大演説会。演題「日清両国水兵事件結局に感あり」など。 日出 2・15</p> <p>3・1 在東京上林敬太郎ら5名、神田に山城義会を設立。山城出身の青年を糾合、相互扶助を計る。 日出 3・13</p> <p>5・27 夜、新京極で政談演説会(全国有志大懇親会参加者によるか?)。演題「代議政体の準備」、「キリスト教の勢焰および仏教再興の策如何」など。途中中止命令で解散。 日出 5・26, 29</p> <p>5・29 夜、末広重恭ら、新京極三条下ル劇場で政談大演説会。参加者1,000名以上、途中中止解散を命じられる。 日出 5・29, 31</p> <p>6・1 伏見義民記念碑竣工式および百年祭挙行。 日出 6・2</p> <p>6・5 星亨・溝口市次郎ら、祇園歌舞練場にて政談演説会。星亨の演説中、解散を命じられる。 日出 6・5・6</p> <p>6・11 内山玄骨ほか2名、新京極大西座で「僧侶に望む」を演説、仏教批判に関し聴衆を紛糾。 日出 6・14</p> <p>6・25 『東海曉鐘新報』記者前島豊太郎ら、京都角座で仏教演説会。政談にわたるとして中止解散。 日出 6・25, 28</p> <p>7・15 田中直亮ら4名、福井座で政談演説会。 日出 7・15</p> <p>7・23 山本弥一郎、段証ら、京都角座で演説会。 日出 7・23</p> <p>9・15 祇園座で中央政談大演説会。会長揖東正彦。 日出 9・15</p> <p>9・1 深草村民、永らく地方税協議費徴収に反抗していたが、ようやく官撰戸長森守信によって順撫されるという。 日出 9・28</p> <p>9・1 愛宕郡下鴨村の有志通俗講談会創設。貧民の子弟を教育し官令の解説などを行なう(11月、会員300名以上という)。 日出 11・12</p> <p>10・17 四条南劇場で政談大演説会。「京都府民諸君に告ぐ」、「國家の強弱を論ず」など。中止解散。 日出 10・16, 19</p> <p>10・25 四条南劇場で芸妓ら風俗改良演説会を開く。演題「貞操の説」、「日本女子の不甲斐性」など。 日出 10・25</p> <p>10・25 岩神座で川上音二郎、学術演説会を開く。聴衆250名。 日出 10・27</p> <p>10・27 川上音二郎、壺屋町駒井席で租税論演説会を開く。聴衆数名、官吏に暴行し拘引さる。 日出 10・27, 11・3</p>	<p>11・9 夜、坂部孝吉ら、四条南劇場で政談演説会(演題「書生に一針を呈す」など)。解散を命じられる。のち、懇親会と称して群集を集め知恩院境内に繰込むが浦上格らに阻止される。 日出 11・9, 11</p> <p>11・13～15 夜、林碧・松浦大三郎ら、福井座で政談大演説会(演題「地方官に望む」、「破壊主義者」、「反動論」など)。 日出 11・13</p> <p>11・14 建白書東上委員として植島幹ら京都を出発。 同上</p> <p>11・25 伏見51カ町住民、連署で用掛3名の退職を要求、意見書を戸長に提出。 日出 11・26</p> <p>11・25 四条南劇場で浦上格ら政談演説会。「機失う勿れ」なる講演中、現政府を倒す旨述べて中止解散を命じられる(同氏は高砂署により5日から満2年間府内で政論の公開を禁じられていた)。 日出 12・8</p> <p>11・— この月1日より20日までの演説会認可、下京署管内で25回。 日出 11・18</p> <p>12・4 四条南劇場で自由政談講演会(聴衆800名)。 日出 12・6</p> <p>12・14 福井座で坂本清策・芝亭実忠ら政談演説会。「改良の解」、「政党団結の目的」、「国民の元気を論ず」等。坂本の「官民の調和をはかるは今日の急務」の講演中、治安に妨害ありとして中止解散。 日出 12・13～16</p> <p>12・18 夜、福井座にて東京の上村伯郎ら、忘年興東政談演説会。 日出 12・17</p> <p>12・— 友仙業者、共同社を設立(同業の利益・技術の改良・庸人取締りなどを目的とする)。 京都地方労働運動史 この年</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 新井毫ら創立委員となり、小室信介・沢辺正修の記念文庫を同志社内に設立することを計画。 ▷ 工場設立多し(職工払底し職工の争奪おこる)。 <p>社 会 福 祉</p> <p>2・23 明道協会、成道院(下京第9組綾小路大宮西入ル)において例年どおり貧民へ米10石施米。 日出 2・11</p> <p>3・— 京都婦人慈善会設立(御池通寺町西、知事北垣国道の尽力により発会)。 社会時報 9:10、府誌 下</p> <p>3・— 京都医学校、地方税からの補助を勅令48号をもって断たれ、療病院がこれを継続する。 府立医大80年史、日出 3・29</p> <p>4・— 相楽郡木津市阪の有志、壯年会を設立(当初消防の任務にあたり、のち出征軍人家族の生業扶助にあたる)。 相楽郡誌 この年</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 宇治郡笠取村字西笠取の有志、夜学会を設立(のち日清戦争では尚武の養成を目的とし、明32には民法の研究会をする)。 日出 明32・2・22 	<p>1・24 地方制度編纂委員会設置。</p> <p>1・— 警視庁、凶徒嘸集・国事犯捕獲などのため秘密探偵を増員。</p> <p>2・15 『国民之友』創刊(主宰徳富蘇峰)。</p> <p>2・24 小沢弁蔵ら、鉄工組合設立準備の懇親会を開催、不成功。</p> <p>3・23 首相伊藤博文、鹿鳴館に地方長官を召集し、地方有志の海防費献金を求める旨訓示(これに関連して5・24黄綬褒章を制定公布)。</p> <p>5・20 博愛社、日本赤十字社と改称(第1回総会開催)。</p> <p>5・— 北海道貧窮患者施療規則を制定。</p> <p>6・1 衛生試験所設置。</p> <p>6・30 中央衛生会、上下水道布設促進の建議。</p> <p>8・— 政府の條約改正案反対運動さかん。</p> <p>8・— 京都の本願寺の普通教校生徒有志で組織した反省会、『反省会雑誌』を創刊(『中央公論』の前身)。</p> <p>9・22 石井十次、岡山孤児院創設。</p> <p>10・3 後藤象二郎、民間有志を集め大同団結運動をおこす。</p> <p>10・16 各地より上京中の壮士、日本壮士大運動会と称し上野公園に集合、治安妨害を理由に解散を命ぜられる。</p> <p>10・— 高知県代表、三大事件建白書を元老院に提出(地租軽減・言論集会の自由・外交失策の挽回)。</p> <p>12・26 保安条例公布。</p> <p>12・28 新聞紙条例改正公布。</p> <p>この年</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 豊作で農民争議は数件に減少。